

第百七回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号

昭和六十一年十一月二十五日(火曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 石川 要三君

理事 北口 博君 理事 竹中 修一君

理事 戸塚 進也君 理事 船田 元君

理事 宮下 創平君 理事 上原 康助君

理事 鈴切 康雄君 理事 和田 一仁君

有馬 元治君 小川 元君

大村 襄治君 河野 洋平君

鴻池 祥肇君 武部 勤君

月原 茂皓君 前田 武志君

宮里 松正君 谷津 義男君

角屋堅次郎君 田口 健二君

市川 雄一君 齊藤 節君

川端 達夫君 児玉 健次君

柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 玉置 和郎君

(國務庁長官) 栗原 祐幸君

(防衛庁長官) 内海 倫君

出席政府委員

人事院 總裁 鹿兒島重治君

人事院事務總局 給与局長 近岡理一郎君

總務政務次官 田中 史君

總務庁人事局長 佐々木晴夫君

總務庁行政監視局長 山本 貞雄君

防衛庁長官官房 友藤 一隆君

防衛庁人事局長 松本 宗和君

国土庁防災局長 山本 重三君

委員外の出席者

農林水産大臣官房 青木 敏也君

自治大臣官房 森 繁一君

消防庁次長 山越 芳男君

警察庁警備局 消防官 小山田 潔君

国土庁長官官房 審議官 能勢 邦之君

文部省初等中等 教育部中学校課 林田 英樹君

厚生省社会局 庶務課長 瀨田 公和君

厚生省社会局 庶務課長 福田 孝雄君

厚生省社会局 老人福祉課長 眞野 章君

厚生省児童家庭 局企画課長 市川 喬君

厚生省児童家庭 局母子福祉課長 柏崎 澄雄君

農林水産省 構造改善局農政課長 白井 英男君

建設省住宅局 住宅総務課長 鈴置 哲朗君

自治省財政局 財政課長 三井 康壽君

内閣委員会調査 室長 柿本 善也君

委員の異動 十一月二十五日 石川 健一君

補欠選任

住 榮作君 小川 元君
同日 小川 元君 補欠選任 榮作君

十一月二十一日

国家機密法の制定反対に関する請願(工藤晃君紹介)(第一八五四号)

スパイ防止法制定に関する請願(伊藤宗一郎君紹介)(第一八五五号)

同(内海英男君紹介)(第一八五六号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第一八五七号)

同(榎本和平君紹介)(第一八五八号)

同(加藤弘一君紹介)(第一八五九号)

同(田澤吉郎君紹介)(第一八六〇号)

同(津島雄二君紹介)(第一八六一号)

同(長谷川峻君紹介)(第一八六二号)

同(畑英次郎君紹介)(第一八六三号)

同(堀之内久男君紹介)(第一八六四号)

旧台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第一八六五号)

同(石川要三君紹介)(第一八六六号)

本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出第一四四号)

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出第一八号)

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〇石川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案、臨時行政改革推進審議会設置法案、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。玉置総務庁長官。

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案

臨時行政改革推進審議会設置法案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〇玉置國務大臣 ただいま議題となりました法律案のうち、まず地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、国、地方を通ずる行政改革を当面の重要課題の一つとして位置づけ、その推進に取り組んできているところであります。その一環として、昨年末の閣議決定「昭和六十一年度に講ずべき措

置を中心とする行政改革の実施方針について」において、臨時行政改革推進審議会の答申で指摘された機関委任事務及び国、地方を通ずる許認可権限等の整理合理化事項について答申の趣旨に沿って措置する旨、決定いたしております。

今回は、これらのうち所要の法律案を国会に提出するものとされた事項を取りまとめ、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、機関委任事務の整理合理化に関する事項としましては、社会経済情勢の変化等により実質的な意義が失われたものについては、これを廃止することとし、地方公共団体の事務として既に同化定着しており、その自主的な判断によって処理することが適当なものについては、団体事務化するすることとし、市町村において処理することが効率的であるものについては、これを市町村委譲することとする等、合わせて五十事項を措置することとしたしております。

第二に、国、地方を通ずる許認可権限等の整理合理化に関する事項としましては、性質上全国的統一性を確保すべきものについても、地方の実情を踏まえた事務処理を行うことが望ましいものについては、これを都道府県知事に委譲することとし、十一事項を措置することとしたしております。

この法律案は、以上のとおり、地方公共団体の自主性・自律性を強化しつつ、地域の実情に合った総合的、効率的な行政の実現及び事務運営の簡素化を図る観点から、機関委任事務及び国、地方を通ずる許認可権限等の整理及び合理化を行うため、十一省庁四十三法律にわたる改正を取りまとめたものであります。

なお、これらの改正は、一部を除き公布の日から施行することとしております。

次に、臨時行政改革推進審議会設置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、さきに述べましたとおり、かねてから行政改革を国政上の緊要な課題の一つとして位置づけ、これに取り組んできたところでありますが、引き続き行政改革の推進が要請されている現下の情勢にかんがみ、今後とも所要の施策の実施に努めてまいらなければなりません。

そのためには、各界有識者の御意見を聴取しつつ諸般の施策を推進することが、重要かつ有益であると考える次第であります。

去る六月二十七日をもって存置期限を迎え、解散した臨時行政改革推進審議会（行革審）も、その最終答申において、国民の全般的な協力を得つつ改革の推進を図る観点から、行政改革のための審議機関を引き続き設置することが必要である旨を提言しているところであります。

そこで、政府といたしましては、今般、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会を設置することとし、ここに、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

今般設置しようとする、いわば「新行革審」ともいうべき臨時行政改革推進審議会は、行政改革に關し臨時行政調査会の行った答申並びにさきに解散した臨時行政改革推進審議会の述べた意見及び行つた答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申することと任務としており、審議会の意見または答申については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならぬこととしております。

審議会は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもって組織することとしております。

また、審議会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があるとき認めるときは、みずからその運営状況を調査することができることとしております。

なお、審議会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、一括してその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月十二日、一般職の職員の給与について、俸給及び諸手当の改定等と内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、その内容を検討した結果、人事院勧告どおり本年四月一日から給与改定を実施することとし、このたび、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十三万五千円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に対する支給月額の限度額を四万二千五百円に引き上げることとしたしております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万五千円に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万円に引き上げることとしたしております。

第四に、宿日直手当について、勤務一回当たりの支給限度額を、通常の宿日直勤務にあつては二千三百円に、入院患者の病状の急変等に対処する

ための医師または歯科医師の宿日直勤務にあつては一万二千円に、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては四千二百円にそれぞれ引き上げるとともに、常直的な宿日直勤務についての支給月額の限度額を一万三千円に引き上げるなどの改善を図ることとしております。

第五に、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万五千四百円に引き上げることとしたしております。

第六に、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を昭和七十一年十二月三十一日に改めることとしたしております。

以上のほか、附則において、施行期日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定することとしたしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与についても所要の改定を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしたしております。

具体的には、内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣は百七十六万六千円、国務大臣等は百二十八万八千円、内閣法制局長官等は百二十三万四千円とし、その他政務次官以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百四万九千円から九十一万四千円の範囲内で改定することとしたしております。

また、大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は百二十八万八千円、大使五号俸は百二十三万四千円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職

の職員に指定職俸給表の改定に準じ、百三万九千円から六十七万五千円の範囲内で改定することといたしております。

さらに、秘書官の俸給月額についても、一般職の職員の給与改定に準じてその額を引き上げることといたしております。

第二に、委員手当については、常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を四万五千二百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万五千四百円にそれぞれ引き上げることといたしております。

第三に、内閣総理大臣及び国務大臣の給与の一部返納について、所要の特例措置を講ずることといたしております。

第四に、旧国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を百三万九千円に引き上げることといたしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定することといたしております。

以上が、これら法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○石川委員長 次に、栗原防衛庁長官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○栗原国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。

防衛庁職員の給与の改定につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても改定することとしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用することとしております。以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置について規定しております。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給、扶養手当、宿日直手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいようお願い申し上げます。

○石川委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後二時三十一分開議

○石川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口健二君。

○田口委員 私は、法案の質問に入る前に、この十日ほど多くの国民が関心を持って注目をしており、三原山噴火の問題につきまして二、三お尋ねをいたしたいと思っております。

されました大島町の町民の皆さん方に、心からお見舞いを申し上げます。

同時にまた、今回の災害によりまして大変な御苦勞をいたしております地元大島町当局、さらには政府関係の各機関の御苦勞に對しまして、心から敬意を表させていただきます。

質問でありましたが、最初に気象庁の方にお尋ねをいたしたいと思っております。

私は、今回の三原山の噴火の報道をずっと見ておりまして一つ気がついたことがございしますが、それは国民の受けとめ方として物珍しいという感じ、言葉をかえて言いますと、やや観光気分的な見方でこの問題が受けとめられておったのではないかと、その背景には、今回の噴火はまあ大丈夫だ、そう心配するような事態には至らないという考え方があったのではないかと。現地からのテレビの報道などを見てまいりまして、溶岩流が内輪山を越えることがあっても外輪山までには到達しないんだ、こういうことなどもしばしば報道されておりました。

ところが、二十一日になって御承知のような大変な大噴火になりました。島民全員が避難をしななければならぬという深刻な事態にまで陥っておりますわけでありまして、この背景に、気象庁からの火山情報の伝達という点について非常に不十分な点があったのではないかと、あるいは不十分というよりもデータの分析、判断において誤りがあつたのではないかと、私は実はこういう気がしてならないわけでありまして、マスコミの方も、一部に今回の気象庁の対応について批判をする論調と

いうものも出ておるわけでございます。

そこで、お尋ねをしたいのでありますが、今回の三原山における観測体制は一体どのようなようになっておったのか、そして、そこから出てくるデータの分析についてどのように判断をしておったのか、そのことをまずお尋ねをいたしたいと思っております。

○鈴置説明員 気象庁の火山監視体制について御説明申し上げます。

気象庁では、現在、伊豆大島に關しましては、桜島、阿蘇山、浅間山と並ぶ四つの火山、これは精密観測火山と我々は類別しておりますが、十七ある常時監視火山の中で最も力を入れて監視をしている火山の一つでございます。

その内容を申し上げますと、御存じのように、地震の観測でございまして震動観測、これを五台の地震計、要するに五点到配置いたしまして地震の観測をしております。これらは、地元測候所、大島測候所がこの監視官署になっておりますが、大島測候所にすべてテレメーターされております。二十四時間絶えず監視を続けているわけでござい

ます。それから、現地に置きましては、当番が絶えず決められた時間に火山の状況を測候所から遠望観測というのをしております。噴煙の状況等についても監視しております。それから、測候所における監視はそのようなものでございしますが、そのほかに現地観測、これを定期的にしております。

それから、やや平常と変わった様子が見受けられるというような場合には、事の大小にかかわらず、直ちに現地観測をいたします。これは臨時観測と申しております。

先ほど申し上げました地震計の五台というのは、地震計は少なくとも三台以上ありませんと、震源その他が決まりません。伊豆大島におきましては、五つの地震計で地震のあるたびに可能な限り震源、地震の大きさ等を決めてまいりました。

監視体制といたしましては、そのように二十四時間絶えず慎重に監視を続けてきているわけでござい

ます。

それで、それらの結果得られました情報につきましては、定期の観測に關しましては定期火山情報というのを発表していただいております。そして、臨時に観測いたしましたときには臨時火山情報、それから、先ほど申し上げました幾つかの観測の種類がございしますが、それらによってある種の異常が感じられた場合には、直ちに臨時火山情報を出しております。

ちなみに、今回、伊豆大島中央火口丘、三原山の

最初の噴火でございますが、その異常が見つけれ
れましたのは八月の末でございます。これは
十二年ぶりに火山性微動という非常に小さな微
動が見つかりました。これは十二年ぶりという大
変珍しい事件でございます。それ以来、御案内
の十一月十五日の三原山における溶岩噴泉の噴出
に至るまでに、臨時火山情報を実は十二回出して
おります。

これらの情報と申しますのは、普通のいわゆる
火山情報、臨時火山情報でございますが、これら
は市町村それから指定行政機関、報道機関その他
に直ちに連絡させていただいております。それら
を通じて一般市民に周知していただく。

それから、今回も激しい噴火が始まりました人
身に災害が及ぶ、あるいは及ぶ可能性があるとい
うときに出さねばならぬとされております活動火
山対策特別措置法による火山活動情報というのを
出してございますが、こういういわば最大級の警報
のような感じのものでございますが、火山の場合
はまだ予知ができませんので、予報的なことはで
きないことになっておりますので、すべてこのい
う情報でカバーしてございますが、活動火山情報と
いうものをさせていただきます。これは直ちに
関係都道府県知事に担当官署から通報担当官署を
通じていち早くお伝えいたしまして防災に役立て
ていただく。

このような形でずっと対応してまいりましたの
で、私どもとしては最大の努力を払って監視を続
けてきたというふうに思っておりますところござい
ます。

以上でございます。

○田口委員 最大の努力を払ってきたというふう
に言われるわけですが、確かに火山の予知とい
うのは学問的に見ても大変難しい問題だとい
うふうに私も聞いておるわけです。今私がお
尋ねをいたしましたのは、いわゆるそういうたさ
まぎまぎのデータの分析等にやはり判断の誤り
があったのではなからうか、こうお聞きをしたのは、
十一月二十日に予知連絡会では小惑状態とい

う宣言が出されておる、これが非常に多くの島民
を初め国民の皆さん方に一つの安心感を与えて
いったのではなからうか。

ところが、ある新聞にこういう記事が出てい
るのです。現地の測候所の所長さんが、「噴火は一
時衰えたが、私はこれは小惑状態ではないと感じ
ていた。大島町、東京都支庁、大島署と測候所の共
同会議で、必ず大きな噴火がくる」と強調し続け
た、こういう大言を言われておるわけですね。

ですから、こういう状況というのは一体気象庁の
方で理解をしておったのでしょうか、そしてこの
予知連絡会は、こういうものを考えながらあのよ
うな小惑状態であるという宣言をなされたので
しょうか、その辺を実はお聞きをしたいと思っ
ます。

○鈴置説明員 御説明申し上げます。

先ほど申し上げました私どもの観測の結果につ
きましては、情報については私たちが発表させて
いただきますが、その詳しい内容の検討等につ
きましては、私も事務局をさせていたいただいてお
ります火山噴火予知連絡会ですべて御検討をいた
だくことになっております。

それで、今御指摘の点でございますが、小惑状
態という言葉そのものは大変よい方に向かつてい
るという印象を与えるかもしれませんが、予知連
絡会での議論の内容は必ずしもそうではございま
せん、現在の状態が小惑状態のように見えると
いう判断でございますので、必ずしもそのような
解釈は正しくないのではないかと私は思っており
ます。

御存じだと思いますが、火山噴火予知というの
はまだ大変難しい問題でございますので、先生方
も随分議論をされ、現状を正しく把握してコメン
トあるいは統一見解という形で出させていただ
いておるわけでございますが、実際にはそういう
背景で統一見解等が出てくるものでございま
して、必ずしも安心であるということを表示して
いるものではないと我々は思っております。

○田口委員 そういう御答弁だから、気象庁は無

責任ではないかというやはりマスコミの論調が出
てくるのです。気象庁はそういう集めたデー
タだけを予知連絡会に出して、後は予知連絡会の方
で勝手に判断をしてくれ、こういう態度ではない
かというふうな指摘をされているのです。

先ほど申し上げましたように、現地の測候所の
所長という部内の方が、これは問題があると言
って発言をされている。ですから、そういうことが
ないか、そういう点がやはり非常に無責任な態度
ではなからうかというふうには私は思うのです
が、どうでしょうか。ただ集まったデータだけを連絡
会に出して、判断は連絡会でやってくれというこ
とだけでいいですか。

○鈴置説明員 御指摘の連絡会には、実は特別に、

伊豆大島の活動も盛んになっておりました関係
上、現地官署の官署長である大島の測候所所長さん
も当時の会には臨時委員として出席されておられ
したので、恐らく会の雰囲気をおのづかにお感じ
の発言ではないかと私は考えております。

○田口委員 どうも納得できないのですが、そ
ういふ答弁ならそれとしまして、今島民の皆さん方
がやはり一番関心を持つておるのは、いつになっ
たら大島でできるのかということだろうと思いま
す。昨日、この予知連絡会が統一見解というのを
発表しておるようですけれども、気象庁としては
今後の見通しについてどういふ判断を持つておら
れるか、それをお尋ねしたい。

○鈴置説明員 昨日発表されました統一見解で
ございますが、今後の推移というところでございま
す。先ほど申し上げましたように、火山活動の
推移を予測するというのは大変難しいことでござ
います。ですから、現在の活動状況をいかに正し
く把握するかということが一番大事なことでござ
います。

それで、現在の状況も、去る二十一日、二十二
日あたりの活動に比べますとかなり静かな、一見静
かな状態にございます。しかしながら、よく活動
の状況を見ますと、相変わらず北西から南東へ向

かつての軸に沿ってかなり海の方で盛んな地
震活動が見受けられます。それから、御案内のよ
うに、特に東側から南にかけてでございますが、
周辺の海岸に変色水域が多々見受けられます。そ
れから、ある情報によりますと、温度が少し高い
のではないかと情報もございまして、それから、
筆島の陸側のやや入ったところですが、道路に亀
裂が走っている。これも最初見つけたときに比べ
ますとかなり長いものであるということがわかっ
ております。

それから、南東部では傾斜計が、傾斜計とい
うのは地殻の動きを見る計測器の一つでございま
すが、かなり激しい変化をしている、そういうこ
ともございまして、それから、その他、地殻の変動を
はかる、体積のひずみをはかる測定器もございま
すが、そういったものもろもろの測定結果を見てお
りますと、地表で激しく感じるわけではございま
せんが、かなり地下での動きが感じられるという状
態でございます。

伊豆大島は、歴史的には大きな噴火と言われる
のが過去十二回ほどございまして、平均しますと百
数年、百一、三千年置きにございまして、その中
でも五百年置きにいわゆる大噴火がございまして、
今回の噴火は、今の状況から見ますと五百数十年前
前に起きた大噴火に似ておまして、既に安
政の一七七七年の噴火を超えている状況でござ
います。こういう一つ一つのバリアを超えまして次
の噴火に結びつく確率が非常に高くなると言われ
ておりますので、これからはそういうことを、
歴史的な事実、それから現状の観測事実を踏まえ
て、より慎重に、もちろん我々だけの観測データ
でございまして、関係省庁でおやりになつてい
る各種の観測データ、結果等を利用していただ
く、あるいは十分に連携を保って観測を続けてい
きたいと思っております。

それで、見通しでございますが、これは大変難
しいことでございますけれども、火山噴火予知連
絡の統一見解にもございまして、全体としては
予断を許されない状況に今はあるというふう

我々は考えております。

以上でございます。

○田口委員 限られた時間でありまして、災害対策本部という立場で国土庁に……(鈴置説明員「委員長、訂正がございませう」と呼ぶ)

○石川委員長 訂正してください。

○鈴置説明員 ただいま一七七七年安政の噴火と申し上げましたが、安永でございます。

○田口委員 災害対策本部としての国土庁にお尋ねをしたいと思います。

一つは、二十一日だったと思いますが、一万人を超える大島町の住民に対して避難命令が出されておるわけですが、この避難命令というのはどこで出されたのか、またどういう判断に基づいてこのような全町民の避難命令が出されたのか、さらに政府として災害対策本部あるいは気象庁という機関でこの避難命令が出されるに際しては、おたのたのかどうか、これを、今後ともこの種のさまざまな状況というものが考えられるという点からも、ひとつお尋ねをしておきたいと思っております。

○山本(重)政府委員 今回の伊豆の大島噴火の避難指示は、災害対策基本法第六十条の規定に基づきまして、大島の町長が二十一日の十七時五十七分から二十二時五十分にかけて六回にわたって指示したものでございます。

今回の指示に当たりましては、特に大島につきましては従来から火山対策について鋭意その体制を整備しておりました、地元の大島町のほかには東京から警察署長、それから大島の測候所長、それから警察署長、この四者協議会が設立されております。この四者協議会でその状況を判断して今回の避難指示を出したものであると思っております。

私どもも、やはりこういった災害に対して的確な避難行動をとるためには災害の発生に対する事前の情報の収集というのは非常に重要であると思っております。こういう点から私どもも関係省庁と密接な連携をとりながらこの指示等につきまして情報を収集しておりますが、現地で具体的に指示

示が出された段階におきましては、現地におけるこの四者の協議において、この四者の中に伝えられまして気象庁等からの情報を判断しながら的確な指示がなされたものと考えております。

○田口委員 そこで、被災者対策について、三 points をお尋ねしたいと思います。第一、今回の場合非常に緊急事態でありまして、島には家畜を初めすべての財産がそのまま置かれたまま、いわば着のみのままに緊急的に避難を住民の方はされておるわけですね。そこで、これも報道されておりますように、二十三日からは、東京都が派遣をいたしました家畜救助隊であるとかあるいは園芸組合の代表の方などが現地に帰島してこれらに緊急的に対応された、こういう報道もされておるわけですね。

今後、先ほどの気象庁の御答弁の中にもありましたように、全く予断を許さないという大変厳しい状態であるということになれば、相当長期化するということも考えていかなければならないわけですね。こういう今申し上げたような点で、やはり一時帰島をしてこれらに対応しなければならぬということもあつてくるのではないかと考えています。そうした場合に、これら帰島に要する費用であるとかあるいは交通機関の確保とか、こういうことが問題になってくるわけですが、その点についてはどのように対応を考えておられるか、御答弁をいただきたいと思っております。

○山本(重)政府委員 今先生お尋ねの一時帰島の問題でございますが、実際に避難された方々はほとんど着のみのままに避難されておることは、やはり一日も早く帰島したいという要望を持っております。私も十分承知しておりますが、しかしながら、先ほど気象庁からお話ございましたように、今後の噴火活動については全島のまだ相当嚴重な監視、観察が必要だという状況でございます。そういう観点からしますと、どうしてもやはり、せつなく全員無事に避難したわけですから、私どもとしても、人命第一に、安全の確保を最優先

先にして、帰島ができるかどうか、そういったものを具体的に検討してまいりたいと思っております。

先ほど先生からお話ございましたように、現在、安全面を配慮しながら、例えば海上保安庁の巡視艇とかあるいは自衛隊の自衛艦あるいはヘリコプター等を配置しながら、家畜の世話を行う方々の代表を一部帰島させることなど実施しておりますが、しかしながら、全島民について現在帰島させるかどうかということは、予知連の昨夜発表された統一見解から見てもまだそう予断を許す状況じゃございませんから、そういう問題は現在の段階で考えることは非常に問題であろうかと思っております。

そういうことで、私どもも今後専門家の判断というものを十分踏まえつつ、また、噴火に關しまして監視・観測体制というものを十分強化しながら、島民の帰島問題というものを十分考えていきたい、その中で今御指摘の問題についても今後検討してみたい。現在におきましては、具体的に例えばきょうも実は消防団八十名を帰島させるということで準備をしたわけですが、これは自衛隊のバートル四機で輸送することによって計画しておりますが、天候の関係できょうは見合わせざるを得ませんでした。そういうことで、現在の段階では自衛隊等の協力を得ながらこの問題を扱っていきたいと考えております。

今後の問題については、情勢の変化を踏まえながら十分検討してまいりたいと考えております。

○田口委員 さらに、東京に避難をされておる方々の生活の問題でありますけれども、これまた先ほどの御答弁によりまして、やはりかなり長期化するのではないかという懸念があるわけでありまして、現在は体育館などにそれぞれ避難をされておるわけですが、これから寒空に向かうわけでありまして、現状のままでいいとは思いません。そういう点から、被災をされた方々の衣食住、この点について、例えば仮設住宅の建設であるとか、そういう点についてはどう

のように検討されておられるのか、わかればお聞かせをいただきたいと思っております。

○山本(重)政府委員 御案内のように、避難が開始されました二十一日の十九時には災害救助法を発動いたしまして、避難住民のために、現在東京都におきましてこの災害救助法に基づきます食料、生活必需品の給与あるいは医療の実施等所要の応急措置を講じておるところでございます。

また、避難しております児童生徒の就学の問題が特に避難者の方々で大変心配されております。そのための緊急措置を講じますほか、当面の生活資金に充てるために便宜を供与するため、郵便局の臨時窓口等を開設する等預貯金に關する非常取り扱い、さらには、きょうは、避難者が一時就労等の希望がある場合には就労の受け入れをするというために、労働省におきましては飯田橋の公共職業安定所に就労窓口の開設をするなど、その対応を進めておるところでございます。

なお、今後これが長期化するかどうかということにつきましては今後検討するところでございまして、また現在の段階で具体的な長期滞在の対策を検討するのはいかにがなものであると思っております。私どもは現在の応急対策を推進すると同時に、今後帰島することが困難な場合をも考慮した対策というものをあらかじめ十分検討を始めておいて、避難された方が不安感を持たないように最善の努力をしていきたいということを、きょう十一時に開きました第二回の本部会議で決定したところでございます。

○田口委員 今もお話がありました教育の問題、文部省にお尋ねをしたいと思っておりますが、小中高校生千八百八十四人というふうになつておるわけですが、こういった子供さんたちの今日の就学状況はどうなつておるのか。とりわけ進学時期も非常に間近に迫つてきておるわけでありまして、期末試験が一体どうなるのであろうか、こういう声も聞かれておるという大変深刻な問題を抱えておるわけでありまして、これら進学対策を含めて、今日の避難をされてきた方々の就学状況

況についてお聞きをいたしたいと思ひます。

○林田説明員 児童生徒の受け入れの問題につきまして御説明をさせていただきます。

先生御指摘のように、大島には現在十二校の小中高等学校がございます。千八百八十四人の児童生徒が学んでおたわけでございますけれども、いずれも本土の方へ避難をしておるわけでございます。文部省といたしましては、これらの子供たちの就学について遺漏がないようにする必要があるのであるという考え方のもとに、東京都に対してこれらの伊豆大島から避難した児童生徒の就学について適切な措置を講じるよう指導いたしますとともに、報告を求めてきてるところでございます。

東京都教育委員会といたしましては、小中学校の児童生徒につきましては、児童生徒が寄留する地区にある小中学校に臨時に入学させる、就学継続を図るという方針で、関係の区市町村教育委員会に対して文書でもって受け入れについて特段の配慮方を指導したところでございます。

各区等におきましては、現在父母に対しまして説明会を催しますとか、入学の準備をいたしまして、小中学生の受け入れに万全を期すよう努力をしておるところでございます。近日中に入学が可能になるような体制が整いつつあるというふうに報告を受けておるわけでございます。

また、高等学校につきましては、現在二校の高等学校があるわけでございますけれども、学校ごとに教員の指導体制を確立いたしまして、適宜場所を確保して教育活動を行うことといたしておるわけでございます。既に、二十七日以降大島高等学校につきましては都立の紅葉川高等学校、大島南高等学校につきましては旧新宿区立の淀橋第二小学校を教育活動の場として予定しておるといふ報告を受けておるわけでございます。

なお、今御指摘ございました進学の問題でございますが、東京都教育委員会におきましては、目下全力を挙げてこの就学対策ということで緊急措置を講じているところであるわけでございます。

仮に噴火が今後長期化した場合、東京都教育委員会としては進学問題にも支障がないように対策を講じてまいりたいというふうに考えておると報告を受けております。

今後文部省といたしまして、就学の状況等を勘案しながら、これらの教育上の措置が適切に行われますよう指導助言しますとともに、必要な援助をしてまいりたいと思つておるわけでございます。

○田口委員 時間の関係がありますので、一応三原山関係の質問はこれで終わりたいと思ひます。関係者の皆さん、ありがとうございました。

それで法案であります。機関委任事務の整理合理化の法案についてお尋ねをいたします。

最初に、法案の中身について具体的にお尋ねをする前に、機関委任事務の基本的な考え方、概念というものについて二、三お尋ねをしてみたいと思ひます。

六十一年四月二十五日の衆議院本会議で、我が党の五十嵐議員が質問をいたしまして、機関委任事務とはまことに疑問の多い制度であり、地方自治法の規定を全部ひっくり返しても機関委任事務という文字は出てこない、現行法制上、国の機関とする規定もなく、任命行為もないのに、単に事務を処理する権能が法律により与えられただけで国の機関になるとはおよそ考えられない、知事が任命制であった戦前の地方制度をそのまま引き継いで制度をつくられたことによる、こういうことで、一体、機関委任事務とは何か、法律、政令で一方的に事務を費用もほとんどおぼろけに押しつけられる根拠は一体どこから来たものであるか、こういう質問をしておるのでありますが、これに対して具体的な回答があつておらないわけです。

一体、機関委任事務というのはどういう内容のものであるのか、どのような根拠によつてこのような制度が今日存在しておるのか、こういう点についてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○五置國務大臣 私、前から日本の民主化というものは地方自治を大事にしなければいかぬという論者であります。かつて読んだ本の中に、これはデイズレーリの本だと思ひましたが、地方自治こそ民主政治の土壌であるということを言つております。ところが、日本の政府というものはもと朕の政府なんです。天皇の政府なんです。国会を見てごらん下さい。国会は、大臣が本会議で上へ並ぶのです。下にずっと民の代表がおるのです。これが朕の政府の象徴的なものです。この辺からそもそも直さなければいかぬ。

そこで、僕は、やはりこの民主政治の土壌である地方自治というものを育てるためには、一遍にはいきません、なかなか長い伝統の中の日本でございますので、それだけに今度の機関委任事務というものは、そういういろいろな御疑問があろうと思ひますが、私はこれは民主化を緒につける一つの仕事だと思つておりました。今度の法案はそういう趣旨のもとに提案を申し上げて、御審議を願うというふうになつたわけでございます。

○佐々木(晴)政府委員 今機関委任事務の概念につきましての御質問でございますので、これにつきまして簡単に御答えを申し上げさせていただきます。

機関委任事務というのは、先生御承知のとおり、いわゆる学問的なこと、講学上の概念でございます。いわば個別の事務の類型に着目をしていたしましてこういう機関委任事務という言葉を使つておるわけでありますけれども、その内容としては、おっしゃるところ、法律またはこれに基づく政令の定めるところによりまして、地方公共団体の執行機関、これは知事あるいは市長、こうしたような方々が処理すべきこととされた事務であります。この事務の執行に当たりましては、主務の大臣の指揮監督を受けることを特徴とする制度であります。確かに、中身としましてその根源はどこから来るかという話になりますと、沿革的な事情もあるかと思ひます。

今、機関委任事務の費用負担の問題につきまして御質問がありましたけれども、これにつきましては、国と地方の財政負担のあり方を定める基本法である地方財政法におきまして、地方公共団体の執行する事務に要する費用につきましては、機関委任事務であると団体事務であるとを問わず地方公共団体が負担することを基本としながらも、国が進んで費用を負担すべき事項がさらに列挙をされておる、こういうことであります。その場合の国が費用を負担する形式としまして、補助金や地方交付税によるなどの種々の状況にあるというふうなことであります。

なお、詳細につきましては、地方自治法あるいは地方財政法の所管官庁であります自治省からお答えをさせていただきます。

○森(繁)政府委員 お答えいたします。

先ほど行政官庁の方からお答え申し上げましたように、機関委任事務といふのは、知事、市町村長その他の地方団体の機関に委任された国または他の地方団体その他公共団体の事務をいう、これが講学上の定義になっております。

この機関委任の制度は、全国的な統一性、公平性の確保などの観点から、国の事務とされましたものにつきまして、地域住民の意向を反映し、地域の実情に即した処理を必要とするなどの事情がありますので、その管理、執行を地方公共団体の機関にゆだねたものでございます。

財政措置につきましては、先ほど行政官庁の方からお答えしたとおりでございます。

○田口委員 一般の国民にとつては、地方自治体が行つておる仕事の中で、これが国の機関委任事務であるとか、これが団体委任事務であるとか、これが自治体の固有事務であるとか、そういうことはわからないのです。ですから、住民がさまざまな要求をして、意見を持つておつて行つても、今度は自治体の方では、これは機関委任事務ですから私の方には責任がありません、私の方で解決することはできません、国に行つてください、こういうことになつてしまつたのでは、これは先ほど総務庁長官も言われましたように、まさに民主主義の原点は私も地方自治にあると思つておりますが、これはやはり住民の側から見ると、機関委任

事務というのは私は大変おかしな制度ではないかというように思うのです。こういう制度というのは廃止をするのが本当ではないでしょうか、その辺をひとつ御見解をいただきたいと思うのです。

○佐々木(晴)政府委員 今、機関委任事務につきましていろいろな御議論があることは承知をいたしておるわけでありませう。

この機関委任事務につきまして検討いたしました昨年の七月二十二日の行革審の答申というのがございませうけれども、そこで言われておりますのが、この「機関委任事務制度は、国の行政サービスや規制について、全国的統一・公平性を確保しつつ、地方の実情に即した行政を行うもので、地方行政の総合性の確保や、住民に身近な行政機関での事務処理の実施が図られるとともに、行政コストの面からも全国に国の出先機関を設けることは不経済であることから、それが正しく活用されるならば有効な制度である」、このような御指摘をいただいております。すなわち、機関委任事務制度自体の存続は肯定をしていらつしやるわけでありませう。

今先生、住民の立場からというお話がございませうけれども、国と地方の関係というのは、共通の行政目的を実現をしていく、そのためにお互いに責任を分かち合うという関係にあるものと考えておりますけれども、そういう意味において機関委任事務というのは、地方自治の原則と、それから全国的統一性、公平性の確保の原則、この二つの調和を図る上で有効なものであるというふうに考えておるわけでありませう。また、今後とも、全国的統一性を確保しつつ、地域の実情に応じて処理することが適当な事務というものはあるわけでありませう。地方への権限委任を今後進めていく受け皿としても機関委任事務というのは重要な役割を果たすものだ、このように考えております。

そういう意味で、機関委任事務制度そのものを直ちに廃止することは困難であるわけでありませうが、国、地方を通ずる行政の簡素効率化及び地方自治の尊重の観点に立ちまして、国と地方の機能

分担の見直しを推進していくことは行政改革の重要な課題でありますので、今後とも機関委任事務の整理合理化、個別の事務の整理合理化は進めてまいりたい、このように考えておるわけでありませう。

○田口委員 全国的な統一性とか公平性ということとを言われるわけですが、しかし、それは団体委任事務であつても、必ずしも機関委任事務でなくとも、国の関与のあり方いかんによつては私は十分その辺は担保できるのではないかと、こういうふうに考えるわけではなかつた。

そこで、この団体委任事務にするのか機関委任事務にするのかという基準というものは、一体どのようなものかという基準になつておるのですか、どこでそういう基準というものが決められておるのですか。さらに法案を作成する段階、法令審査の段階でそういうものが機能的にチェックできるのかどうなのか、あるいはそこで決まつていくのかどうなのか、その辺をひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○佐々木(晴)政府委員 個々の行政事務を、国が直接で行うのか機関委任あるいは団体委任という形をとるのか、これにつきましては、基本的には一つの行政施策を行う場合の行政施策の体系、それに伴います行政事務の性格、あるいは類似の事務との関連性等の観点から決められておるわけでありませう。その意味で、個々のいけば政策体系の中で定まつていくというふうに考えております。

なお、法令の制定に当たりまして、これは各省庁間において協議が行われておるわけでありませうが、その際、自治省が地方自治に影響を及ぼす国の施策につきまして必要な意見を申し出る権限を有するという立場があるわけでありませう。個別事務につきまして、地方が処理すべきか国が処理すべきか、あるいは機関委任とすべきか団体委任とすべきか、こうしたことについて調整に当たつていらつしやるわけでありませうので、その際の考え方一つは参考になるのではないかとと思ひますので、その点については自治省の方から御答弁が

あるというふうに考えます。

○森(繁)政府委員 事務の実施主体を国、地方団体のいずれとするか、機関委任方式で処理するかあるいは団体事務として処理するかといふものは、先ほど御説明のありましたように、それぞれ事務の根拠となる法律の立案段階におきまして、それぞれの事務の性質などに応じて決定をしておると思ひます。私どももいたしましては、地方行政にかかわりのあります法令等が立案されることに協議を受けておりますので、その法律の立法趣旨等を勘案しながら、その事務の性質等に応じ決定をいたしておると思ひます。

私どもとしましては、基本的には機関委任事務の概念を排しまして、国の責任において処理すべき事務は国の事務、地方公共団体の責任において処理すべき事務は地方公共団体の事務と端的に考えて、地方公共団体の事務とされたものについて、その性質に応じて行政の均等性の確保の観点などから必要な国の措置を検討することが最も適切である、こういうふうに考えておりますが、なお、当面機関委任事務の積極的な整理合理化を推進してまいりたい、かように考えております。

○田口委員 五十八年十月六日、これはたしか自治大臣の答弁ではなかつたかと思ひますが、基本となる機関委任事務の概念が明確になれば、新しい法律ができる場合にチェックできる、それから第二臨調の第三次答申でも、やはりこのチェックすることについての答申が出ておるわけですね。

ですから、今も総務庁の答弁では、自治省がその調整機能的な役割を持つておるような言い方をしておりますが、こういう答申の中にもあるのですが、一体この機関でこの機関委任事務についてチェックをするのか、それをひとつお伺いしたいと思ひます。

○森(繁)政府委員 機関委任事務の新設につきましては、先ほど申しましたように、法律の企画立案の段階におきます法令協議を通じまして、真に

必要なものに限定するといふ観点から自治省は意見を申し述べているところでございます。

また今度は、既存の機関委任事務の整理合理化につきましては、第一に各省庁による見直しを期待されておりますけれども、先ほど御指摘のありましたように、行革審の最終答申において、機関委任事務等につきまして見直しを政府全体として着実に推進することとし、各省庁は地方公共団体、民間団体等の意見を徴しつつ、定期的な見直しを推進する仕組みを確立するとされておりますとおり、政府全体による組織的な取り組みが行われることを期待しているところでございませう。

○田口委員 今回の法案の中身を見ていった場合、最初に補助金カットありきで、それから機関委任事務のいわゆる団体事務化という方向が出てきておるような気がしてならないのであります。こういうことになりまして、金を出さないからこれは機関委任事務を団体委任事務にいたします、金を出さず分についてはあくまでも従来どおり機関委任事務でやつていきます、こういうことになつていくんじゃないか、このような気がしてならないわけですね。その辺はお考えとしてどうでしょうか。

○佐々木(晴)政府委員 この法律で機関委任事務の団体事務化をいたしておりますものは、補助率の総合的見直しと関係のあるものはそのうちで厚生省関係の五法律、十八事項であります。機関委任事務の整理の関係で合せて五十事項ございませうけれども、今申しました十八事項が今回補助率の総合的見直しと関連を有するものであります。

これらの事項は、行革審答申に沿ひまして補助金問題検討会の報告を踏まえつつ措置することとしたものでありませう。その際、補助金問題検討会の報告においても述べられておりますとおり、補助率という面からいいますと、補助率は、基本的には、国の当該行政への関与の度合いや関心の強さ、それから地方の住民に与える利益の程度、国、地方の財政状況等を総合的に勘案の上、決定されるというふうに言われておりますけれども、このように事務の見直しと補助率の見直しとは一面に

おいて関連する部分もないとは言えませんが、も、すべてがすべてであるというとは言えないわけでありませう。

今回の団体事務化は、あくまでも地方の自律性、自律性の強化を図る観点から、恒久的措置として今回改正を御提案申し上げておられるわけでありまして、この点では、国、地方の財政状況を勘案しつつ三年間の暫定措置とされており、補助率の見直しとは大きく趣旨を異にしておられるわけでありませう。

○田口委員 今度新たに団体事務化ということが出てきているわけですが、これは国の事務であることには間違いはないというふうに感じられるわけですが、政令で定めるところにより自治体の条例で具体的に決めていく、団体事務化の場合にはそういうパターンになってくるわけですね。

そうすると、これは考えようによつては政令でもって新たに自治体を拘束していく。従来のように直接的に国の、主務大臣の指揮監督権でもって関与していくのじやなくて、政令でもって自治体を拘束していく、これは考えようによつたら別の意味での機関委任事務になるのではなからうか。まさに言われておられるような地方自治体の自主性を尊重してやる団体事務というものが求められていくということにはならないのではないかと、う気もするわけですが、その辺の御見解がございましたらいただきたいと思ひます。

○佐々木(晴)政府委員 おっしゃる通りに、今回機関委任事務を団体事務化するに当たりまして、所要の政令を定める旨の規定を盛り込んだものがございませう。ただし、その趣旨は、法律に引き続きまして行政の基本的枠組みを示しまして全国の行政水準のレベルを確保するところにあるわけでありまして、その一方では、今まで大変詳細に定まっております省令等による基準は、これは簡素合理化をされるということでありまして、全体としましては国の関与は大幅に緩和されるということになっておるものであります。

なお、団体事務化に伴いまして、従来主務大臣の指揮監督があつたわけでありませうけれども、これが及ばなくなったわけでありまして、そういう意味でも地方の自律性、自律性が強化されることになるわけでありませう。

○田口委員 それでは、地方制度調査会の答申、さらには地方六団体の要望事項の中で、整理合理化というものが残されておる件数というのは一体どのぐらい残っているのか、それからそれらについては今後どう処理をされていくのか、まずその辺をお聞きしたいと思ひます。

○森(繁)政府委員 今先生御指摘のように、地方制度調査会あるいは地方六団体等におきましては、繰り返して機関委任事務の整理合理化を答申、提言してきておられるところでございます。例えば第十次の地方制度調査会の答申、これは昭和四十年の九月でございませうけれども、百二十一項目の機関委任事務の整理合理化が提言されておられます。このうち、今日まで部分的な処理も含めまして措置された項目は五十五件でございませう。なお、今回の法改正ができれば、さらにこの上に十件が加わる、合わせて六十五件ということになります。

また、地方六団体がまとめた「機関委任事務のあり方の見直しと整理分類について」、これは昭和六十年二月の提言でありますけれども、現行の機関委任事務のうち機関委任事務として残す必要があるのは八十二事務でありまして、残り四百四十七件は何らかの形で整理されるべきであるという旨の提言をいたしておられます。このうち、今回の法改正で十六件が措置されることになっております。

なお、現行の機関委任事務につきましては、先ほど来申し上げておられますように、できる限り地方公共団体の自律性、総合性を尊重すること、あるいは住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体において処理すること等を基本としまして、事務の中に不必要なものがないかどうか、廃止縮小の問題、あるいは指揮監督権を維持する必要がなく団体事務とした方がいいのではな

いか、いわゆる団体事務化、あるいはまた都道府県から市町村への事務移譲を適当とするものがないかどうか、いわば市町村移譲などの観点からさらにその整理合理化を推進していきたいと考えております。

○田口委員 それでは、総合的な質問の中で最後に、機関委任事務と団体委任事務では国の財政責任というのはどう違ってくるんだ、その基準は一体何かあるのか、このことをお尋ねしたいと思ひます。

今までの機関委任事務の中でも、例えば戸籍事務なんというのはほとんど国が財政負担をしておらないのではないかと、一応財政的に保障がされておる。そのほか国保の事務費であるとか自衛隊募集の事務費であるとか、それからこれは自治省の関係になるんだと思ひますが、交付税の交付事務というものが実際にはやられておるけれども、こういうものについては国は一銭も払ってないというものが現状ではないかと思ひます。現行の機関委任事務でも、この中身を見ますと国の財政負担というのが非常にちがひが出ておると思ひます。

そこで、今申し上げましたように、機関委任事務と団体委任事務では国の財政責任というのはどう違ってくるのか、変わらぬのか、あるいは変わるとすれば、その基準は一体どういう基準で財政負担が決められていくのか、その辺をひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○楠本説明員 お答えいたします。地方の機関委任事務、団体委任事務の財政面から申し上げますと、自治法あるいは地方財政法の規定にございませう。両者はいずれも地方団体の面では区別しておらないわけでございます。例えば地方自治法の二百三十二条の規定におきましては、この機関委任事務あるいは団体委任事務を区別しないで、「国は、そのために要する経費

の財源につき必要な措置を講じなければならぬ」という形で国の財政責任を規定しているわけでございます。あるいは地方財政法におきましても経費負担の責任は地方団体に統一して帰属させまして、できるだけ地方行政の自主的な運営を確立するという趣旨に基づきまして、これらの団体委任事務、機関委任事務あわせて同法の第九条で、原則的には「地方公共団体又は地方公共団体の機関の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する」という原則を決めておられるわけでございます。この原則に関する限り両者の事務の差はないわけでございます。

ただ、国の責任ということで、補助金等の面でございます。第十條以下で、例えば生活保護とか義務教育のような国と地方で相互に利害があるような事務、あるいは公共事業のように国の計画に基づいて行うような事務、あるいは災害復旧のように局地的に起こるような事務、あるいは先ほど例に出されました国の選挙のような専ら国の利害に属するような事務、それらの経費につきましては、その事務の性格に応じて経費の全部または一部を国が負担するという体系になっておられます。機関委任事務と団体委任事務という事務の区別とは直接的な関係づけをすることなく、対象事務に対する国の利害あるいは国の関与の度合いというようなものを個別に検討した上で定められておる、こういうことでございます。

それから、御存じのように、そういう国庫負担を除きました地方の経費につきましては、最終的に交付税で必要な経費を算出して必要な経費の財源措置をしておられるという体系になっておる次第でございます。

○田口委員 それでは個別法で少しお尋ねをしたいと思います。まず、児童福祉法の関係であります。この二十四条で保育所の入所措置が今度団体事務化をされてくるわけですが、まず条文の解釈についてお尋ねをしたいと思ひます。

また、児童福祉法の関係であります。この二十四条で保育所の入所措置が今度団体事務化をされてくるわけですが、まず条文の解釈についてお尋ねをしたいと思ひます。

旧来の条文でいきますと、「保育しなければならぬ」という規定が、今回は団体事務化に伴って「保育する措置を採らなければならない」というふうに変現をされておられるわけですね。この辺の違ひはどういう意味があるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○柏崎説明員 御説明させていただきたいと存じます。

御指摘の点についてでございますが、特にその条文上意味合いの違いというより、一つの技術的な文章の整理という観点でございます。内容的に特に変わるという趣旨ではございません。

○田口委員 それでは、この二十四条で団体事務化をすることになったわけでありまして、「市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない」ということに改まっております。この二十四条で、問題はこの二十四条でつくったわけですが、問題は、この二十四条でつくった新しい政令の中身ですね。これが非常に重要な問題になってくると思うのですが、これをひとつ具体的に示しをいただきたいと思ひます。

○柏崎説明員 御説明させていただきたいと思ひます。

政令に定めるところと相なるわけでございますが、政令で基本的な要件を定めまして、その基本的要件の範囲内で条例で定めたいだくということでございます。

政令案につきましては、今後政府部内で検討することといたしておりますが、私も厚生省としては、現在通知で定めております入所措置基準の基本的な事項を定めるところとしたいと考えているところでございます。

例えでございますが、日中両親が就労している場合あるいはその片親が死亡等によりいない場合、あるいは母親が出産の前後、疾病、心身の障害の状態にある場合、母親が同居の親族を常時看護している場合を定めまして、その他保護者がこれらと同視し得るような状態にある場合につき、地方の実情に即して市町村で決めたいだくこととしたい、私もとしては現在こういう感じでお考えしております。

○田口委員 それでは確認をいたしますけれども、今厚生省の方で考えておられるのは、児童福祉法による保育所への入所措置基準の内容が政令の中で定められていく内容であるということになりますか。

そうなりますと、今厚生省の方で出しておる一連の通達というのは当然廃止をされてくる、このように理解をしておりますか。

○柏崎説明員 御説明させていただきたいと存じます。

ただいま先生御指摘がございましたように、現在の通達は廃止される格好になるわけでございます。

○田口委員 それから、「政令で定める基準に従い条例」ということになるわけですが、例えばその自治体に保育所が公立、私立を問わず一カ所もない、そういう自治体で、政令で定める基準に従い条例をつくらないということができるのかどうなのか、その辺をひとつお尋ねしてみたいと思ひます。

○柏崎説明員 御説明申し上げます。

保育所がないということでございますと、特にあえて条例をおつくりたいだくということまでは出てまいらぬわけでございます。

○田口委員 保育所がないからこういった条例はつくらぬ、そういうこともあり得るだろうということになれば、これは児童福祉法二十四条の中で規定をされている基本的な考え方がおかしくなってくるのではないかと。そういうところでそのような該当する子供が出てきたときに、一体どういふふうに措置をするのですか。

○柏崎説明員 御説明申し上げます。

保育所がない市町村の場合でございますが、当該市町村の近隣の市町村に保育所がある場合もございます。したがって、私も管外委託と言っておるわけでございますが、もちろん、保育

に欠ける子がありましてそのような措置が必要な場合については、管外委託をしていく場合はこのような条例がありませんと措置ができないうわけでございますので、その場合にはやはり条例が必要に相なってくるということでございます。

○田口委員 機関委任事務から団体事務化するわけですから、地方自治体の自主性を尊重しながらその意味の中において地域のニーズ性といふかそういうものも十分にくみ上げながらやっていくという基本的な姿勢というものは必要であらうと思ふのです。

仮に今のようなになったときに、これは機関委任事務ではないのですから、厚生省としては何か指導する根拠というものはあるのですか。これは団体事務化ですから、その自治体で決めるところはそんなものはつからない、こう頑張ったときに、一体これはどうなるのでしょうか。

○柏崎説明員 御説明申し上げます。

地方自治法に基づきます一般的な指導その他がございします。

○田口委員 政令の中身は先ほど確認させていただいたわけでありまして、今後は団体事務化されて地方自治体が具体的にやっていくわけですから、この政令を定めるに当たって当然地方自治体やこれらの仕事に直接携わっておる人たちの意見を聞くべきではないかと私は思ひますけれども、厚生省の御見解はどうでしょうか。

○柏崎説明員 御説明申し上げます。

今回政令で基準を定めるところといたしております入所措置等につきましては、私も厚生省の方といたしましては、従来通知に基づき実施しているもので既に相当程度地方の行政に定着していると考えております。今回の政令の策定に当たりまして改めて地方自治体等の意見を聞くことまではまだ考えていないところでございます。私もその考えについては、先ほど申し述べたところでございします。

○田口委員 そこで、先ほど申し上げて出てきたのですが、補助金問題検討会報告を見ますと、入所措置にかかわる団体委任事務の問題について、「多様なニーズにきめ細かく対応できるように、地方公共団体の自主性の尊重の観点から、入所の措置については、団体委任事務に改めることとし、入所対象者についての基本的要件に限って国が定め、具体的要件については、地方公共団体に委ねることとする」ということが適当である。また、福祉施設の最低基準及び費用徴収基準については、できる限り簡素・合理化する必要がある。このように言っているわけですね。

このことの趣旨を考えてみた場合に、団体委任事務化に当たって保育所などの措置水準が低下するようないことがあってはならない、このように理解するわけでありまして、厚生省のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○市川説明員 児童福祉法全般にかかわる事項でございますので、私の方から御説明をさせていただきます。

御引用になりました補助金問題検討会報告でございますが、私も、今回の法律改正もこの報告の趣旨にのっとりまして検討いたし、御審議に供するように提案いたしておる次第でございます。

御指摘にもございましたように、この報告の趣旨にものっとりまして今回児童福祉施設への入所措置等の事務を団体事務化したいたわけでございます。この目的でございますが、御案内のように多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できますように、地方公共団体の自主性を尊重する観点から法律改正をしようという趣旨でございます。

ただいま私どもの方からも御説明申し上げますように、児童福祉施設策の基本的な枠組みは児童福祉法の法令でしっかりと規定をしておるわけでございます。したがって、私も、あるべき児童福祉水準の確保は万全であろうというふうに考えております。また、地方公共団体におきましても保育所等児童福祉行政は定着をしておるわけでございますので、そういう事情をいろいろ勘案いたしますと、今回の改正によりまして児童福祉の水準が低下することはないというふうに私もは

考えておる次第でございます。

次に、施設の最低基準でございます。これにつきまして、御指摘ございましたように、検討会の趣旨にのっとりまして私どもその最低基準の簡素合理化をただいま検討中でございます。今後関係審議会の御意見等伺いながら検討を進めていきたいと思っております。でございますが、あくまでも入所児童の処遇の水準の低下を来さないということも前提にいたしまして、地域の実態等に即して施設自体の創意工夫がより生かせるようないわゆる基準の簡素合理化を検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

最後に、費用徴収基準でございますが、御案内のように、今回の改正によりまして保育所を含め児童福祉施設の費用徴収に関する事務が地方公共団体の団体事務ということになるわけでございます。これは実は現行の制度下におきまして老人福祉施設などの他の社会福祉施設関係の費用徴収事務が既に団体事務化されておりますので、それに倣って改正をしたという経緯もあるわけでございます。今回の改正によりまして、従来は国の指揮監督を受けて地方公共団体が費用徴収を行っていたのでございますが、今後は地方の自主的判断により費用徴収事務が行われ、これに伴いまして国から示します費用徴収基準の意味も従来とは異なりまして、措置費の国庫負担の精算を行う場合の精算基準という意味になるわけでございます。

以上でございます。

○田口委員 そうしますと、児童福祉施設最低基準施行について、この省令を今後見直しをしていくということになるのか。また、費用徴収の問題で、「児童福祉法」による保育所措置費国庫負担についてという通達、さらには「児童福祉法」による収容施設費国庫負担金の交付基準について、これらに関連して徴収金基準額というものをこれから見直ししていくことになるのかどうか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○市川説明員 ただいま御説明申し上げましたように、児童福祉施設の最低基準の簡素合理化の検討

討を行っておるわけでございますが、この結論が出まして簡素合理化すべき事項というものが出てまいりますと、御指摘の最低基準に關します省令を改正いたす、こういう手続にならうかと思っております。

それから、費用徴収の方でございますが、先ほども申し上げましたように、国から示します費用徴収基準の意味が変わるわけでございまして、現行では、私も示しております費用徴収基準、先ほど御指摘の通達によつておるわけでございまして、これは措置費の国庫負担の精算を行う場合の算定基準ではあります。同時に、現在機関委任事務下におきまして、地方公共団体がこれに従つて費用徴収をしていただきたいという基準の意味も持つておるわけでございます。今後費用徴収自体は各地方公共団体が自主的な判断でやりになるということになりますので、厚生省から示します基準は、措置費の国庫負担の精算基準としての意味にとどまるということになるわけでござい

ます。

そこで、御引用になりました通達等変えるのか、特にその金額等変えるのか、こういうことでございしますが、保育所及びその他の児童福祉施設の費用徴収基準でございますが、これにつきましては、金額につきましては、御案内のことと思ひますが、例年措置費の単価アップなどに伴ひまして所要の改定を行つておるわけでございます。このような例年の改定は別にいたしまして、今回費用徴収事務が団体事務化されるということに伴う改正といひましては、従来から要望等ございします事務処理件数の多い保育所の徴収基準につきまして、費用負担の階層区分を簡略化いたしまして、地方公共団体の事務の便宜を図る方向で現在検討中でございます。

以上でございます。

○田口委員 そうしますと、その児童福祉施設の最低基準については簡素合理化ということで今検討中である、したがって、検討の結果によつては当然これが見直しということも出てくるわけでは

ね。

そこで、先ほど確認しましたように、こういう簡素合理化によつて措置水準の低下があつてはならない、このことについては確認できますか。

○市川説明員 御説明いたします。

先ほど御説明申し上げましたとおり、私どももそういう考え方で現在検討しておる段階でございます。

○田口委員 そこで、後段のお答えのところは非常に問題になってくるのではないかと思います。徴収金の基準については、団体事務化をするわけですから、それぞれの自治体でもって今後そのものが決められていくということになれば、それは今日の自治体間による財政力の格差あるいはいろいろな考え方、今日でもかなりのところが基準を上回つて徴収をされておるというふうにも聞いているわけですが、この辺に対する自治体に対する指導といひますか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市川説明員 費用徴収については、先ほど御説明申し上げましたように、今後は地方公共団体が独自に金額等を設定されて徴収されるという建前になるわけでございます。ただ、地方公共団体がそういう基準を定められる際の参考にするために、私も国といたしまして準則等の形でお示しをしたというところを考へております。こういう方法をとることによりまして地方公共団体の円滑な費用徴収が行われますように助言指導をしてまいりたい、こう考へております。

さらに、私も、先ほど申し上げましたが、児童福祉行政、長年の歴史がございまして、地方公共団体に相当同定着をしておるというふうに認識しておりますので、地方公共団体におきまして児童福祉に関する関心なり認識も十分高まつておるというふうに考へておりますので、適切、妥当な費用徴収が行われるものと考へておる次第でございます。

○田口委員 この五十六条関係で、二お尋ねをしたいわけですが、従来の旧条文では、この二項

の最後のところですが、当該費用は、前項の区分に従い、国、都道府県又は市町村が代わつて負担しなければならぬ。こういうふうな規定をされておつたものが、「その負担能力に應じ、その費用の全部又は一部を徴収することができ」というように改めておるわけですね。従来の、「国、都道府県又は市町村が代わつて負担しなければならぬ」というのが消えているわけ

です。

じゃ、この部分は一体だれが負担をするのかというところになるわけですが、これはどうでしょうか。

○市川説明員 児童福祉法の五十六条の改正でございますが、これは、この条文の表現でございますが、実は費用徴収の事務が、先ほど申し上げましたが、既に団体事務とされております老人福祉法等の他の福祉関係法の当該規定とその表現を合わせたものでございます。ちやうどその表現が改正前と改正後では表裏という関係にあるわけでございまして、意味自体は同じと申します。国なり地方公共団体の負担の責任あるいは行政の責任という点では変わらないわけでございまして、改正後も、施設入所等の措置に要した費用から費用徴収による徴収金を控除した残りの金額につきましては、改正前と同様、国、地方公共団体が児童福祉法の他の負担規定によりまして負担義務が生じておりますので、国なり地方公共団体の行政責任と申しますものは、この規定の変更によつて何ら変わるものではないというふう

に理解しております。

○田口委員 同じく五十六条の三項の中で、旧条文では「児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認める額を控除した額」云々とあるわけですね。ところが、新しい条文の中ではその「児童福祉司」以降が消えてしまつて、「本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に應じ、その費用の全部又は一部を」云々ということになっているわけですね。これは、削除をされ

たこの意味はどういうことでしょうか。こういう意見も聞かずに、その負担能力というものを勝手に判断してこういうことを命ずることができるといふふうにも受け取られるわけですが、この辺の意味をひとつお尋ねをしたいと思います。

○市川説明員 御指摘のございました意見聴取の部分でございますが、これにつきましては、実は児童福祉法の制定当初は、費用徴収に際しましての負担能力の認定の仕方といたしまして、対象者の個々の資産を個別に調査するという方式によっていた時代があったわけでございます。その当時は当該規定の意味があったわけでございますが、昭和三十三年以降は所得税などの税制による方式がとられております。この方式によりまして、社会福祉主事等の意見を聞くまでもなく、客観的かつ合理的な基準に基づき負担能力を認定することができるといふふうに考えておりました。御指摘の条文につきましては、現在では余り意味を持っておるものではないというふうに理解しておるわけです。

さらに、繰り返し申し上げますが、既に費用徴収事務が団体委任事務となっております老人福祉等の他の社会福祉各法の当該規定もこのような条文になっておりますので、これに倣ったわけでございます。今回、費用徴収事務を地方の判断による事務に改めるということになりましたので、負担能力の認定手続についても地方にお任せするという趣旨で削ったわけでございます。

○田口委員 それから、現行法の五十八条関係で審査請求さらには再審査請求という制度が廃止になつておると思うのですが、これは当然残すべきではないか。団体事務化ということもあろうかと思うのですが、少なくとも異議申し立てという条項はやはり挿入すべきではなからうかと思うのですけれども、この辺の審査請求が廃止された理由についてお尋ねをいたしたいと思います。

○市川説明員 御指摘の現行の児童福祉法の五十八条の三と五十九条でございますが、これは現行の措置事務等が機関委任事務であるという前提

で、不服審査につきましては当然に審査請求の対象となるという前提に基づいて設けられている規定でございます。しかしながら、今回の改正によりましてこれらの措置事務等は機関委任事務ではなくなりまして、不服審査につきましても異議申し立てが原則ということになりましたので、これらの規定は削除したものでございます。

さらに、異議申し立ての条文を児童福祉法に置くべきではないかという御指摘でございますが、これは御案内のとおり、団体事務化ということとその事務執行につき不服のある者は、行政不服に關し、一般法であります行政不服審査法による異議申し立てができるわけでございますので、他の法令等も参考をいたしまして、特段当該児童福祉法で規定を置く必要はないというふうに考えた次第でございます。

○田口委員 老人福祉法の関係で二、三お尋ねをしたいと思うのです。

第十一条の第一項二号ですが、この中で、「精神上又は環境上の理由及び経済的理由」として「政令で定めるものに限る。」この「政令で定めるもの」というのは、上の条文でいふならば「経済的理由」というところのなかからかわつてくるのかどうなのか、その前段の「身体上若しくは精神上又は環境上の理由」というところまでかかわつてくるのか、そのことをまずお尋ねを、「経済的理由」というところのみに限定をされるということになるのか、あるいはその政令で定める内容についてはどういふことを考えておられるのか、そのことをまずお聞きをしたいと思ひます。

○真野説明員 お答えいたします。

養護老人ホームの入所の措置要件でございますが、「六十五歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものである」ということになっておりますが、「政令で定めるもの」とは「経済的理由」に限るといふふうに私は考えております。その

理由は、経済的理由が法律上なかなか明らかでないということとそれを補う、また、経済的理由を法律上決めておきません特別養護老人ホームとの均衡を勘案して政令で定めるといふことにしたものでございます。

それから、その中でございますが、私も、これから政府部内で検討させていただきますが、内容につきましては、今考えておりますのは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合など、現在社会局長通知で示している内容を政令で定めたいというふうに考えております。

○田口委員 今もちょっとお話がありました、特別養護老人ホームの入所に關しては政令で定めるといふ特段の規定を設けなかつた、もう一度これの關係を教えていただきたいと思います。

○真野説明員 お答えいたします。

特別養護老人ホームの入所要件は、「六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものである」といふことになっておまして、昭和三十八年以来その中身を通知でお示しをいたしておまして、福祉事務所においては十分その内容を周知されているということから、今回、政令というものは限定を設けなかつたものでございます。

○田口委員 それから、お尋ねをしますが、昭和五十九年の九月二十日付の局長通知だと思ひますが、「老人ホームの入所判定について」という通知が出されておると思ひますが、これの扱いは今後どういふふうになってきますか。

○真野説明員 お答え申し上げます。

団体事務化に伴ひまして、今先生のおっしゃられました「老人ホームの入所判定について」という昭和五十九年の社会局長通知につきましては、所要の見直しを行ひまして、私どもが実施主体に入所判定の際のガイドラインとしてお示しをする予定でございます。ただ、このガイドラインは、現在のようにそれに拘束をされるというものではなくて、参考にしていただくというものでございます。

○田口委員 それから、同じく第四号の養護受託者に關して、「政令で定めるもの」といふのが挿入をされておるわけですが、その考え方と中身についてお尋ねをいたします。

○真野説明員 お答えいたします。

お尋ねの養護受託者につきましては、現在法律上、「老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が適当と認めるものをいう」といふ内容になっておまして、法律上その内容が明確にならないというところで、「政令で定めるもの」といふものを挿入させていただいたわけでございます。

現在私どもが検討中の政令は、養護受託者の内容につきましても基準を示しておまして、例えば、身体的、精神的に健康な状態であるとか、その住居の規模、構造及び環境が老人の健康な生活に適することといった内容の政令を予定いたしております。

○田口委員 第十一条で新たに「老人ホームへの短期間入所等」といふ項が設けられておるわけですね。これについて、短期入所などの基準を「政令で定める基準」といふことになっておるわけですが、その内容はどのようなことになっておるのでしょうか。

それからまた、入所施設についても、「養護老人ホーム、特別養護老人ホームその他厚生省令で定める施設」ということになっておると思いますが、これはどのような施設を指しておるのか。さらにまた、入浴などのデイサービスについても同じように「厚生省令で定める施設」といふことを言つておるわけですが、これはどのようなことを指すのか、この辺についてお答えをいただきたいと思います。

○真野説明員 お答えをいたします。

今回新たに追加いたしました条文のショートステイ、デイサービスの政令による基準でございますが、私ども現在検討いたしておりますのは、ショートステイを行う場合の理由でございますと

かデイサービスの対象者の範囲、そういうものを規定する予定でございます。例えば、介護者の疾病、出産、冠婚葬祭等によりましてお年寄りの介護ができなくなるというような要件とか、デイサービスの場合には、身体が虚弱などのために日常生活を営むのに支障がある者というような規定を考えております。

それから、ショートステイにつきましては厚生省令で定める施設につきましては、現在ショートステイが養護老人ホーム、特別養護老人ホームで行われておりますので、当面厚生省令でそれ以外の施設を規定する予定はございませんが、将来的には軽費老人ホーム等もショートステイができる体制を整えれば対象とするということも考えられるかと思っております。

それから、デイサービスにつきましては厚生省令で定める施設は、現在デイサービス事業は養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センターで実施をいたしておりますが、デイサービス専用の施設でも行われておりますので、厚生省令ではこのような単独設置型のデイサービスセンターを規定することを現在考えております。

○田口委員　そこで、最後になりますけれども、もう一度改めて確認をする意味でお尋ねをしたいと思います。言うならば、機関委任事務から団体事務化をしていく、そういう中で、児童福祉法においても老人福祉法においても、「政令で定める基準」ということが随所に出てくるわけですね。ですから、冒頭私も申し上げましたように、この「政令で定める基準」というものが、内容いかんによってはこれによって自治体を拘束し、いわば形の変った機関委任事務ということになっては大変なことになる。したがって、「政令で定める基準」という「政令」についてはどういふものを決めていくかという点を、ここでひとつ統一的にもう一度確認をいたしたいと思っております。

○市川説明員　児童福祉法関係について御説明を

申し上げますが、先ほど保育所につきましては母子福祉課の方から御説明申し上げましたように、対象者の範囲等につきまして法律の規定だけですと不明確でございますので、その範囲をより明確かつ具体的にするとという政令を現在検討中でございます。

なお、児童福祉法関係でも一つ、障害児童の短期入所、デイサービスにつきましては、「政令で定める基準」という規定がございますが、これも当該事業の運用の実態を踏まえながら事業の基本的な要件を定める、こういうスタンスで現在検討中でございます。

いずれにいたしましても、法律の趣旨に沿って法律の規定なり趣旨なりをより明らかにする、より具体的に定める、そういう趣旨でこの二つの政令を決めたいというふうに考えておる次第でございます。

○田口委員　その施設基準に関連してでありますけれども、行革審の場合に措置施設の最低基準の見直し、廃止の検討という方向を出しているわけですが、法律十七条の、地方社会福祉審議会の意見を聞き施設の基準を定める規定というのはどうなっていくのだろうか、このことをお尋ねしたいと思います。

それから、基準の中で、在宅福祉の中軸を今まさに担っておる家庭奉仕員、この方々についての何らかの配置基準といえますか、これをきちっと決めるべきではないかというふうに考えるわけですが、その辺についてはどうでしょうか。

○福田説明員　今お尋ねの最低基準の件でございますけれども、最低基準につきましては、社会福祉施設としての必要な最低限度の設備、運営を規定しておるものでございますので、これにつきましては、入所措置事務が団体事務化された場合でありまして引き続き定めていく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、その内容につきましては、入所者等の処遇水準を低下させない範囲内でできるだけ簡素合理化をするように考えているところでござ

います。

○眞野説明員　お答えいたします。

家庭奉仕員の件でございますが、家庭奉仕員の派遣事業は第一義的には市町村事業でございますので、各市町村において増員その他適当な対応が図られるべきものと考えておりまして、厚生省といたしましては、この数年、千六百名から千九百名という家庭奉仕員の増員措置を予算上講じておりますので、そういう市町村の適正配置を助成するバックアップの仕組みはできておりますので、そういう家庭奉仕員の計画的配置を市町村に指導してまいりたいというふうに考えております。

○田口委員　民生委員の委嘱の問題は、自治法の別表第三の中で機関委任事務である、こういうことになっているわけですが、福祉サービスというのは、今回の法改正でもそうでありまして、次第に団体事務化をされていくということになれば、今日の自治体関係の福祉ということに非常に大きな役割を果たしておるこの民生委員の方々の選任の問題、これは機関委任事務から外すべきではないかという考え方もあるわけですが、この辺について厚生省はどのようにお考えになっておるのでしょうか。

○瀬田説明員　確かに先生の御指摘のように、民生委員の推薦でございますとか指揮監督でございますとか指導訓練の実施等につきましては、機関委任事務ということになっております。民生委員は、先生御承知のように、社会奉仕の精神を持って社会福祉の第一線において保護指導等の任務を担当しております民間の方でございます。この民生委員の仕事というものは、社会福祉の増進におきまして極めて重要であり、かつ御苦勞の多いものだということに考えております。

こういったことから、社会福祉につきまして全般にわたって責任を持つ厚生大臣が委嘱を申し上げて任務の遂行をお願いするということが最も適当であるというふうに考えまして、今日まで機関委任事務として取り扱ってきたものでございまして、現時点では、いろいろ御議論があるとい

うことは承知しておりますけれども、直ちに機関委任事務を廃止するという考えは持っておりません。

○田口委員　最後に、身体障害者福祉法の関係で一つお尋ねをしたいと思っておりますが、補装具の交付ということ、この中身を少しお尋ねをしたいと思っております。

条例でもって団体事務化をされていくわけですから、地方公共団体の自由意思で、いろいろな住民のニーズに対応する、こういう意味で自由に中身について条例で制定することは構わないのかどうか、この補装具の中身の問題についてお尋ねをしたいと思っております。――担当者が出席をしてないそうですから、後ほど直接この点について答えをいただくことにしたいと思います。

ちよつと時間がありますけれども、以上をもつて私の質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○石川委員長　斎藤節君。

○斎藤(節)委員　まず最初に、伊豆大島災害に関する政府の対策について質問申し上げるわけでありまして、今回このような災害に被災された住民の方々に心からお見舞い申し上げる次第でございます。

そこで、去る十一月二十一日、二百年ぶりに大噴火いたしました三原山災害のため、全島住民の約一万三百人の方々とそれから観光客約二千人の方々に対し島外への避難命令が出され避難したわけでございます。現在、静岡県側に避難した住民も東京都内に全員収容されているわけでありまして、今回の政府の対策について質問いたしたいと思っております。

その前に、まず、日夜奮闘努力しておられます関係省庁の方々、また東京都並びに被災しました伊豆大島の人々、その関係の職員の方々、それからさらに静岡県側の職員の方々、こういった方々に、その労に對しまして心からお礼を申し上げますのであります。また、民間の方々も大分御協力いただいているわけでありまして、そういった方々

に對ししても心からお礼申し上げる次第でございます。

さて、ここで総務庁長官にお尋ねいたしますけれども、国としてこの問題にどう対応していく所存なのか、まず決意のほどをお聞かせ願いたいと思つてあります。

○玉置國務大臣 僕は、氣象庁に聞いたりあちこち聞いたりして最後に私に回つてくるのかと思つたら、トップに聞かれてびっくりしておりますが、これはさつき氣象庁が答弁しておりました、氣象庁は氣象庁なりにやっております。

しかし、けさの閣議の内容を御報告申し上げますと、總理以下非常に深刻に受けとめてこれをやっております。關係各省の大臣もそれなりの対応をいたしております。しかし、私をして言わしめれば、一國務大臣として言うのですが、きょう私は閣議では黙つておりましたが、これは事後報告がほとんどであります。一番大事なものは、これからこういう事態が起こつたらどうするんだ、こういう事態が起こつたらどうするんだ、最悪の場合はどうするんだという、こういう少なくとも三段階に分けた対応というものを、今から各省協議して練られなければならぬと思つて。

非常にお氣の毒な大島の立場でございます。テレビを見ましても、本当に胸が詰まるような思いをいたしておりますので、そういうことについては、きょうの議論を踏まえて、私の方からも次の閣議で御報告申し上げます。内閣委員会でもこういうやりとりがありましたよということを申し上げます。

最後であります。先生方から、關係各省、また民間の人たちに対して大変手厚いお礼の言葉があつたということも添えて御報告を申し上げます。

○斎藤(節)委員 どうもありがとうございます。

今、総務庁長官言われましたように、連絡、報告、それに対する対応というのは非常に重要な問題だと思つてありますけれども、そこで、国

土庁にお尋ねいたすわけであります。

きのう、十一月二十四日でありますけれども、火山噴火予知連絡会が発表いたしました統一見解によりまして、今後さらに引き続きかなりの規模の噴火が発生することが懸念されることなどから、住民の帰島問題は、今後予想される火山活動の激化を考えると、島民の避難が二十一日夜にも増して緊急にできる体制を考えないといけません。

このように言つておられるわけであります。そのようなことから、現時点で帰島した場合の危険が極めて高いことをここで示唆してあるわけであります。避難してもう既に五日目に入つてあるわけでありまして、これは私の予想では長期化の可能性が非常に濃厚じゃないかな、こう思つておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○能勢説明員 ただいまお話ございましたように、伊豆大島の現状につきましては、昨日の火山噴火予知連絡会の統一見解によりまして、海岸で水蒸気爆発に引き続き山頂火口の活動が活発化した場合には、結論として島内広域に危険が及ぶことも考えられる、そういうことで、今後の火山活動の推移については厳重な警戒、監視が必要であるということで、非常に厳しい見方が出されておられるわけでございます。

政府として去る十一月二十一日に設置をいたしました伊豆大島噴火対策本部が、実は本日も第二回目の本部会議を十一時から開催いたしました。氣象庁の今申しました火山噴火予知連絡会の統一見解をもとにいろいろな情報を交換し、対策について議論をいたしたわけでございますが、今御指摘のございましたこれからどうするんだということにつきましては、次のような当面の重点事項ということで本部で申し合わせをいたした次第でございます。

その内容は、避難住民への応急対策については、避難住民の不安が解消されるようきめ細かい配慮をしつつ、第一回本部会議で決定された当面の重点事項を推進するとともに、直ちに帰島すること

が困難な場合をも考慮した対策を検討するというところで、当面の重点項目ということで申し合わせまして、各省それぞれ対応に万全を期そうじやないかということにいたしておる次第でございます。

○斎藤(節)委員 そういう重点項目について各省が対応されるということは大変結構なことだと思つてあります。

そこで、建設省の方にお尋ねいたします。中曽根總理は、安全な場所を探して可能なところから帰島させるよう指示しておられるようでありまして、先ほど申しました予知連の見解からもわかりますように、總理の言われているようなことは当分見込みがないのじゃないかなと思つておられます。そうなりますと、避難してこられた住民の方々の住宅の問題を考へておられるわけでございませうけれども、建設省としてどうのお考えでいらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○三井説明員 住宅対策につきまして御説明をさせていただきます。

現在約一万人の方、四千世帯の方が島外に避難になつておられるわけでございます。長期化をするかもしれないというふうな予想がございまして、これに對します住宅対策をどうするかというのとは大きな問題として出てきておられるわけでございます。

通常、災害がございまして災害の応急仮設住宅というのを建てまして、入居期間二年間くらいでございますが、お入りいただいて、災害の被災対策が終わりましてからまたお戻りになる、あるいは公的な住宅にお入りになる、こういった措置を講ずるのが通常でございます。したがって、災害救助という観点からの応急仮設住宅の建設につきましては、都府県において御検討が進んでおられるわけでございませうけれども、建設省といたしまして、これに加えて公営住宅でございませうかあるいは供給公社、公団といつ

た公共住宅につきまして、現在入居しておられない住宅というのもございます、そういったもの大いに活用するという方向で、都、あるいは都に限らずに關係の隣県あるいは公団、公社と相談をいたしまして、十分な対策ができるようにしたいというふうに検討を開始しているところでございます。

○斎藤(節)委員 そういう公営、公団の住宅などであつて、間に合えば結構ですけれども、プレハブ住宅なども建てなければならぬような事態が起こるかもしれない、そういうような場合は予算とかなんとかなるというふうになりますか。

○三井説明員 ただいま御指摘のプレハブ的な仮設の住宅というのは、私が御答弁するものなんでしょうけれども、災害救助法に基づきまして厚生省の方で応急仮設住宅という相当程度国費でやる制度がございまして、ただ、これを直ちに適用できるかどうかというのは厚生省の方で御検討なさつておられるわけでございまして、これだけでは足りないということで、建設省として、公共住宅につきましまして、既に存在する住宅があるわけでございまして、これに入つていただくということも前向きに早く検討したいということで、關係県に要請、指示をしているところでございます。

○斎藤(節)委員 では次に、厚生省にお尋ねいたしますけれども、避難住民の健康保持のためにどのような対策を講じようとしておられるのか、また衛生管理はどのようにしていらっしゃるのか、その対策について、特に老人とか幼児あるいは病人の方、あるいは妊産婦も入るわけでありますけれども、こういういわゆる体力的に弱い立場にある人々に對してどのような対策を講じようとしておられるのか、それからまた保育園児についてもどのような対策があるのか、その辺を含めて御答弁願いたいと思つてあります。

○福田説明員 今お尋ねの避難住民の中で御老人であるとかまた病人であるとか、そういう社会的な弱者に對する対応でございますけれども、まず、

体制がございませんので、二次噴火に伴います農作物被害、また先生御指摘の林業、漁業等の被害につきまして、現状においては的確に把握ができていない、残念ながらこういうことを申し上げざるを得ないわけでございます。

なお、いずれにいたしましても、これら農林漁業者の被害、災害等につきましては、農林水産省といたしましても、特に生活資金面での資金対策等、それからまた昨島に残っております家畜の緊急飼養管理のためのチーム派遣等につきまして、都とも緊密な連携をとりまして対策の万全を期してまいりたい、こういうふう存じております。

○斎藤節委員 最後に、警察庁にお尋ねいたしますけれども、島の警備対策はどういうようになっておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○小山田説明員 お答え申し上げます。
十一月十五日に噴火が始まりましたときには、直ちに警視庁から機動隊五十名を地元大島警察署に派遣いたしまして、百名の態勢で、立ち入りの禁止とか交通規制の措置をとってまいったわけでございます。その後、十一月二十一日に大規模な噴火が起こった際には、直ちに本土からさらに百名の機動隊員を増派いたしまして、二百名の態勢で警戒に当たったわけでございます。

具体的には、第一には、全島民をいかに安全に円滑に避難させるかということで全力を注いでいただいております。避難後におきましては、犯罪の防止、それから残留島民の発見、保護、危険箇所の警戒等に当たったわけでございますが、ただいまの段階では、このような警戒態勢をずっと続けるとともに、島内の防犯パトロールとか、それから特に避難住民の困り事の相談ということに乗りまして、避難された住民の皆様方の不安が少しでも解消されるようにという活動に重点を置いております。

以上でございます。
○斎藤節委員 ここでちょっと、老婆心でございますけれども、警察庁さんにお伺いするわけで

ありますけれども、島の周り全体はきれいに監視されているのでございましょうね。そんな者はいないと思えますけれども、このときに乗じて船が何かで知らないうちに行っちゃって空き巣をやる、そんなことはない、そんなことはできませんと思えますけれども、その辺の警備状況についてお尋ねしたいと思えます。

○小山田説明員 お答え申し上げます。
ちよつと細かい話になるのですが、避難後の島内においては、幾つかのブロックに分けまして、そこには警察官を一つは要点に、それからさらには、私どもの言葉で遊動配置と申しまして、広く車等によって見回るといふようなことによつて、漁船等による外部からの不法な侵入者をチェックするというのも私どもの重要な仕事として実施しております。

○斎藤節委員 どうぞよろしくお願ひしたいと思います。
これで三原山関係は私の質問を終わりますけれども、私の時間内で鈴切委員が関連の質問をさせていただきたいと思ひますので、委員長、その辺よろしくお願ひいたします。

○石川委員長 関連して、鈴切康雄君。
○鈴切委員 委員長並びに委員の皆様方の御配慮によつて、関連質問をさせていただきます。

私は、実は大島を選挙区にいたしておりますので、島民の方々の救援活動あるいは激励等にとつと当たってまいりました。

今回の大島の大噴火に伴う島民の皆様方の不安というものについては、はかり知れないものがあるわけでございます。大島の島民のいわゆる生活基盤であった島を離れたということで、現在は若干の所要の方々がおられましてそれぞれ活動されておりますけれども、言うならば無人島に等しいわけでございます。その中で、やはり島民の財産を保全するということが重要な問題だ、私はそのように思っております。

それにはやはり火災からいかに守るかということとでございますけれども、一つは、山火事に対する

消火の態勢ができていくかどうか、あるいはまた溶岩流に伴う火災をどう食い止めていくか、三番目には、これから季節風が強まる中で類焼というものをどう食い止めていくのか。実は大島の元町という一番大きな繁華街は、かつて季節風で火災がありまして全部焼け野原になってしまった、そういう言うならば季節風と火災というのは非常に怖い状況にあるわけでございます。

それには大島町の消防組織ではとても対応できない問題である。その上、消防団員の確保とか緊急に備えての火災消火のためのヘリ使用とか消火剤の散布等、もちろん東京都がやることは当然でありまして、やはり国として島民の財産を守るためには消防体制の強化をどうやって図っていくか、この問題について島民の皆さん方大変に御心配でございますので、御答弁願ひしたいと思います。

○山越政府委員 消防関係の御質問にお答え申し上げます。

まず第一点の山火事の問題でございますが、今回の伊豆大島の噴火災害に対しまして、地元の大島町長から要請がございまして、東京消防庁では二十二日から逐次職員を派遣いたしまして、三十名の職員を交代で派遣しておるところでございます。それで、大島町の消防本部それから消防団の方々と協力をいたしまして、特に御指摘がございました元町の方に溶岩流が流れてきておつて、それが一番問題なものでございまして、それから発生する山火事等の防止に当たっているとところでございます。これからは、先ほども昨日の予知連絡の統一見解のお話がございましたが、そういうこともございまして、火山の専門家の話も十分拝聴いたしまして山火事の対策に万全を期していきたいというふうに考えております。

それから、特に第二点の溶岩流の問題でございますが、私も、これが当面最も大事な問題であるというふうに理解をいたしております。もしも溶岩流が元町の方まで迫ってまいりますと、これは一番人家に重大な影響を与えますので、この問

題に対処することを最大の重点として現在対策に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、溶岩流が火葬場のところから五十メートルぐらいのところまで来ているわけでございますが、昨日から、冷却放水と称しまして、ポンプを八口ほど用意いたしまして、それによりまして溶岩流に対しまして上から注水をいたしましてこれを冷却する、冷却をしいつてその流れをとめる、こういう戦術でございますが、それを昨日から実施をいたしております。

本日もし引き続き実施をいたしております。
つい先ほど入りました情報によりますと、溶岩流の先端部から百メートルほど上流のところには二本ほど亀裂ができたそうでございます。その亀裂の中に水を大量に投入すると中の溶岩流を冷却する効果が非常に大きいのではないかとということでございまして、その効果が現在期待をされているところでございます。これからはその溶岩流の冷却作戦を最重点に置いて実施をしていくということで、東京消防庁と地元の消防が協力をして対策に当たっているということでございます。

地元の消防本部、消防団は、消防職員は十一人でございまして消防団員は四百九十五人でございまして、それで十分かというお話については、大きな災害が発生したわけでございますから必ずしも十分でないことは御指摘のとおりでございます。その意味におきまして、東京消防庁からとりあえず三十名ほどの職員が応援に駆けつけているわけでございますが、私も消防庁といたしまして、東京消防庁に申し上げておりますけれども、例えば横浜とか他の消防本部からも応援に出すべく用意があるというところは申し上げておりますけれども、東京消防庁の現時点の判断といたしましては、まだまだ余力がある、したがって、必要があればさらに職員を増強して対策に当たりたいということでございまして、当面は東京消防庁が中心になって応援をしていく、そういう形で進んでいくことになつております。

私どもとしても、これから十分情報をと
りまして、不測の事態に備えまして、機を失せず
に万全の対策をとってまいりたいと思ひます。
以上でございます。

○鈴切委員 ありがとうございます。

それから一つは、現在東京の方の施設に入つて
おられる島民の不安というものをいろいろと聞い
てみますと、自分の住んでいる町はどうなったか
という点、これが非常に関心強いわけござい
ます。自分たちの住んでいる部落はどうなった
かという問題が一番気になるわけでございます。
当然、自分の家はなくなったかということにつな
がることではございまいしょうけれども、しかし部
落はどうなったかということではございまいし
ょうが、情報は大変に断片的なものです。非常に情
報は断片的に伝わってきてまして、情報伝達の方法
としてはテレビあるいは新聞ということなんです
けれども、テレビだって、大きい何千人というこ
所に一台しかないとか、そういうことではとて
もだめなわけではございまいすから、少なくとも伊豆
大島の噴火対策本部の的確な情報、やはり島民
の方々に館内放送をしてホットなニュースを、情
報を流してあげるといふようなことが非常に必要
じゃないだろうかと思ふのです。

実は、テレビとかあるいは新聞では、元町に迫
るところの溶岩流が映し出されたり、あるいはま
た、筆島の海水が大分変質してきたというところ
ろ、あるいは亀裂が出てくるとか、こういうところ
ろは映るわけではございまいすけれども、しかし大島
の場合においては、御存じのとおり泉津、岡田、元
町、野増、クダツチ、差木地、波浮と、こういう部
落があるわけですが、この部落については全然何
も触れてないのです、どうなったかなというよう
なことになって、実は情報不足が島民の不安を大
きく駆り立てているという状態ではございまいすから、
この点についてどういふふうに対処されるのか。
恐らくこれから雨も降るでしょう。雨が降りま
す、泥流が流れますとこれまた大変なことにも
なるわけではございまいして、そういう対策はどう

れているか、その点についてお伺ひします。

○能勢説明員 御指摘にございまいしたように、避
難島民に適時適切な情報を伝達するということが、
御安心いただくために非常に重要なポイント
であるというところで、私も全く同じような
考え方である必要を認めておるわけではござい
ます。最初の対策本部でも、政府の本部でござい
ますが、そういう議論をいたしました。実は本日も
本日の本部では東京都の職員にも入っていただ
きまして、できるだけ細かい配慮をして今のよ
うな点をカバーしていこうじゃないかというこ
とでおるわけではございまいす。東京都の方から聞いて
おりますことでは、東京都の方でも今のあたりは
十分留意しております、それぞれの避難場所ご
とに避難者の名簿をつくり、テレビを配置し、さ
らに回覧板とか館内放送等に、随時情報を知ら
せる努力をしているが、さらに中身を充実してい
くように努めたい、さらに、各避難場所ごとに都
の職員を配置して、避難者からの要望、問い合わせ
等に対応できる態勢をとっているというよう
なことを聞いておりますが、私もどうしても、政府
で各省から集まります情報、できるだけの確
な情報を素早く都の方にも連絡をいたしまして、都
とそれぞれ連携をとりながら、避難しておられ
る皆様方にできるだけ御安心いただけるように留意
して努力してまいりたいと思つております。

○鈴切委員 私は関連ですから、これ一問で、総
務庁長官にちよつとお伺ひいたします。

大島の噴火対策本部は国土庁長官であります
けれども、きょうは忙しくてどうしても出られな
いというところでございまいしたので、国務大臣であ
る総務庁長官にお聞きしなければならぬと思つ
わけでありまして、先ほど斎藤委員と私と質問を
しましたから、それを聞きになっておられた総
務庁長官としては、噴火が急激であつたというこ
とで大変に政府も苦勞されておられると思ひま
すけれども、しかし、それにしても余りにも大島の
噴火の予知がおくれてしまったということ、それ
から対策がみんな後手後手なんです。これでは、

大島の方々が、避難されてきておるわけではござい
まいけれども、安心していられないのではないかと
いうふうにも思ひますので、国務大臣としての総
務庁長官、やはりこの問題についてはかなり関心
のあることだと私は思ひますけれども、どうい
うふうに対処をされようと思つておられますか。政府
を代表してということになりましようか、御答弁
願つて終わります。

○玉置国務大臣 さっきの斎藤先生の御質問の中
に大島の問題がございました。予知連の広域にわ
たる大変な危険性があるという発表、これは科学
者の発表でございまいすので、科学者としての自信
を持っての報告だろうと私は思ひます。片一方で
は、総理、東京都知事がなるべく早く大島を
訪ねて、東京都知事も、相矛盾するものがあるん
じゃないかと私は思ひながら、しかし、総理も
東京都知事も、帰心矢のごときという島民の皆さ
ん方の気持ちを代弁するような形でございまいした
のじゃないか、こう思ひます。

しかし、さっき言ひましたように、こうした自
然災害、特に火山の場合はこれからどういふふう
に展開するかわからない、そういうときには人命
を第一にして、大島の問題についてはやはりこ
で慎重に慎重を重ねてやる必要がある、私は一
国務大臣としてそう思ひます。それだけに、空
になった元町だとか波浮だとかそういうところ
の部落の皆さんに対しては、安心のできるような
対策が必要であらうかと思ひます。

さっき先生からおつしやつていただきました情
報の問題、これももつともでございまいすし、それ
から元町に迫つておる溶岩流の措置もやはり大
事だ。閣議できよう、発表というが国務大臣
が言つておりましたが、とにかくまず溶岩流の先
を冷却して、一つの堤防といふか何かのさくをつ
くるんだという話でございまいした。余分なことを
言わぬ方がいふと思つて黙つておりましたが、
私は全く素人ですが、その溶岩流の下の方に緊急
に大きなブルドーザーを入れて、そして横へ流す
ような道をつくつてやつたらどうだろう、そうす

ると元町に落ちて来ないということも私なりに考
えた、これは私なりの未熟な考え方ではござい
ますので、きょう来ております建設省の専門家の皆さ
んにぜひ検討していただきたい。

それだけに、火災についてはきょうは自治大臣
が消防庁の意見を代表するようにお話をしておら
れまして、さっきお答えをしたとおりであります
が、もう一つつけ加えますと、この際もう海水を
使うんだ、海水を使つたときに、とにかく消防機
材が長くもたない、もたなくても仕方がない、今
の措置としてはここで海水を使つて、それでまず
溶岩流を冷却し、そして山火事を防ぐというよ
うな措置を講じたい、こう言つておりました。こ
ういふ熱意をどうかひとつ御理解をいただいて、い
ろいろな面において御協力をいただきたいと思
ひます。

最後に、きょう初めてこの大島三原山の火山の
問題がこゝで出ましたが、ふつと思ひましたのは、
こゝで委員の中に、選挙区の方はだれがおるのか
なといつたら、先生一人。だから先生が主導権を
とるといふと、おおい自分の選挙のためになり
ますからこれはお控えになつた方がいふと思ひ
ますが、委員長、理事の間で御協議願つて、何がしか
の、我々、国権の最高機関ですから、御見舞い金を
募つて、内閣委員会が率先してやつたということ
で委員長、理事の先生方にお願ひをしたい。私も
それなりの協力をいたしますので、大した協力
じゃございませんが、協力いたしますので、私か
ら提案するのはおかしいですが、委員長、ひとつ
お諮りをいただきたいと思います。

○鈴切委員 関連でございまいすので、これで私は
パトスタツチします。どうもありがとうございます。

○石川委員長 斎藤節君。

○斎藤(節)委員 では、機関委任事務に関する質
問をこれからやらせていただきます。
本年四月二十五日に行われました本会議におい
て、地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説
明に対する質問に対して、中曽根総理は機関委任

事務について次のように答弁しておられます。
すなわち、「住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体で処理する方向で、国と地方の機能分担の見直しを推進することは、行政改革の重要な課題となっております。このような観点から、今後とも、機関委任事務の整理合理化の推進に努力する考えであります。」このようにあるわけですが、今回提出されている本法案はこの総理の答弁に沿ったものであると考えてよろしいかどうか、総務長官、お答えを願いたいと思います。

○玉置国務大臣 私この内容を読んでみまして、総理の答弁も読みました。臨調、行革審の精神にもこれはもちろん沿っております。そこから出たものであります。総理の考え方と全く同じでございます。

（委員長退席、戸塚委員長代理着席）

○斉藤（節）委員 そこでさらに伺います。けれども、「機関委任事務及び国、地方を通ずる許可権限等の在り方」と題した臨時行政改革推進審議会地方行革推進小委員会から出された小冊子の「はじめに」というところに、前文に地方公共団体の行革について次のように述べておられるわけあります。

すなわち、「地方公共団体の行政を時代の変化に即し簡素・効率的なものとすることである。」中略しまして、「また地方公共団体が真に必要な役割をより多く果たすことを可能とする。」とあります。機関委任事務をただそのまま地方公共団体に委譲したのではかえって事務の煩雑化を招くのみと思うのでありますけれども、この委譲に当たってはどれくらい事務の簡素化を図って行われるのか、お尋ねしたいと思っております。

○佐々木（晴）政府委員 今御指摘の昨年七月の行革審の小委員会の報告並びに本委員会の答申におきまして述べております点は、恐らく二点あると思います。

その一つは、御指摘のように地方公共団体の行政を時代の変化に即して簡素・効率的なものとする

ということであり、その第二が機関委任事務を団体の事務として裁量の余地を拡大する、それとともに国の権限を地方公共団体に委譲していくことによつて地方公共団体の自主性、自律性を強化する、この二点があるのだと思います。

この趣旨を踏まえまして、政府としては、第一点の地方公共団体の行政を簡素・効率的なものとするという観点から、これは自治省の方で御措置願ったわけでありまして、地方行革大綱を策定して、地方公共団体に対し自主的、積極的な改革努力を求める一方、第二点の地方の自主性、自律性を強化するという観点から、本法律案を初めとして、機関委任事務の整理合理化及び地方への権限委譲を推進しているところであります。

御指摘のように、国の権限の地方への委譲等を行った場合、一部に事務量増があることは事実でありますけれども、本法律案による改正によりまして、地方の裁量の拡大、すなわち地方自治の充実とそれから地方行政の総合性の強化が図られるものであります。その効果の方がはるかに大きい、このように考えているわけでありまして、

なお、この法律案によりましてどの程度の行政事務の軽減になるかということにつきましては、これは定量的にお答えすることは大変困難なものでありますけれども、この法律案の中で六十一事項の改正を行つておられるわけでありまして、そのうちの機関委任事務の廃止十事項はそのまま行政事務の軽減につながる、例えば試験事務の民間委譲というのがありますけれども、これは相当数の事務量減になる、このように考えているわけでありまして、

○斉藤（節）委員 では最後に、総務長官にまたお尋ねでありますけれども、今回出されておりますこの法案は十一省庁の機関委任事務に関する事項が提案されているわけでありまして、これを内閣委員会で一括審議することの趣旨について、それからまた、こういった問題は専門的立場から審議しなければならぬ項目が多いと考えるのでありますけれども、その辺どうか、こう思うのであ

ります。また、不十分な審議結果となるようなことになれば国民の理解が得られにくいのではないか、そんなことも考えるわけでありまして、総務長官、いかがでございますか。

○佐々木（晴）政府委員 若干技術的な問題でありまして、私から御答弁をさせていただきます。

今回の一括法案は、先ほど申しましたように、昨年七月の行革審答申に沿ひまして地方の自主性、自律性を強化する措置を内容としておられるわけでありまして、具体的には、機関委任事務の廃止団体事務化、市町村委譲、それから国の許可権限の知事への委譲などを盛り込んだものであります。これら一連の改革措置の実施によりまして、地方の裁量の余地の拡大や地方行政の総合性の強化が図られ、地方公共団体が地方住民の要請に責任を持つてこたえていく基盤が一層強化されるということになるのだと思っております。

法案の具体的措置は、御指摘のように十一省庁、四十三法律、六十一事項を内容とし、行政の各分野にわたるものでありますけれども、これらの改正の趣旨、目的が今申しましたように地方の自主性、自律性の強化という統一性のあるものになっておること、また、個別の法改正で対処するよりも一括取りまとめを行つた方が一連の改正の趣旨や全体像がはつきりし国民の御理解が得やすいと考えられるということから、一括して取りまとめて国会に御審議いただくことが妥当と判断した次第でございます。

○斉藤（節）委員 では、本法案で見直された場合、経費の節約額の見通しについてお尋ねしたいと思いますけれども、人件費はどのくらいになるのか、それから事務経費がどのくらいになるのか、その辺、軽減される割合をお聞かせ願いたいと思つております。

○佐々木（晴）政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、この法律案は地方の自主性、自律性の強化を図ることを目的として、機関委任事務の整理合理化、それから地方への権限委譲を行う

ものでありますので、直接に経費の節減を目的としておられるわけではないわけでありまして、

そこで、お尋ねの経費節減効果につきまして定量的にお答えすることは困難でありますけれども、例えば試験事務の廃止によりましてその都道府県の行政事務量の減、あるいは国の許可権限の地方への委譲に伴う国の事務量の減というふうなものは、これはいろいろと出てこようかと思つております。例えば、例を言いますと調理師試験の廃止というふうなことにによりまして毎年約七万人の受験者に係る試験事務の負担が知事部局から減る、また宅地建物取引主任者資格試験の廃止ということによりまして、これは民間委譲でありますけれども、毎年約十万人の受験者に係る試験事務の負担がそれぞれ軽減されるといふふうなことで、それ相応のいわば経費の減というものが出てまいります、このように存じております。

○斉藤（節）委員 それでは、地方自治体へ移管した場合、地方負担分の救済はどうするのか、その辺をお聞きたいのです。交付金の増額を行うのか、それとも地方債の発行によつて行うのか、どのように考えておられるか。

○佐々木（晴）政府委員 これはむしろ自治省からお答えする方が適當であるかと思つておりますけれども、機関委任事務を団体事務化します場合も、これは従来から地方財政法におきまして、地方の事務それからいわば国の執行機関として行う事務、このあたりをともに地方公共団体の経費として処理するというのが原則でありまして、今回の機関委任事務の団体事務化は、従来国の事務として地方公共団体の長が処理することとされていた事務を地方公共団体の事務に、つまり団体事務化をするということ、事務の性格を変更するものでありますから、国の指揮監督権が緩和されて地方の自主性が強化されることになるといふものの、事務処理そのものは従来地方公共団体で行つたものであります。その意味で、先ほど申しました地方財政法によりまして、基本的に事務の性格の変更が行われても費用負担面での変更の必要はない

ということになるわけであります。

ただ、本法律案の団体事務化のうち厚生省関係の五法律、十八事項につきましては、あわせまして補助率の見直しを行っておるというふうなことの関係で、これにつきましては補助率の見直しという面から経費の増減が生ずるということでありまして、その関係で、今年度の地方財政対策におきまして一兆千七百億円の補てんを、例えば地方たばこ消費税に係る交付税の増あるいは建設地方債の増発というようなことで講じておるといふうに承知をいたしておるわけであります。

○斎藤(節)委員 同じようなことを繰り返し聞いて恐縮でありますけれども、市町村に事務が委譲された場合、その事務を担当可能な職員がいらないような場合には訓練によって行政を行う必要があるのではないかと、それとも職員の出向を行うのか、その辺お聞かせ願いたい。

○佐々木(晴)政府委員 おっしゃるとおり、この法律案によりまして事務の市町村委譲やそれから国の許可権限の知事への委譲が行われた場合にありまして、基本的には新たな事務を処理することになるために所要の事務処理体制を整えることが必要になる場合があります。その場合には、例えば一定の準備期間を置きまして、研修を行うとかそれからいわば職員の養成を行うというふうな必要を生ずる場合も若干ございます。そうした場合にはつきましては、それらの事項につきましては本法の公布後に一定期間を置きまして施行することといたしておりまして、この法律の附則におきまして所要の手当てを行っておるところでございます。

なお、市町村委譲関係事項の中には、既に地方自治法の百五十三条に基づきまして都道府県知事から市町村長に対して事務委譲が行われている場合がございます。その意味で実質的に事務処理能力が備わっている場合がある、また、権限委譲関係事項の中に経理事務を従来処理しておったということと実質的に実務経験が蓄積されている場合

もありまして、そうしたような場合には、これは円滑な事務の処理体制の委譲が行われるというふうな期待をいたしております。

研修等を行うものを個別、具体的に申し上げてもよろしいでございますけれども、長々しくなりますから、これは数少ない例でありますけれども、そうしたものが若干ございます。

○斎藤(節)委員 本法案によって権限が地方公共団体に委譲された場合、委譲事項の中には引き続き指導監督しなければならないものもあると思うのでありますけれども、そのような場合はどうされますか。

○佐々木(晴)政府委員 この法律案では、国の許可権限を地方に委譲するに当たりまして、知事への機関委任事務としておるわけであります。大臣から知事に権限をおろします場合に、これは機関委任事務としておるわけであります。その意味で国の指揮監督権は留保されておるわけであります。これが十一事項、つまり権限の知事への委譲十一事項であります。

それから機関委任事務の団体事務化に当たりまして、これは厚生省関係中心であります。政令で事務運営の基本的枠組みを示すなど、国全体としての一定の行政水準を確保する上での必要な配慮を行っておるわけであります。

いずれにしても、その内容は各改正事項の事柄の性質に應じまして具体的に決定されたものでありまして、行政水準を落とすというふうなおそれはない、このように考えております。

○斎藤(節)委員 同じようなことばかり聞くのでありますけれども、委譲事項によつては民間法人に対する立入検査をしなければならぬような場合もあると思うのですけれども、そのような場合は法的根拠はどのようにして行ふのか。

○佐々木(晴)政府委員 この法律案におきまして民間団体に事務を委譲し行政事務を廃止するものとしましては、調理師試験事務の民間団体委譲、それから宅地建物取引主任者資格試験事務の民間委譲、この二つがあるわけであります。この二つ

につきまして、いずれも民間団体、これは指定団体になりますけれども、それぞれに対してこれを委譲することが予定されているわけであります。

これらの民間団体に対しては、守秘義務を課するとかその他の規定が設けられておりますけれども、特に宅地建物取引業法につきましては、建設大臣の報告徴収、立入検査権限を法律に盛り込んでおるところであります。

○斎藤(節)委員 厚生省関係の福祉に関する事項の中で、団体事務化によって総合的な福祉サービスが実現されるとあるわけでありまして、これもこれはこれらができなかつたのかどうか、それはなぜなのか、その辺ちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○瀬田(明)委員 社会福祉に関する事務につきましては、現在までも国と地方公共団体とが相互に協力をいたしまして、また、責任と機能を分担しつつ総合的な福祉サービスの実現を目指して努力してきたものであるということでございます。

今回の法律改正におきましては、これまで機関委任事務とされてきた社会福祉施設への入所措置等を団体事務化することによりまして、現在既に地方公共団体の事務でございます家庭奉仕員の派遣等のいわゆる在宅の福祉サービスと法律上の性格が同一となるわけでございまして、そういった意味から総合的な福祉の実施体制というものがより整備されるものとなるというふうな考えをしております。また、これまでも総合的な福祉サービスの推進に努めてきたところでございまして、今後とも一層その推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○斎藤(節)委員 時間が大分なくなつてまいりましたので、先にちよつと具体的なことについて質問させていただきます。それは厚生省関係の児童福祉法に関する問題でございます。児童福祉法の改正の中で、保育所の問題について先ほども田口委員の方からいろいろこの点に關しまして質問があったのでありますけれども、私からもこれにつきましてもう少し詳しく質問を申し上げたいと思つたので、よろしくお願い申し上げます。

まず、六十年十二月二十八日の閣議決定、当面の行政改革の実施方針及び本法案の骨子によりまして、児童福祉法第二十四条の改正の趣旨は、保育所への入所措置の事務を機関委任事務から団体委任事務に変更することにあると考えられるわけでありまして、しかし、この法改正案文を読んでみますと、その解釈に不明確な部分が見られるわけであります。今後の運用に当たりまして問題が生じてはならないと思つたので、明確にする必要があると思つたので、この点について質問したいと思つたので、この点について

まず、この法令を見ていただければわかるのであります。二十四条のこの法文でありますけれども、新たにここに「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより」という部分があるわけであります。これが、この条文の第二十四条の中で「児童の保育に欠ける」とあると認めるときは」というこのところに係るのか、それとも「保育する措置を採らなければならない」というこのところに係るのか。今まで入っていない「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより」というこの文言が入ったわけでありますけれども、これはどちらに係るのか、その辺まづ明らかにしていただきたいと思います。

○柏崎(明)委員 御説明させていただきたいと存じますが、先生、二点、引用関連部分をおっしゃられましたが、その後に当たります「保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない」という、こちらの方に係るわけでございまして、

○斎藤(節)委員 そうなりますと、後者に係るという御答弁でございますので、その場合に、もし条例が制定されるときは措置義務も発生しないということになるのか、先ほども田口委員の方からこの点についていろいろ質問あったわけでありまして、改めてさらに御答弁願いたいと思つたので、この点について

まず、この法令を見ていただければわかるのであります。二十四条のこの法文でありますけれども、新たにここに「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより」という部分があるわけであります。これが、この条文の第二十四条の中で「児童の保育に欠ける」とあると認めるときは」というこのところに係るのか、それとも「保育する措置を採らなければならない」というこのところに係るのか。今まで入っていない「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより」というこの文言が入ったわけでありますけれども、これはどちらに係るのか、その辺まづ明らかにしていただきたいと思います。

○柏崎説明員 御説明させていただきます。

法二十四条の趣旨は、児童福祉法に基づく保育所への入所措置を行う場合には、必ず条例により基準を定めて行わなければならないということでございます。

○齊藤(節)委員 では、先ほどもあったのですけれども、市町村によっては条例をしかない、そういうような場合も都合によりましてあり得るかと思ひますね。保育所がない場合にはやらないのだという話もありましたけれども、あつても都合でやらないという場合もあるのじゃないか。そうすると、そういう入所措置をとらないということになるのじゃないですか。その辺いかがですか。

○柏崎説明員 福祉の制度と申しますか、とりわけ保育所の関係でございますが、おかげさまでこの保育所というものは地方自治体にも大変定着しているところでございます。そのようなことはないのであるが、かように考えているところでございます。

○齊藤(節)委員 そういふところはないということとありますから、そんなことのないように指導していただきたいと思ひます。

そこで今回、同様に団体委任事務化しようとしているほかの社会福祉施設への入所措置の規定の改正案では、「条例で定めるところにより」という文言はないわけでありまして、なぜこの保育所関係の規定改正案のみにこのような文言を挿入したのか、その辺の趣旨を御説明願ひたいと思ひます。

○柏崎説明員 御説明させていただきますと存じます。

保育所への入所要件につきましては、政令でその基本的な枠組み、要件を定めまして、その範囲内で具体的な要件を条例で定めることになるわけでございますが、これは、地域によりまして保護者の就労の形態や生活形態が異なりまして、地域の実情に即し、その保育ニーズに的確に対応する必要があると考へられるところでございますが、

そういうところから当該市町村の議会により定められる条例という法形式によることとしたものでございます。

○齊藤(節)委員 「政令で定める基準」というふうにあるわけでありまして、政令で定めるのは何に關する基準なのか、その辺いかがでございますか。

○柏崎説明員 御説明申し上げます。

政令案につきまして今後政府部内で検討することとしたしてあるわけでございますが、私どももいたしまして、本件につきましては、現在通知で定めております入所措置基準の基本的な事項を定めることとしたいと考へておるところでございます。

○齊藤(節)委員 既に昭和三十六年二月二十日に、厚生省児童局長通知書でございますが、「児童福祉法による保育所への入所の措置基準について」という通知があるわけでありまして、大体これと同じような内容ということになりますか、その辺どうですか。

○柏崎説明員 私どももいたしましては、現在通知で定めております入所措置基準の基本的な事項を定めることとしたいと考へておるところでございます。

○齊藤(節)委員 基本的な事項といふと具体的にどんなようなことですか、もう少し具体的に説明してください。

○柏崎説明員 例えでございしますが、日中両親が就労している場合、片親が死亡等によりいない場合、母親が出産の前後または疾病、心身の障害の状態にある場合、母親が同居の親族を常時看護する場合を定め、そのほか、保護者がこれらと同視し得るような状態にある場合につき、地方の実情に即して市町村で決めたいこととしたいというふうな感じでございます。

○齊藤(節)委員 今おっしゃられたことでしたら、大体今まで既にやられているこれとまずほとんど同じじゃないかと思うのですけれども、では、

これと同じような内容というふうに解釈しておいてよろしいわけですね。

○柏崎説明員 基本的にさうでございます。

○齊藤(節)委員 わかりました。

これまでの二十四条の規定は「保護者の労働又は疾病等の事由により、云々、そして「児童の保育に欠ける」ところがあると認めるときは、云々、「保育所に入所させて保育しなければならぬ」という文脈になつてゐるわけでありまして、この文脈からいいますと非常に不明確さが生じるように思ふわけでございます。

そういうことで老練心ながら質問させていただきますけれども、他の施設と同じように、例えば「保護者の労働又は疾病等の事由(政令に定めるものに限る。）」により、こうすると明確になるんじゃないかと思ふのですけれども、その辺はどうでございますか。

○柏崎説明員 御説明させていただきますと存じます。

この改正案文での条文の規定で、現在その案文の規定では、「定めるところ」といふのは、冒頭、私、御質問に對しまして御説明したとおりでございます。十分にその趣旨が理解できるところと存じております。

○齊藤(節)委員 その辺、文脈が不明確であると解釈が幾重にでもできるわけでありまして、やはりはっきりと政令に定めるものに限るといふふうに限定された方がはつきりするんじゃないかと思ふわけでございます。答弁は結構でございます。

では、政令は、条例で定めるべき措置基準のいわゆる最小限界、つまりローアーマリットを示すのか、それとも最大限界、つまりアップバリミットを示すのか、その辺どうでございますか。

○柏崎説明員 御説明させていただきますと思ひます。

政令で定めます基準は、入所措置すべき児童の基本的な要件、基本的な枠組みを示すという性格のものでございます。

○齊藤(節)委員 では、これは最大限を示すとか

最小限を示すというふうなことではないわけでございますか。

○柏崎説明員 最大限、最小限という、高い、低いというよりは、入所措置すべき児童の基本的な要件を示すものであるということでございます。

○齊藤(節)委員 もしローアーマリットをいうのであれば、国庫負担の対象となるものの最大限は何によつて示すか心配になると思ひますし、またアップバリミットを決めるような場合には最小限界は示されないわけですから、条例によつてどうにでも決められる、狭められるというふうなことになるまいので心配するわけでありまして、その辺心配ないわけですか。

○柏崎説明員 基本的な枠組みということでございますので、基本的な要件に従つて保育所への入所を制限するような条例を定めることはできない、こういうふうな意味も含めまして基本的枠組みということでございます。

(戸塚委員長代理退席、委員長着席)

○齊藤(節)委員 これまで保育所への入所措置の要件に経済的要件は入つていなかったわけでありまして、入所措置の条件から困窮者、貧窮者ですか、こういう政策的要素を取り扱つた点にこそ戦前の託児所から戦後の保育所への大きな前進があつたというふうな考へるわけでありまして、けれども、入所措置の要件に経済的要件を入れることは、今後これからの将来考へられませんか。入れませんか。どうですか、その辺。

○柏崎説明員 御説明させていただきますと存じます。

児童福祉法の規定によりまして、保護者の経済的状況のいかんにかかわらず、保育に欠ける乳幼児を保育所に入所させることとしております。今後それを變更する考へはないところでございします。

○齊藤(節)委員 それは確認させていただきます。将来そういう経済的な要件というものは入れないというふうな確認させていただいてよろしうございしますね。

○柏崎説明員 現行の児童福祉法、先ほど御説明したとおりでございます。それを今後変更する考えはないということでございます。

○斎藤(節)委員 要望として、これからのし、そういうような経済的要件を入手措置の条件に入れるような場合、ないと言われるから、もう確認しましたからいいわけでありませうけれども、当然法改正によって行われると思うのですけれども、その辺しっかりと、政令だとかそういうふうなもので、条例でやらないようにひとつお願いしたいと思うわけでございます。お願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

では次に、時間のある限りちよつと先ほどの質問を続行して、いわゆる一般的な理念について質問させていただきますかと思ひます。

そこで、市町村協議事項でいわゆるきめ細かな行政運営が可能となる、このようにあるのでありますけれども、これまではどうであつたか、もしできていなかったとすればなぜできなかったのか、その辺総務庁の方でお答え願ひたいと思ひます。

○佐々木(晴)政府委員 機関委任事務の市町村協議は、行政の実施主体を都道府県レベルから住民のより身近な市町村に移すということでありまして、これは臨調基本答申の中にもあります。よつな「住民に身近な行政はできる限り地域住民に身近な地方公共団体において処理」すべきという考え方に沿つたものであります。

市町村協議の結果、地域に密着したきめ細かな行政を展開することが可能となりますけれども、市町村協議を進めるためには、社会経済情勢の変化等を踏まえ、それから当該行政に係る市町村の行政能力の状況あるいは同種、類似事務との関連、こうしたものを勘案して見直しを行つていくことが必要であります。

多分にあつたと思ひます。

○斎藤(節)委員 これはちよつとこの法案にはないのでありますけれども、地方自治法の別表三にこういうことがあるわけですね。北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法、これは地方自治法の別表の六十二番目、それから六十二の二に南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法、こういったものがこれに載つてゐるわけでありませうが、こういうものはいわゆる全国的な法規の中に吸収合併してしまつてはどうかと思ひます。その辺いかがでございますか。

○白井説明員 お答えいたします。

先生おっしゃつた二つの法律はいわゆるマル寒、マル南法と言われる法律でございますが、これは御承知のように北海道、南九州、南九州の場合には宮崎県と鹿児島県でございますけれども、それらの厳しい自然条件のもとにある特定の畑作地域を指定いたしまして、地域内で営農改善を図ろうとします農業者に対して、農林漁業金融公庫が必要な資金を長期かつ低利で融通することによりまして、地域における農業者の経営の安定を図ることを目的としてゐるところでございます。

また、本法に基づきまして農業者が低利資金の融通を受けるに当たりましては、道県知事が営農改善資金の貸し付け資格の認定、それから営農改善計画の作成またはその達成等につきましての必要な指導等を行つてゐるところでございます。

それで、これらの地域におきまして、農業経営が不安定であり、また自力または他の現行制度で営農改善を図ることが困難である農業者、この農業者の経営の安定には、営農改善計画の樹立なり長期かつ低利の総合融資、濃密な営農指導を制度的に直結させる手法をとることが必要であるというところで、特定された地域を対象とする単独法が制定されたわけでございます。

現行制度は昭和五十八年度に、その必要性にかんがみまして五カ年間延長ということで行われておりまして、関係農家の経営の安定に寄与して

るところでございます。なお、法期限となります六十三年度以降の取り扱いにつきましては、今後私どもとして検討をしていかなければいけないといふふうに考えておるところでございます。

○斎藤(節)委員 臨時行政改革推進審議会の地方行革推進小委員会の報告書と本案の関係について質問したいわけでありませうけれども、本法律案の提案理由説明で総務庁長官が述べておられますように、「臨時行政改革推進審議会の答申で指摘された機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等の整理合理化事項について答申の趣旨に沿つて措置する旨、決定いたしております。このようにあるわけでありませうけれども、これに間違いはないわけでありませうか。

○佐々木(晴)政府委員 それは間違いございません。

○斎藤(節)委員 臨時行政改革審議会の答申によりますと、国の業務を都道府県知事等に委任してゐるいわゆる機関委任事務約五百事項のうち、今回百三十四事項について答申があつたわけでありませう。すなわち、機関委任事務のあり方として八十事項、それから国、地方を通ずる許認可権限等のあり方五十四事項となつてゐるわけでありませう。しかるに本法案では、機関委任事務の整理合理化事項は五十事項、それから地方への権限委譲十一事項、合わせて六十一事項にすぎないのであります。今回の法案に含まれてゐる事項はどのような関係で取り上げたのか、また各省庁との協議の上でこのようになったのか、お尋ねしたいと思います。

後で質問しようと思つてゐたのでありますけれども、法案の中で団体事務化の事項の中には、特に国で厄介である、あるいはあつてもなくてもいいといったような事項が含まれてゐるような節も、私これは全く個人的にそう思つてゐるわけですから、そうじゃないかもしれない、誤つてゐるかもしれない、そんなようなことが思へるものもあるわけでありませうので、その辺どういふことなのか、御答弁願ひたいと思ひます。

○佐々木(晴)政府委員 若干その数の関係でもつて御不審があつたのだと思ひますけれども、今回の一括法案は、基本的には昨年七月の行革審答申におきまして提言された事項のうち、法律改正を要するものについて一括して措置することを内容とするものでありまして、このほか政省令関係で七十二事項を整理しておるわけでありませう。

このあたりの数字の関係を若干申し上げますと、行革審答申のうちで法律改正を要する事項は、機関委任事務の整理合理化と地方への権限委譲を合わせて四十八事項ということになっておりますが、このうち既に措置済みとなつてゐる事項、これは地代家賃統制令の廃止などでありませうが、及び中長期的課題として答申された事項、これは農地買収者に対する給付金の返還に関する事務、輸送監視関係事務などを今回の措置から除きました。また、答申において抽象的な提言にとどまつた事項、これは福祉関係法律に基づく福祉施設への入所措置等でありませうけれども、これを具体化する際に事項数を再整理するなど整理を行った結果、今回の一括法案による措置事項六十一事項というものが出来たわけでありませう。今申しましたように、政省令関係事項がこのほか七十二事項あるわけでありませうけれども、これは現在ほとんど措置済みとなつておるわけでありませう。

○斎藤(節)委員 質問がたくさんあるのでございませうけれども、時間があと一分少々しかなくなつてしまつたのでこの辺で終わらせていただきます。わけでありませうが、いずれにしても、行政改革の観点から、五百項目からあるわけでありませうから、できるだけ地方公共団体に委譲して事務の簡素化を行つていつた方がいいと思ひます。お願いいたします。いろいろ各省庁の方々お忙しいところ来ていただいたのでありますけれども、質問の時間がなくなつてしまつて大変失礼であります。その点御容赦願ひたいと思ひます。

これで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○石川委員長 川端達夫君。
○川端委員 それでは質問させていただきたいと思ひます。

現在、国会それから国民も含めまして税制の論議というのが非常に活発に行われているわけですが、増税が先であるとか減税が先であるとか、レベニュー・ニュートラルであるとか、いろいろな議論があるわけで、非常に重要な議論がされているわけですが、現在の議論を見ていると、不公平税制の改革という非常に大きな大きな部面の御議論と、いわゆる長期的な財政再建の問題あるいは単年度の歳入欠陥の問題等々が混同して議論をされているのじやないかと感じるわけですが、本来、この税制の論議、臨調答申では増税なき財政再建」という方向が明確に打ち出されているわけですが、これと同時に、税金を使う方の議論、より効率的に、より安く政府、行政機構をやるというの、これは税制と絡む非常に大きな問題であるし、むしろこちらの方が大事じやないかなと感じているわけですが。

といいますことは、税金を使う方の観点でいわれる行政改革というものを迅速に大胆に実行すべき時期が今ではないかと思ひます。特に、山場を迎えております国鉄という問題があるわけですが、それよりもっと大きな基本的な問題としての地方行政というものがほとんど手をつけられていないのではないかと感じるわけですが、今回の前にいわゆる国の関与、必置規制に関する整理の法案というのがございましたけれども、今回それに続く法案ということで、機関委任に関する一連の法案が提案されているわけですが。

いわゆる地方行政という観点から見まして、長官にお伺いしたいのですが、今の時代における地方行政というものの持つ意味合いといひますか、そのものに対する基本的なお考えとそれに取組む決意、そういうことを御披露いただきたいと思ひます。

○五箇國務大臣 国と地方自治団体というのは車の両輪のようなものでございまして、今や地方自

治体の予算総額は国を上回るほどになっております。また職員の数も大変なものであります。それだけに、ここで私は御理解をいただきたいのは、臨調、行革審の中でこの問題についてしっかりとらなさいという御答申をいただいております。しかし、具体的なことについてはまだ多くの詰める場所が残っております。これが今回の機関委任事務でもあります。

そこで、今考えておりますのは、まだ発表はしておりませんが、一番大きな問題の一つは、自治体の中で、四十七都道府県ありますが、それぞれ富裕県と貧困県というのがあります。最近貧困県、いわゆる貧乏県であります。二十三の知事が寄りまして、こういうものについてどうしてやるのだというふうな会議を持っております。それだけに、こういった地方自治体におきます財政のアンバランス、例えば今度御審議をいただいております老健法の中でも、健康保険から赤字の出ている国保に対してシフトする、こういう考え方が、四全総の中にはそういう財政的なものの配慮はあります。そこで、今度我々としてはこの問題を契機にして、今から御審議をいただきます新行革審の中でも、こういった問題について成立後思い切つてやってみようというのを考えておりまして、関係各省庁と協議しながら進めていきたいと思います。

今や地方自治体がしっかりしなければならぬ、そのためには、国の機関委任事務の整理合理化、委譲ということで、地方自治体の権限を強化して、地方自治体に本来のしつかりしていただくことが日本の民主政治を確立していく上で非常に大事だ、こういうふうに考えております。

○川端委員 基本的には私も全く同感だと思ひます。そういう部分で、今回の行革審答申というのは一つの大きな目安、基本的な思想のバックグラウンドになっていると思ひます。

その中で、先ほども御議論がありましたけれども、地方行政の計画的な実施ということには大きく分けて二つの考え方があつた。一つは、簡素効率

的な運営をするべし。それから、今回の機関委任事務に関連します部分での自主性、自律性を強化することである。今長官がおっしゃいました自治体がしっかりするというの、この自主性、自律性を強化するということが不可欠な要素だといふに感じられるわけですが。

ほかのいろいろなどところにも書かれてはいるわけですが、五十九年七月二十五日に出された「当面の行政改革推進方策に関する意見」国の行政改革の原案は、自らの地方公共団体を簡素・効率的で真に地域の要請にこたへ得るものにしたという住民の意志にある。これにこたへた地方公共団体の自主的な改革努力があつてこそ、自立自助の精神に立脚した行政サービスについての「選択と負担」に対する住民の理解が一層深まり、地方自治をより実りあるものとするのでございよう」とありますが、まさにおっしゃるとおりだと思ひます。

そこで、お伺いしたいのは、その後続けて「地方行政を阻害する要因としてまず挙げなければならぬのは、国による過剰な関与や介入が地方行政の膨張を招いていることである。」というふうな指摘されているわけですが、こういうものに対して長官はどういう御感想、御認識をされておられるのか。まさにそのとおりであるのか、総論としてはそうだけれども、実際やろうとしてみると難しいと思つておられるのか、そこら辺をお伺いしたいと思ひます。

○五箇國務大臣 ここで御理解をいただきたいのは、私は常日ごろこう考えておるのです。

先ほども質問にお答え申し上げましたが、日本の政治の仕組み、やはりここから地方自治体の問題は考えていかなければならぬ。日本の政治というのは天皇の政府から始まったのです。だから、言ふなれば上意下達、知事も政府の任命であつたのです。そういうことから考えますと、これは本當に民主政治の構成ができておるのかどうかということですが。

アメリカでも、私が専務理事をやっております豪州でも、もともと野良仕事をして、汚れた長靴を履いて、疲れをいやすためにパブへ行つて、とまり木にとまつてウイスキーをなめながら、隣の人たちと、おい、これだけ人数が集まったら、そろそろ我々の仲間と政治とかいふものをつくらなければいかぬなというところから始まったのです。そしてピラミッドの底辺ができて、州というものが出てきた、その上に連邦ができたのです。だから州権は非常に強い。連邦政府が持つておるのは外交権と資源に関する問題、この二つです。あとはもう州が全部持つておる。

豪州の例を引きまして恐縮ですが、それだけに、時によつては、西豪州、クイーンズランド、この州の二人の首相が、頑張つて、おい、独立しようじやないかという運動を起したのです。そのときは連邦政府がびっくりした。それほど強いのです。それは、クイーンズランドも西豪州も大変な金持ちで、連邦政府に随分金を出しておる、そういうふうな積み上げの上の連邦政府、国家の政府だったものですから。しかし日本はそれと全く反対なんです。

だから、我々が本當に民主政治を行おうとするならば、やはり地方自治団体に権限を委譲して、しっかりと地方自治団体を育てていくという意味においては、余り介入せぬ方がよろしいと思ひます。ここに官僚の人もおられますが、介入するとますます官僚が強くなるばかりです。我々から見ると、政党人が小それなつておらなければならぬ、こういうことでございまして、どうかひとつ御協力をお願いいたします。

○川端委員 非常にわかりやすくお答えいただきましてありがとうございます。まさに民主主義の原点、それから地方自治というものがどうあるべきかということ、非常に示唆されている御答弁だったように思ひます。そういう中で現在まで、臨調から行革審、その答申を含めて、例えば今回、機関委任事務の法案が出てきた、その分では、今長官がおっしゃったような趣旨をどうも十分に酌

んでいないのじゃないかなと思わざるを得ないわけです。

いろいろと長官自身にお伺いをしたいのですが、お約束もありますので、あとは各論に移らせていただきます。今基本的に考えをお伺いした部分で、これ以降の行革に関して長官として手腕を振るっていただきますことを御期待申し上げます。どうもありがとうございます。

それで、今に関連しまして、答申の中で「地方行革を阻害する要因としてまず挙げなければならぬのは、国による過剰な関与や介入」だという指摘をされているのを受けて、自治省としてはどういうふうにご意見を伺うか、というふうなところを伺います。

○森繁政府委員 機関委任事務の問題につきましては、いろいろ御批判があるわけですが、その一つといたしまして、今先生が示しになりましたような国による過剰な介入、関与というのが例に挙げられておられるわけですが、

私どもの方といたしましては、基本的には国の事務と地方団体の事務とを峻別いたしまして、必要な場合には国の方で適正な関与を施す、そういう方策を講ずることが一番いいのではなからうかと考えておりますけれども、現に地方制度調査会からもそのような答申をいただいておりますが、当面は機関委任事務の整理合理化を積極的に進めたい、こういうふうにご意見を伺うところでございます。

○川端委員 基本的な考え方なんですけれども、今の自治省の御答弁では、きっちり性格を分けたいというふうに言われているわけですが、今回法案として整理される、これは答申に沿った形なんですけれども、発想の原点が、移すべきものは何かという議論なのか、残すべきものは何かというところで随分違うと思うのです。先ほどの長官の御趣旨も含めて私どもも理解しておりますのは、国の過剰な介入を排除するという意味では、本当に国がやらなければいけないものは、いわゆる残すべきものは何なのか、それ以外は全部移すべきであると考えるのが妥当じゃないかなと思うのですが、どうも行革審の議論を含めて今回の法案の流れを見ますと、移せるものは何かというふうな発想があるやに感じますので、どうでしょうか。

○佐々木(晴)政府委員 今の御質問の趣旨をあるいは若干取り違えているのかもしれないけれども、この機関委任事務の問題、いろいろな御議論があるのは御承知のとおりであります。臨調、行革審にありまして、この機関委任事務の問題であるいは国の関与の問題につきまして諸般の議論が行われた経過は御承知のとおりであります。

これにつきましての私どもの物の考え方としては、やはり国民に対して行政を行うというところは、これは国と地方と両方が行うんだ、それ相応に国も責任を持ち地方も責任を持つ、そういう意味で、国民に一番いいサービスができる体制はどうであるか、その場合にあって国と地方公共団体とは協力してその責任を分担し合いながら行政を行っているものである、このように考えるわけでありまして、

したがって、国と地方の連携の仕方というのはいろいろな仕組みがあり得るわけでありまして、機関委任事務につきましては、これは主務大臣が指揮監督をするという形をとっております関係でもって、地方のサイドからいえば、いわば過剰介入だというお話もありまして、これは、それ相応に国の責任はこういうこと、地方の責任は事務の処理の仕方というのはいくつかある、特に全国的に統一性を有し、ないし公正を要するといふようなものについては、これは一つの有効な仕組みであろうと思っております。臨調、行革審もまた同様の物の考え方である。要は、国、地方とも国民に適切な行政サービスを提供するために相協力をしているんだ、そういう中でこういう問題を考えるべきであらう、このように思っています。もちろん、過剰介入というのは、これはあるべきことではあります。このあたりについては今後とも見

直していきたい、このように思います。

○川端委員 国と地方のおの責任分担をしてという、今おっしゃることはそれなりに理解できるのですが、その中でも、そういうものを議論していくときの根幹の思想ですね。先ほど長官がいみじくも言われたのは、天皇制のもとにもとめてきたのが日本の歴史的な行政機構である、いわゆる上意下達の思想。これからの地方行政というものがどうあるべきなのか、その延長線上で手直しをしていくというものでいいのか、思い切った発想の転換の中に、地方自治というものを、本当に住民の一番密着したところで行政というのは行っていくという立場に立つのかということがやはり根底にあると思うのです。

その部分の議論ということで受けとめますと、今の御答弁の部分では、やはり旧態の流れをくむ、要するに、そういう今あるベースを考えながら、移せるものがあつたら移そうかというふうにご感じられるのですけれども、そこら辺ちよつとどういふ感じでしょうか。

○佐々木(晴)政府委員 長官から先ほどお答えをいたしましたことも、発想の原点としては確かにそういうことではないかと思っております。いわば民主国家であつて、地方公共団体もそれ相応に成熟を遂げておるという点は、これは長官のお述べになったとおりであると思っております。

ただ、我が国の行政というものが、先ほど申しましたように、地方公共団体が相協力をしてやつていくという仕組みになっておる。したがって、これは大臣がいれば許可、認可の権限を持つておる、それを機関委任して地方公共団体の知事が、例えばこれについて措置をいたしておる、処分を行つておる、そこでもし異議がある場合には、大臣の方に都道府県知事を通じて、さらにその審査請求がある、こういうふうな一つの仕組みがありまします。それから、先ほど私からお話をしましたように、こういう協力関係は維持しつつも、地方の自主性、自律性を阻害するようないものにつきましては、これは常時見直してこれを排

除していく、こういうことが今後とも大事な視点ではなからうか、このように思うわけでありまして、

○川端委員 やや議論がかみ合わないような気がしますけれども……

具体的に答申の中では廃止が十一、団体事務化十八、市町村委譲十二、その他二十六という個別の整理合理化事項が挙げられているわけですが、今、今回の法案とそれから政省令の改正、ちよつと先ほどの重複するかもしれないけれども、合わせて、この答申に盛り込まれている項目の、要するに打率というのですか捕捉率というのか、それで漏れている部分はどうなるものがあるのでしょうか。

○佐々木(晴)政府委員 行革審答申との比較で申し上げたいと存じます。

機関委任事務の整理合理化関係であります、これを順次申し上げますと、機関委任事務の廃止につきまして、法律事項として行革審では十一事項を述べております。これに對しまして、この措置にありましては十事項を措置をいたしております。その一事項漏れておるものといひますのは、行革審で中長期的な課題と言われました、いわば農地被買収者に対する事務の関係、これが一件、これはなお検討を要するということで漏れておるわけでありまして、

それから団体事務化につきまして、行革審では十六事項を述べております。これに對しまして今回措置をいたしましたのは三十三事項であります。したがって、これは十七事項多いわけでありまして、これは福祉四法、それから母子保健法の関係、行革審がやや抽象的にこの全部をひっくるめて検討せよというふうな述べておりましたのをさらに具体化をいたしました結果として十六事項が三十三事項になっておる。ここで一事項行革審答申で欠けておりますものがありませんけれども、公害紛争処理につきましても、その仕組みというのにつきましても、これも中長期的な課題として述べております。この点については今回は措置をいたしていません。それから、政省

令で行革審が二件団体事務化を言っておりますけれども、これについてはいずれも措置をいたしております。

それから市町村委員の關係、これは行革審が七事項を述べておりまして、これに對しましてこの法律では五事項を措置をいたしております。これは二事項措置をいたしておりますが、実は母子手帳の交付ということにつきまして、これを市町村委員というのを団体事務化をいたしたものですから、こちらの方で処理をした、実質マイナス、こういうことになろうかと思ひます。

それから事務の整理合理化につきましては二事項でありますけれども、これはいずれも措置をいたしております。なお、これに關する政省令事項は二十四件でありますけれども、これはすべて措置をいたしております。

それから権限委譲の關係でありますけれども、行革審で知事への委譲と言われましたものが十二事項ございまして、これにつきまして今回十一事項を措置をいたしておりますけれども、これも中長期課題と言われました輸送監理關係事務につきましては、これはただいま關係都道府県と協議中でありまして、この中には入っております。それから政省令關係で二十一件ありますが、これはいずれも措置をいたしております。

それから国の出先機關への委任につきまして、行革審で政省令段階につきまして六件言われておりますけれども、いずれも措置をいたしております。

それから事務の整理合理化の關係で行革審で十六件さらに言われておりますけれども、これについて二件、これは保安林とそれから農地転用規制緩和につきましてなお若干検討を要するものがありまして少しおくれるものがありますけれども、十四件はすべて措置をいたしております。

合せてまして行革審答申は四十八件の答申が法律事項としてありまして、これにつきまして今回の法律措置としましては六十一事項を措置し、合せてましてこれよりも十三件多い数に一応なつて

おる、それから政省令關係では七十四件の指摘を受けまして七十二件を既に措置をいたしておる、二件はなお今後これを検討してまいる、おむねこれは全体はほすべて行革審どおりに措置をいたした、こういう内容になっております。

○川端委員 四十八件に對して六十一件ということで、件数が多いということだったのでありますが、これは今の御説明では、抽象的に書いてあるものを具体化していったら数がふえた、こういうことで、項目として行革審の答申で指摘をされたもの以外には、要するに独自のものはございせんか。

○佐々木(晴)政府委員 行革審答申に出ましたものは、今申しましたように大体すべて措置をいたしました。それ以外につきましては今回加えておりません。

○川端委員 答申の中にも、別にこれがすべてではなくて、いわゆる「その他の事項」についても不斷に見直しを行う、こういうことで出ておるわけですが、しかも答申が、皆さんの受けとめはどうか知りませんが一年前に出ておるわけですね。非常に国家的な大きなことであるということですね。先ほどの議論でもありましたが、まさに十年一日のごとし、本日にこれが大丈夫なのか、民間の企業等でもいろいろな問題があるといへば、本日もうその日でも変えようということではないかと、この激動の時代にやっつけけないということとで努力をされているわけなのです。

そういう中で御質問すれば、恐らくこれからも不斷の見直しをやっていきますということになるのでしようけれども、気になりますのは、行革審、こういうものの答申が出たら、それは尊重するといふ法の精神も含めて、一〇〇％に近く実行される、そこに出ないものは全然手がつけられない、いろいろな臨調あるいは行革審の討議の中でセレクトされてしまつて、そこでフィルターがかかつてしまふのじゃないか、こういうふうな懸念があるわけなんです。

これからまた、いわゆる新行革審の設置法案、

きよう御提案がありましたけれども、これが本當に成立するかどうか、まだ提案されたところなのでわからないわけですが、ただ、万が一、我々もあればぜひとも設置してやっつけたいという基本的な思いを持っておるわけですね、設置ができたからしたら、当然答申がでない、あるいはもうおくれけるわけですから、おくれる。そうすると、今の進み方から見ますと、そういうものでの答申が出ないといふ一歩も前に進まない、これでは本當の行革審がでないといふふうな懸念をするわけですね。

そういう意味で、その他の事項、要するに自助努力としての不斷の見直しはやつて、具体的に法案として出していきますということであつてほしいので、その部分の御見解をお伺いしたい。

○佐々木(晴)政府委員 今回この法律を提案しましたその経過につきましてちよつと説明をさせていただきますけれども、これは御承知のように基本は臨調があるわけでありまして、五十六年三月にこれがございまして、臨調の基本答申、これが五十七年七月に出されておりますけれども、その中にありまして、この機關委任事務の見直しということとが指摘をされたわけでありまして、

その間にあつて、地方行革につきまして、今先生お話しのようないろいろな問題意識が非常に出てまいつたということでありまして、その際にもろもろ論議をされたのを受けて、政府としてはさらに行革審ができた五十八年六月の段階で、これに對しまして、この機關委任事務のあり方について諮問をすることを閣議で決めたわけでありまして、

そういういわば臨調以来の問題意識は政府全体の問題意識となりまして、閣議決定でもつてこの行革審にさらに十分内容を検討してもらおうじゃないか、そうしたようなことでありまして、ところが昨年の七月二十二日にその答申をいただいた、そういうことでありますから、それにつきまして昨年末の六一行革大綱と称する閣議決定の中でこれをすべて実行するんだということを決めたわけ

あります。前国会にこれを提案したわけでありましたが、不幸にしてこれが通らなかつたということとで再提出をしたわけでありまして、政府部内といたしましていろいろとそういう臨調、行革審の御議論の中にもろもろ資料も一応提供したといふふうな経過があるわけでありまして、

ポスト行革審の御提案を申し上げておりますけれども、こうしたような地方の自主性の強化という面につきましてはさらに留意しながら、機關委任事務の合理化あるいは規制といひますか、政府の無用な關与といふようなものにつきましては今後ともこれを排除していくといふふうな努力を行いたい、このように思ひます。

○川端委員 法案を提案されるという立場で、いわゆる機關委任の、これ以降の話ですけれども、というところで、いわゆる今までの行革審の答申、一連の流れといふのは十分理解をしております、なんですけれども、お伺ひしたかったのは、そういう手順といひますか、臨調あるいは行革審という答申が出て、閣議決定をしてこう進んできたというその枠といふもの、これからポスト行革審をつくらうとされている、そういうものの以外で、こういうものは出てくるというふうな理解をしていていいのかわかるといふことです。

○佐々木(晴)政府委員 極めて率直に言ひまして、この臨調、行革審なかりせば機關委任事務の整理はできなかったといふことは事実であります。臨調で一番整理と言われまして四十五件の整理をした。今回行革審から言われまして今回の六十一事項の整理をしておるというわけでありまして、

ただ、今後やはりこういうものについての見直しは、政府自体としてもそういう物の考え方をしなければならぬ、このように思ひます。次第であります。

○川端委員 今まで取っかかりとしてはそういう経過は理解をしますけれども、これからの部分といふのはまさにみずからの手でおやりになるという必要があるではないか。

そのことも含めましてお聞きをしたいのは、地方の意見の聴取、これは地方自治、まさに地方行革というものは、そこに住んでいる人のニーズに適応して迅速、柔軟に行政サービスができるように、なおかつ効率的にできるようにという趣旨だと思ふのですけれども、その部分で、臨調の答申の前には地方六団体が「機関委任事務のあり方の見直しと整理分類について」という意見書を出しになつておられる、あるいは六十二年二月には地方制度調査会が「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」を総理大臣にお出しになつていゝる、こういうふうな、今回に至るまでにいろいろ

わけですから、六団体自体がどういうふうな受けとめておられると理解されておりますか。
○森(繁)政府委員 地方六団体の意見は、先ほど先生もお示しのとおり、大幅に機関委任事務を整理して地方団体の方に移譲してほしい、こういう主張でございます。それで、先ほど先生のお話にありました哲学の違いというのが一つあるかと思ひますけれども、ニュアンスといたしましてはできるだけ地方団体に事務を移譲してほしい、こういうトーンでございます。そのトーンに基づきまして、これまでたびたび地方六団体の方から意見の提言が出ております。

それで、今回の機関委任事務の整理に関する部分につきましては、地方六団体の要望がすべて酌み取られたものとは理解しておりませんけれども、これまでよりも一歩前進という感じでございます。今後さらにこの機関委任事務の整理が一層積極的に進められますような希望を地方六団体としては持つておるはずでございます。

○川端委員 十分議論に付されて尊重されて出されたという御見解ですが、例えば具体的に地方六団体自体は、臨調答申として今回の法案としての提案に対して、これは前回にも提案されている

わけですから、六団体自体がどういうふうな受けとめておられると理解されておりますか。
○森(繁)政府委員 地方六団体の意見は、先ほど先生もお示しのとおり、大幅に機関委任事務を整理して地方団体の方に移譲してほしい、こういう主張でございます。それで、先ほど先生のお話にありました哲学の違いというのが一つあるかと思ひますけれども、ニュアンスといたしましてはできるだけ地方団体に事務を移譲してほしい、こういうトーンでございます。そのトーンに基づきまして、これまでたびたび地方六団体の方から意見の提言が出ております。

それで、今回の機関委任事務の整理に関する部分につきましては、地方六団体の要望がすべて酌み取られたものとは理解しておりませんけれども、これまでよりも一歩前進という感じでございます。今後さらにこの機関委任事務の整理が一層積極的に進められますような希望を地方六団体としては持つておるはずでございます。

○森(繁)政府委員 地方六団体の意見は、先ほど先生もお示しのとおり、大幅に機関委任事務を整理して地方団体の方に移譲してほしい、こういう主張でございます。それで、先ほど先生のお話にありました哲学の違いというのが一つあるかと思ひますけれども、ニュアンスといたしましてはできるだけ地方団体に事務を移譲してほしい、こういうトーンでございます。そのトーンに基づきまして、これまでたびたび地方六団体の方から意見の提言が出ております。

○川端委員 十分議論に付されて尊重されて出されたという御見解ですが、例えば具体的に地方六団体自体は、臨調答申として今回の法案としての提案に対して、これは前回にも提案されている

わけですから、六団体自体がどういうふうな受けとめておられると理解されておりますか。
○森(繁)政府委員 地方六団体の意見は、先ほど先生もお示しのとおり、大幅に機関委任事務を整理して地方団体の方に移譲してほしい、こういう主張でございます。それで、先ほど先生のお話にありました哲学の違いというのが一つあるかと思ひますけれども、ニュアンスといたしましてはできるだけ地方団体に事務を移譲してほしい、こういうトーンでございます。そのトーンに基づきまして、これまでたびたび地方六団体の方から意見の提言が出ております。

それで、今回の機関委任事務の整理に関する部分につきましては、地方六団体の要望がすべて酌み取られたものとは理解しておりませんけれども、これまでよりも一歩前進という感じでございます。今後さらにこの機関委任事務の整理が一層積極的に進められますような希望を地方六団体としては持つておるはずでございます。

○森(繁)政府委員 地方六団体の意見は、先ほど先生もお示しのとおり、大幅に機関委任事務を整理して地方団体の方に移譲してほしい、こういう主張でございます。それで、先ほど先生のお話にありました哲学の違いというのが一つあるかと思ひますけれども、ニュアンスといたしましてはできるだけ地方団体に事務を移譲してほしい、こういうトーンでございます。そのトーンに基づきまして、これまでたびたび地方六団体の方から意見の提言が出ております。

○川端委員 十分議論に付されて尊重されて出されたという御見解ですが、例えば具体的に地方六団体自体は、臨調答申として今回の法案としての提案に対して、これは前回にも提案されている

わけですから、六団体自体がどういうふうな受けとめておられると理解されておりますか。
○森(繁)政府委員 地方六団体の意見は、先ほど先生もお示しのとおり、大幅に機関委任事務を整理して地方団体の方に移譲してほしい、こういう主張でございます。それで、先ほど先生のお話にありました哲学の違いというのが一つあるかと思ひますけれども、ニュアンスといたしましてはできるだけ地方団体に事務を移譲してほしい、こういうトーンでございます。そのトーンに基づきまして、これまでたびたび地方六団体の方から意見の提言が出ております。

それで、今回の機関委任事務の整理に関する部分につきましては、地方六団体の要望がすべて酌み取られたものとは理解しておりませんけれども、これまでよりも一歩前進という感じでございます。今後さらにこの機関委任事務の整理が一層積極的に進められますような希望を地方六団体としては持つておるはずでございます。

○森(繁)政府委員 地方六団体の意見は、先ほど先生もお示しのとおり、大幅に機関委任事務を整理して地方団体の方に移譲してほしい、こういう主張でございます。それで、先ほど先生のお話にありました哲学の違いというのが一つあるかと思ひますけれども、ニュアンスといたしましてはできるだけ地方団体に事務を移譲してほしい、こういうトーンでございます。そのトーンに基づきまして、これまでたびたび地方六団体の方から意見の提言が出ております。

○川端委員 十分議論に付されて尊重されて出されたという御見解ですが、例えば具体的に地方六団体自体は、臨調答申として今回の法案としての提案に対して、これは前回にも提案されている

に關係があり、國が經費を負担してその円滑な運営を期すべき事務、あるいは國民經濟に適合するよう総合的に樹立された計画に従つて実施されま

一方、地方自治法の規定により、法令で地方団体またはその機關に國の事務を處理させる場合等にあつては、國は、そのために要する經費の財源につき必要な措置を講じなければならな

なお、団体事務あるいは機關委任事務を問はず、地方団体が必要としたしつて經費はすべて地方財政計画に計上いたしまして所要財源を確保することといたしております。

○川端委員 地方財政法の十條で具体的な事例として規定をされている部分と、それから例えば地方交付税に算入するとかいうことで見ておられる部分と、いろいろあるわけですが、地財法の十條とそれ以外と大別したときに、何か基準とい

○森(繁)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、機關委任事務につきましては、地方公共団体が行いますいわゆる団体委任事務とそれから今申し上げました機關委任事務とが、ともに地方団体が負担をする、こ

○川端委員 今回の法案では、権限委譲で大臣から知事というふうな部分は何項目かございますけれども、これは新たに機關委任事務になるというふう

○佐々木(晴)政府委員 そういふことでござい

○川端委員 その分の費用負担というのはどうい

○佐々木(晴)政府委員 これにつきましては新た

○川端委員 トータルどれくらいになるか、お教

○佐々木(晴)政府委員 今の段階、まだそのあた

○川端委員 地方行革の精神というか、その計画

委任事務は自主性、自律性を強化するべきだから

今お伺いして、例えば新たに費用負担が発生す

か、恐らくこれからわかるのかどうかも定かでない

というところは、トータルの国の行政としては負担

るかといふことを検討されてないといふのは

○佐々木(晴)政府委員 先ほど、今回の趣旨につ

先ほど申し上げましたのは、今回はいわば仕組み

の変更であるがゆえに計数的な効果については実

は必ずしもわからないんだ、こいうことを申し上げ

上げたわけでありまして、この権限委譲の關係で

いいますと、具体的には社会福祉法人の設立認可

○佐々木(晴)政府委員 まず、例えば先ほどの社

○佐々木(晴)政府委員 まず、例えば先ほどの社

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○佐々木(晴)政府委員 まず、例えば先ほどの社

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

○川端委員 結局、実質的にはほとんど地方で

べきことがあるのに、そういうことに、副申まで
ついているようなものでかかわっておられたと
いうことではなくて、本来の仕事、大局的なこと
をやっていたのだと思うのです。

そういう中では、当然ながら経費の合
理化も含まれるはずで、その分が何となく、
そういう趣旨ではないから、しかも額的にも実態
としてはほとんど上がってこないようなものでし
かないということは、例えばマスコミなんかでも
今回の答申はいわゆるくず物整理であるというふ
うな酷評までされる一つのあれじやないかなと感
じるわけです。

そこで、冒頭に若干議論をさせていただきまし
たい。いわゆる地方の自治というものが本当に自治と
なるためには、機構もそうすし財政的な裏づけ
もそうだと思うのですが、そういう意味で今回ま
たポスト行革審の設置を提案されましたけれど
も、それも踏まえ、それからなおかつそれ以外に
も独自に不断の努力で行政改革を地方の自治に向
けての実行がされるように特にお願いをしたいと
思うのですけれども、その分に対しての、長官は
もうお帰りになりましたのであれですが、実務の
責任ある立場としての決意のほどをひとつ御披露
いただきたいと思ひます。

○佐々木(晴)政府委員 政府が、臨調以来、行政
改革を国政の最重要課題の一つとして位置づけ
ていることについては御承知のとおりであります。
これにつきまして、臨調、行革審の物の考え方と
いうのを踏襲して、今後ともその行政の合理化
に取り組まなければならない、このように考えて
おるわけでありまして、ポスト行革審の御提案も既
に申し上げているわけでありまして、当然
そうしたところでも諸般の議論を受けるわけであ
ります。これに御協力を申し上げ、それからま
た、私たち政府自身としてもいろいろと努力をい
たしたい。

今お話しした地方行革のためのいわば地方の自主
性、自律性の強化という点につきましては、この
法律を今回提出いたしましたわけでありまして、これ

も、これをもって終わりとせず、今後ともさらに
その合理化につきましては努力をしまいた
い、このように思ひます。

○川端委員 時間が参りましたので、以上にいた
します。どうもありがとうございました。

○石川委員長 次回は、来る二十七日木曜日午前
九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会
することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時五十三分散会

地方公共団体の執行機関が国の機関として行
う事務の整理及び合理化に関する法律案
地方公共団体の執行機関が国の機関として
行う事務の整理及び合理化に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条・第二条)
- 第二章 法務省関係(第三条)
- 第三章 文部省関係(第四条・第五条)
- 第四章 厚生省関係(第六条・第二十条)
- 第五章 農林水産省関係(第二十一条・第三十
二条)
- 第六章 通商産業省関係(第三十三条・第三十
六条)
- 第七章 運輸省関係(第三十七条)
- 第八章 労働省関係(第三十八条)
- 第九章 建設省関係(第三十九条・第四十条)
- 第十章 自治省関係(第四十一条・第四十三
条)

第一章 総理府関係

(電源開発促進法の一部改正)

- 第一条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二
百八十三号)の一部を次のように改正する。
第十一條中「出席を求め、その」を削り、「き
かなければ」を「聴かなければ」に改める。
(離島振興法の一部改正)
- 第二条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二
号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「関係都道府県知事」を「関係

都道府県」に、「聞かなければ」を「聴かなけれ
ば」に改める。

第二章 法務省関係

(更生緊急保護法の一部改正)

- 第三条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二
百三十三号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項及び第三項を削る。

第三章 文部省関係

(教育職員免許法の一部改正)

- 第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百
四十七号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「又は所轄庁」を削り、「人物、
学力、実務及び身体」を「学力」に改め、同条第
二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の
一項を加える。

- 2 国立又は公立の学校の教員にあつては所轄
庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校
を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十
四年法律第二百七号)第三条に規定する学
校法人をいう。以下同じ)の理事長は、教育
職員検定を受けようとする者から請求があつ
たときは、その者の人物、実務及び身体に関
する証明書を発行しなければならない。

- 第二十一条第三号中「第七條」を「第七條第一
項又は第二項」に、「基いて」を「基づいて」に
改める。
附則第七項の表第三欄中「所轄庁」を「実務証
明責任者」に改め、同表備考を次のように改め
る。

備考

- 一 第三欄の学校の教員についての同欄の
実務証明責任者は、国立又は公立の学校の
の教員にあつては所轄庁と、私立学校の
の教員にあつてはその私立学校を設置する
学校法人の理事長とする。(附則第十一
項の表の場合においても同様とする。)
- 二 この表の第二号の口及び第四号の口
に掲げる基礎資格を有する者には、これに
相当する者として文部省令で定める者を

含むものとする。

- 附則第十一項の表第三欄中「所轄庁」を「実
務証明責任者」に改め、同表備考第二号中「実習
助手についての証明をすべき所轄庁」を「実習助手
についての第三欄の実務証明責任者」に改める。
附則に次の一項を加える。

- 17 第七條第二項、附則第七項の表備考第一号
及び別表第三備考第三号の二の私立学校を設
置する学校法人の理事長には、当分の間、学
校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾
学校、養護学校及び幼稚園の設置者(法人に
あつては、その法人を代表する権限を有する
者)を含むものとする。

- 別表第三備考第三号中「所轄庁」を「実務証明責任
者」に改め、同表備考第三号の次に次の一号を
加える。
三の二 第三欄の学校の教員についての同
欄の実務証明責任者は、国立又は公立の
学校の教員にあつては所轄庁と、私立学
校の教員にあつてはその私立学校を設置
する学校法人の理事長とする。(別表第
五第二欄並びに別表第六及び別表第七の
第三欄の場合においても同様とする。)

- 別表第三備考第四号中「証明すべき所轄庁」
を「その者についての第三欄の実務証明責任者」
に改める。
別表第五第二欄中「所轄庁」を「実務証明責任
者」に改める。
別表第六第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任
者」に改め、同表備考第三号中「その者について
証明をすべき所轄庁」を「その者についての
同欄の実務証明責任者」に改める。
別表第七第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任
者」に改める。

(社会教育法の一部改正)

- 第五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七
号)の一部を次のように改正する。
第九条の六中「都道府県の教育委員会」を「都
道府県」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。
第四十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章 厚生省関係

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正)

第六条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第一項中「都道府県知事」の下に「及び保健所を設置する市の市長」を加え、同条に次の一項を加える。

4 保健所を設置する市の市長は、衛生検査所につき第二十条の六及び第二十条の七の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
第二十条の五の次に次の一条を加える。

(再審査請求)
第二十条の五の二 前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。
(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「当分のうち」を「昭和六十三年三月三十一日までの間」に改める。

(調理師法の一部改正)
第八条 調理師法(昭和三十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「厚生大臣の定める基準により、都道府県知事の行う調理、

栄養及び衛生に関する知識及び技能についての試験」を「調理師試験」に改め、同号を同項第二号とし、同条の次に次の一条を加える。
(調理師試験)
第三条の二 調理師試験は、厚生大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、調理師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 調理師試験を受けようとする者は、都道府県(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。
第七条中「及び登録」を「登録並びに指定試験機関及びその行う試験事務」に改める。
第十条の見出しを削り、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の見出し及び一条を加える。
(罰則)
第十条 第三条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金

に処する。
附則第三項を削る。
附則第四項を附則第三項とし、附則第五項及び第六項を削る。

(伝染病予防法の一部改正)
第九条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「及第九号」を「第八号(遊泳二係モノ二限ル)及第九号」に改める。
(性病予防法の一部改正)
第十条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第十一号」を「から第十二条まで」に改め、「第十四条第一項」の下に「第十五条」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の市」を「前項の市」に改め、同項第一号中「第一項」を「前項」に改め、同項第二号中「第一項」を「前項」に改め、「第十一号」の下に「又は第十二条」を加え、同項第三号及び第四号中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(水道法の一部改正)
第十一条 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の次に次の二条を加える。
(保健所を設置する市に関する読替等)
第四十八条の二 保健所を設置する市の区域においては、第三十六条第三項、第三十七条(簡易水道に関する部分に限る。)及び第三十九条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」と読み替へるものとする。

2 前項の規定により読み替へられた場合における前条の規定の適用については、保健所を設置する市の市長を都道府県知事と、保健所を設置する市を都道府県とみなす。
(再審査請求)
第四十八条の三 前条第一項の規定により保健所を設置する市の市長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣

に処する。

第五十条の二第二項中「都道府県知事」の下に「(第四十八条の二第一項の規定により読み替へられる場合にあつては、保健所を設置する市の市長)」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)
第十二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。
第六章第一節中第二十八条の次に次の一条を加える。

(所轄庁)
第二十八条の二 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、厚生大臣とする。

第二十九条第一項中「少くとも左の」を「少なくとも次の」に、「厚生大臣」を「所轄庁」に改め、同条第四項中「第一項」を「前条第二項の社会福祉法人に係る第一項」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十条中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「規定の」を「規定による」に、「かかる」を「係る」に改める。

第三十四条第四項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第四項」に、「厚生大臣」を「所轄庁」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
第三十四条第四項第一号中「終り」を「終わり」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 禁治産者又は準禁治産者

第三十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。
第四十一条第一項及び第三項中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十三条中「厚生大臣」を「所轄庁（社会福祉事業法第二十八条の二ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ）」に改める。

第四十四条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号並びに同条第二項及び第三項中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十五条第一項中「除く外、厚生大臣」を「除くほか、所轄庁」に改める。

第四十七条第二項中「厚生大臣」を「所轄庁」に改める。

第四十八条第一項中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「作らなければ」を「作成しなければ」に改める。

第五十三条中「厚生大臣」を「所轄庁（社会福祉事業法第二十八条の二ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ）」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。
2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

第五十四条第五項中「附した」を「付した」に、「作り」を「作成し」に、「厚生大臣」を「所轄庁」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「第三項の規定により業務の停止を命じ、若しくは役員を解職を勧告しようとする場合又は」に、「厚生大臣の」を「所轄庁の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命

じ、又は役員を解職を勧告することが出来る。
4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることが出来る。

第五十五条中「厚生大臣」を「所轄庁」に、「左の」を「次の」に改める。
第五十六条第四項中「第五十四条第三項から第五項まで」を「第五十四条第五項から第七項まで」に改める。

第六十八条中「第五十四条第三項から第五項まで」を「第五十四条第五項から第七項まで」に改める。
第六十八條中「第五十四條第三項から第五項まで」を「第五十四條第五項から第七項まで」に改める。
第七十三條中「厚生大臣」を「第二十八條の二第一項の所轄庁」に改める。
第八十條中「厚生大臣」を「第二十八條の二第一項の所轄庁」に、「第五十四條第二項」を「第五十四條第四項」に、「場合の外」を「場合のほか」に、「但し」を「ただし」に改める。
（日本赤十字社法の一部改正）
第十三條 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三十五號）の一部を次のように改正する。
附則第六項中「附則第七項から附則第十五項まで」を「次項から附則第十三項まで」に、「但し」を「ただし」に改める。
附則第十一項中「基き」を「基づき」に、「厚生大臣の定める手続に従ひ、募集しようとする地域の都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生大臣）に対し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の使途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければ」を「厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生大臣に届け出なければ」に改める。
附則第十二項を削る。
附則第十三項中「附則第十一項」を「前項」に、

「寄附金の募集の許可を受けた行政庁」を「厚生大臣」に改め、同項を附則第十二項とする。
附則第十四項の前の見出し及び同項を削る。
附則第十五項の見出しとして「（罰則）」を付し、同項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「附則第九項の下に」若しくは「附則第十一項を加え、同項第二号中」附則第十三項を「前項」に改め、同項を附則第十三項とする。
附則第十六項から第二十七項までを削る。
（行政病人及行政旅死人取扱法の一部改正）
第十四條 行政病人及行政旅死人取扱法（明治三十二年法律第九十三號）の一部を次のように改正する。

第二條中「市町村長」を「市町村」に改める。
第三條第一項中「市町村長」を「市町村」に改め、同條第二項を削る。
第七條第一項、第八條第一項及び第九條中「市町村長」を「市町村」に改める。
第十條第一項中「市町村長」を「市町村」に改め、同條第二項を削る。
第十二條、第十三條第一項及び第十四條中「市町村長」を「市町村」に改める。
第十六條を次のように改める。
第十六條 削除
第十七條及び第十八條中「命令」を「政令」に改める。
第十九條及び第二十條を次のように改める。
第十九條及第二十條 削除
（身体障害者福祉法の一部改正）
第十五條 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三號）の一部を次のように改正する。
目次中「援護の機関」を「援護を行う者」に、「第五十四條」を「第五十六條」に改める。
第一章第三節の節名を次のように改める。
第三節 援護を行う者

第九條の見出しを「（援護の実施者）」に改め、同條第一項中「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県知事又は市町村長」に改め、同條第二項中「都道府県知事又は市町村長」に改め、同條第三項中「規定によりその権限に属する」を「規定による市町村の」に改める。
第十二條の三第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「行なう」を「行う」に改める。
第十八條第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、同條第三号中「他の地方公共団体」を「他の地方公共団体若しくは社会福祉法人」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「実施機関」を「実施者」に、「当り」を「当たり」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「基いて」を「基づいて」に、「実施機関」を「実施者」に改め、同項を同條第四項とする。
第十八條の二第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、「又は第二項」を削り、同條第三項を削る。
第十九條第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、同條第四項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。
第十九條の二第二項中「厚生大臣は」の下に「国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局について」を加え、「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療機関」に改め、同條第四項中「厚生大臣は」を「厚生大臣の指定したものについて」は厚生大臣が、都道府県知事の指定したものについては都道府県知事がに改め、同條第五項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同條第六項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「取消」を「取消し」に、「当り」を「当たり」に改め、「審議会」の下に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

二項中「第三十條第一項但書」を「第三十條第一項ただし書」に、「収容されている」を「入所している」に、「収容前」を「入所前」に、「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県知事又は市町村長」に、「都道府県知事が」を「都道府県が」に改め、同條第三項中「規定によりその権限に属する」を「規定による市町村の」に改める。
第十二條の三第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「行なう」を「行う」に改める。
第十八條第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、同條第三号中「他の地方公共団体」を「他の地方公共団体若しくは社会福祉法人」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項中「実施機関」を「実施者」に、「当り」を「当たり」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「基いて」を「基づいて」に、「実施機関」を「実施者」に改め、同項を同條第四項とする。
第十八條の二第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、「又は第二項」を削り、同條第三項を削る。
第十九條第一項中「実施機関」を「実施者」に改め、同條第四項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。
第十九條の二第二項中「厚生大臣は」の下に「国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局について」を加え、「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療機関」に改め、同條第四項中「厚生大臣は」を「厚生大臣の指定したものについて」は厚生大臣が、都道府県知事の指定したものについては都道府県知事がに改め、同條第五項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同條第六項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「取消」を「取消し」に、「当り」を「当たり」に改め、「審議会」の下に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

下」に「又は地方社会福祉審議会」を加え、「聞か

なければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十条第一項及び第三項中「実施機関」を「実施者」に改める。

第二十一条の二の次に次の二条を加える。

(身体障害者更生援護施設への短期間入所等)

第二十一条の二の二 都道府県は、政令で定める基準に従い、必要に応じ、介護を行う者の疾病その他やむを得ない理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた身体障害者を、当該都道府県の設置する身体障害者更生施設その他の厚生省令で定める身体障害者更生援護施設に短期間入所させ、又は当該都道府県以外の者の設置する身体障害者更生援護施設に短期間入所を委託する措置を採ることができる。ただし、身体障害者更生援護施設の目的を遂行するのに支障が生ずる場合は、この限りでない。

第二十一条の三 市町村は、政令で定める基準に従い、必要に応じ、身体障害者又はその介護を行う者を当該市町村の設置する身体障害者福祉センターその他の厚生省令で定める身体障害者更生援護施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練及び介護方法の指導の実施その他の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者更生援護施設に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができ、ただし、身体障害者更生援護施設の目的を遂行するのに支障が生ずる場合は、この限りでない。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

(連絡及び調整)

第二十一条の四 関係地方公共団体は、第十八条又は前三条の規定による福祉の措置が適切に行われるように相互に連絡及び調整を図らなければならない。

第二十三条中「実施機関」を「実施者」に、「管理する」を「設置する」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十八条の二中「実施機関」を「実施者」に改め、「又は第二項」を削る。

第三十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号の二中「市町村長が行なう」を「市町村が行う」に改める。

第三十六条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号の二及び第三号の二中「都道府県知事が行なう」を「都道府県が行う」に改める。

第三十六条の二中「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に改める。

第三十六条の三の見出しを「(繰替え支弁)」に改め、同条中「その長の管理に属する」を「その設置する」に、「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に改め、「又は第二項」を削り、「繰替え支弁しなければ」を「繰替え支弁しなければ」に改める。

第三十七条の二中「国は」の下に、「政令の定めるところにより」を加え、同条第四号中及び第二項を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三十八条第五項中「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に改める。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

第四十一条及び第四十二条 削除

第四十三条中「みなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長」とを削る。

第四十三条の二の見出し中「実施機関」を「実施者」に改め、同条中「実施機関」を「実施者」に、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十三条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四十九条の二第二項中「実施機関」を「実施者」に改め、「又は第二項」を削り、「とり」を「採り」に、「とつた」を「採つた」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第十六条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「収容等」を「入所等」に改め、同条第一項中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項第二号中「経済的理由」の下に、「(政令で定めるものに限る)」を加え、「収容し」を「入所させ」に、「収容を」を「入所を」に改め、同項第三号中「欠陥」を「障害」に、「収容し」を「入所させ」に、「収容を」を「入所を」に改め、同項第四号中「自己のもと」を「自己の下」に、「都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長」に改め、「同じ」の下に、「(政令で定めるもの)」を加え、同条第二項中「都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村」に、「とる」を「採る」に改め、同条第三項中「都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村」に、「収容し」を「入所させ」に、「収容を」を「入所を」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「とる」を「採る」に改め、同条第四項中「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県又は市町村」に、「行なう」を「行う」に、「収容されている」を「入所している」に、「収容前」を「入所前」に改め、同条第五項中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の長」に改め、同条第六項中「都道府県知事又は福祉事務所長が行なう」を「都道府県が行う」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(老人ホームへの短期間入所等)

第十一条の二 市町村は、政令で定める基準に従い、六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを

含む。以下この項において同じ。)につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採ることができる。ただし、次の各号に規定する養護老人ホーム等の施設を目的を遂行するのに支障が生ずる場合は、この限りでない。

一 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他やむを得ない理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを当該市町村の設置する養護老人ホーム、特別養護老人ホームその他厚生省令で定める施設に短期間入所させ、又は当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に短期間入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者又は養護者を当該市町村の設置する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センターその他厚生省令で定める施設に通わせ、入浴、給食、機能訓練及び介護方法の指導の実施その他の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

2 市町村長は、前項の規定による措置に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(福祉の措置に関する連絡及び調整)

第十二条の二 関係地方公共団体は、前三条の規定による福祉の措置が適切に行われるように相互に連絡及び調整を図らなければならない。

第十四条第二項から第四項までの規定中「収容し」を「入所させ」に改める。

第二十条中「収容」を「入所」に改める。

第二十一条第一号中「市町村長」を「市町村」に改める。

第二十二条第一号中「都道府県知事が行なう」を「都道府県が行う」に改める。

第二十三条中「その長の管理に属する」を「その設置する」に、「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に、「収容」を「入所」に改める。

第二十七条第一項中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」に、「その管理する」を「その設置する」に、「助産を受けさせなくては」を「助産を受けさせる措置を採らなければ」に、「但し、附近に」を「ただし、附近に」に改める。

第二十九条第一項中「収容し」を「入所させ」に、「簡月」を「一月」に改める。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条 削除

第三十二条中「みなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長と」を削る。

第三十三条の見出し中「実施機関」を「実施者」に改め、同条中「とる」を「採る」に、「実施機関」を「実施者」に、「行なわれ、又は行なわれる」を「行われ、又は行われる」に改める。

第三十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第三十六条中「実施機関」を「実施者」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第十七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第四項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条の六第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「義し」を「義肢」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

第二十一条の九第一項中「都道府県知事」を

「都道府県」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十二條中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」に、「その管理する」を「その設置する」に、「助産を受けさせなくては」を「助産を受けさせる措置を採らなければ」に、「但し、附近に」を「ただし、附近に」に改める。

第二十三条中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長」を「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」に、「その管理する」を「その設置する」に、「保護しなければ」を「保護する措置を採らなければ」に、「但し、附近に」を「ただし、附近に」に、「あつせん」に改める。

第二十四条中「市町村長は」を「市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより」に、「保育しなければ」を「保育する措置を採らなければ」に、「但し、附近に」を「ただし、附近に」に改める。

第二十五条の二中「第二十六条第一項第三号」を「次条第一項第三号」に、「左の」を「次の」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第三号中「措置権者」を「措置を採るべき都道府県又は市町村の長」に改める。

第二十六条第一項中「左の」を「次の」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項第一号中「第二十七条」を「次条」に改め、同項第四号中「措置権者」を「措置を採るべき都道府県又は市町村の長」に改める。

第二十七条第一項中「都道府県知事は」を「都道府県は」に、「命令の定めるところにより、左の」を「次の」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項第三号中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「且

つ」を「かつ」に改める。

第二十八条第一項中「とることが」を「採ることが」に、「都道府県知事は、左の」を「都道府県は、次の」に改め、同項第一号中「とる」を「採る」に改め、同項第二号中「但し」を「ただし」に、「とる」を「採る」に改める。

第三十条第一項中「はなして」を「離して」に、「三箇月」を「三月」に、「一箇月」を「一月」に、「越えて」を「超えて」に、「二箇月」を「二月」に改め、「命令の定めるところにより」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「なした」を「した」に、「一箇月」を「一月」に改め、「命令の定めるところにより」を削る。

第三十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「同条同項同号」を「同号」に改め、「在所させる」の下に「措置を採る」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、「変更する」の下に「措置を採る」を加え、同条第三項中「前項に規定する変更の措置」を「前二項に規定する措置」に改める。

第三十三条の四を次のように改める。

第三十三条の四 都道府県は、政令で定める基準に従い、必要に応じ、保護者の疾病その他やむを得ない理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた身体に障害のある児童又は精神薄弱の児童を、肢体不自由児施設、精神薄弱児施設その他厚生省令で定める施設(以下この項において「肢体不自由児施設等」という。)に短期間入所させる措置を採ることができ、ただし、肢体不自由児施設等の目的を遂行するのに支障が生ずる場合は、この限りでない。

都道府県知事は、前項の措置を採る権限を児童相談所に委任することができる。

市町村は、第一項の措置によるべき場合を除き、政令で定める基準に従い、必要に応じ、身体に障害のある児童又は精神薄弱の児童を市町村長が適当と認める施設に通わせ、日常

生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施その他の厚生省令で定める便宜を供与する措置を採ることができ

第三十三條の四の次に次の一条を加える。

第三十三條の四の二 関係地方公共団体は、第二十七條第一項若しくは第二項又は前條の規定による福祉の措置が適切に行われるように相互に連絡及び調整を図らなければならない。

第四十三條の五中「収容し」を「入所させ」に、「保護者のもと」を「保護者の下」に、「なおす」を「治す」に改める。

第四十六條第三項中「第五十八條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改める。

第四十九條の二中「市町村長又は都道府県知事」を「市町村又は都道府県」に改める。

第五十條第六号中「市町村長」を「市町村」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第六号の二中「都道府県知事」を「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第七号中「都道府県知事」を「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に改め、同条第七号の二中「都道府県知事」を「都道府県」に、「とつた」を「採つた」に改める。

第五十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「市町村長」を「市町村」に、「とつた」を「採つた」に改める。

第五十六條第一項から第三項までを次のように改める。

第四十九條の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、主務大臣は、本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十條第四号から第七号の二までに規定する費用(同条第四号に規定する費用につい

ては、業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。を支持した都道府県又は第五十一条第一号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

育成医療の給付を行い、又は業者に委託して補装具の交付若しくは修理を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定育成医療機関又は業者に支払うべき旨を命ずることができる。

第五十六条第五項中「徴収しなければならぬ」を「徴収することができる」に改め、同条第六項中「第一項の下に」「第二項を加え、同条第七項中「第一項の下に」「第二項を加え、国税滞納処分」を「第一項に規定する費用については国税の、第二項又は第五項に規定する費用については地方税の滞納処分」に改める。

第五十八条の三及び第五十九条を削り、第五十八条の二を第五十九条とする。

第五十九条の二中「みなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長と」を削る。

第五十九条の三中「措置権者に」を「措置を採るべき都道府県又は市町村の長が」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十九条の四第二項を次のように改める。
前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六十二条第三号中「第五十八条の二第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六十二条の二中「第五十八条の二第二項」

を「第五十九条第二項」に、「六箇月」を「六月」に、「禁こ」を「禁錮」に改める。

第六十三条の二第二項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「そこなう」を「損なう」に改め、「在所させる」の下に「措置を採る」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、「変更する」の下に「措置を採る」を加え、同条第三項中「前項に規定する変更の措置」を「前二項に規定する措置」に改める。

第六十三条の三第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

第六十三条の四及び第六十三条の五中「実施機関」を「実施者」に改める。

第十八条 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「援護の機関」を「援護を行う者」に、「第十七条」を「第十七条の二」に、「（第二十八條・第三十一條）」を「（第二十八條・第二十九條）」に改める。

第三章の章名中「援護の機関」を「援護を行う者」に改める。

第九条の見出しを「（援護の実施者）」に改め、同条中「管理する都道府県知事又は市町村長」を「設置する都道府県又は市町村」に、「都道府県知事が行なう」を「都道府県が行う」に改める。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「実施機関」を「実施者」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項第二号中「行ない」を「行い」に、「他の地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設」を「他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設若しくは心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」に改め、同項第三号中「自己のもと」を「自己の下」に、「行なう」を「行う」に、「援護の

実施機関」を「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「実施機関は、第一項第二号若しくは第三号又は前項」を「実施者は、前項第二号又は第三号」に、「とる」を「採る」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「実施機関」を「実施者」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条中「聞き」を「聴き」に改め、「若しくは同条第二項」を削る。

第二十二條第二号中「市町村長が行なう」を「市町村が行う」に改める。

第二十三條第三号中「都道府県知事が行なう」を「都道府県が行う」に改める。

第二十四条中「その長の管理に属する」を「その設置する」に、「都道府県知事又は市町村長が第十六條第二項」を「都道府県又は市町村が第十六條第一項第二号」に改める。

第二十六條第一項第一号及び第二号中「及び同条第二項」を削る。

第二十七條中「又は同条第二項」を削る。

第二十八條中「みなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長と」を削る。

第二十九條の見出し中「実施機関」を「実施者」に改め、同条中「実施機関」を「実施者」に、「行なわれ、又は行なわれる」を「行われ、又は行われる」に改める。

第三十條及び第三十一條を削る。

附則第三項中「実施機関」を「実施者」に改め、「又は同条第二項」を削り、「とる」を「採る」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第十九條 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「に規定する都道府県知事の権限に属する」を「の規定により都道府県が行う」に改める。

第九條中「都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下次条から第十三条まで、第十六條から第十九條まで及び第二十條第一項において同じ。）を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十條中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行ない」を「行い」に改める。

「実施機関」を「実施者」に改める。

第十一條第一項中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市の長」に、「行なわせる」を「行なわせる」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十二條中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「こえ」を「超え」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改める。

第十三條中「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、「行ない」を「行い」に改める。

第十四條中「特別区を含む。以下次条及び第二十二條において同じ。」を削る。

第十五條第一項中「厚生省令の定めるところにより、すみやかに」を「厚生省令で定める事項につき、速やかに」に改め、同条第二項中「厚生省令の定めるところにより、すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十六條第一項中「都道府県知事（特別区の存する区域にあつては、特別区の区長）」を「都道府県又は保健所を設置する市」に改め、「厚生省令の定めるところにより」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 母子健康手帳の様式は、厚生省令で定める。第十七條第一項中「都道府県知事は、」を削り、「の結果」を「行つた都道府県又は保健所を設置する市の長は、その結果」に、「行なわせ」を「行なわせ」に改める。

第十八條中「厚生省令の定めるところにより、すみやかに」を「速やかに」に、「都道府県知事」を「都道府県又は保健所を設置する市」に改める。

第十九條第一項中「都道府県知事は、その都道府県保健所を設置する市に市長にあつては、その市」の「を」を「都道府県又は保健所を設置する市の長は、その」に、「行なわせる」を「行なわせる」に改める。

第二十條第一項中「都道府県知事」を「都道府

県又は保健所を設置する市」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一條第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「の市長が行なう」を「が行う」に改め、同条第三項中「規定により」の下に「第十条の規定による保健指導又は」を加え、「徴収しなければならぬ」を「徴収することができる」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、「国税滞納処分」を「地方税の滞納処分」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十七條第一項中「に基づきその権限に属する」を「の規定による」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
第二十條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第五項を削る。

第四十七條第一項を次のように改める。

療養取扱機関は、療養取扱機関たることを辞すことができる。

第二十七條第一項中「若ハ其ノ区域」を削り、「又ハ農業協同組合連合会」を「若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域トスル農業協同組合連合会」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)
第二十二條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「並びに都道府県の区域又はその」を「都道府県の」に改め、「とする組合及び農事組合法人」の下に「並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会」を加える。

(農地法の一部改正)
第二十三條 農地法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第七十三條第一項中「農林水産大臣の許可」を「都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が、同一の事業の用に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにするを目的としてその農地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する場合において、当該事業の用に供するためその土地等の権利を取得するときは、農林水産大臣の許可)」に、「但し、左に掲げる」を「ただし、次の各号の一に該当する」に改める。

(農村地域工業導入促進法の一部改正)
第二十四條 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項、第四項及び第五項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

(開拓官農振臨時措置法の廃止)
第二十五條 開拓官農振臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)は、廃止する。

(家畜商法の一部改正)
第二十六條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「都道府県知事又は」を「都道府県又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四條の二第一項を次のように改める。

都道府県は、第三條第二項第一号の規定により都道府県知事が指定する者の行う講習会の開催の状況を勘案し、家畜商になろうとする者の講習会の受講の機会が適正に確保されるよう、同号の講習会を開催するものとする。

第四條の二第二項中「都道府県知事又は」を「都道府県又は」に改める。

(家畜取引法の一部改正)
第二十七條 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項及び第二項中「農林水産大臣又は」を削る。

(牧野法の一部改正)
第二十八條 牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條の見出し中「駆除」を「駆除等」に改め、同条中「まん延する」を「まん延する」に、「期間及び駆除の方法」を「及び期間」に、「基き」を「基づき」に、「害虫を駆除すべき旨」を「害虫の駆除その他条例で定める措置を採るべき旨」に改める。

(卸売市場法の一部改正)
第二十九條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項、第三項及び第四項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

(森林組合法の一部改正)
第三十條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第一項中「又はその区域」を削り、「とする組合」の下に「及び都道府県の区域を地区とする連合会」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第三十一条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二百七条第一項中「又はその区域」を削り、「を除く。」の下に「並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会」を加える。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）
第三十二条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「農林水産大臣」を「当該事業場の所在地（漁船の場合にあつては、当該漁船の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条の二第一項中「左に」を「次に」に、「農林水産大臣」を「都道府県知事」に改める。

第三条の三第一項中「農林水産大臣」を「都道府県知事」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二十六条の九の規定による指示があつたとき。

第三条の四中「農林水産大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条第一項中「農林水産大臣」を「都道府県知事」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「都道府県知事」に、「第三条の三第一項各号の一」を「第三条の三第一項第一号から第三号までのいずれか」に、「とる」を「採る」に改める。

第六条中「農林水産大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十六条の九中「その定」を「その定め」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、「限り」の下に「都道府県知事に対し」を加え、「行わない」を「行わないように指示する」に改める。

第三十条第一項中「農林水産大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第六章 通商産業省関係
（商工會議所法の一部改正）

第三十三条 商工會議所法（昭和二十八年法律第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第四項中「関係都道府県知事」を「関係都道府県」に、「関係市町村長」を「関係市町村」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第三十四条 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百九号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「地方支分部局の長」の下に「又は都道府県知事」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「地方支分部局の長」の下に「又は都道府県知事」を加える。

（自転車競技法の一部改正）

第三十五条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「命令の定めるところにより」を削り、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

（小型自動車競走法の一部改正）

第三十六条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第三十七条 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「省令の定める期間をこえ

て休止し、又は廃止したときは、当該省令の定める期間の経過した日又はその廃止の日を「廃止したときは、その日」に改め、同項ただし書を削る。

第八章 労働省関係
（職業能力開発促進法の一部改正）

第三十八条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第六条の見出しを「（都道府県職業能力開発計画等）」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、同条第二項中「を定める」を「の案を作成する」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第五条第二項」に改め、「変更について」の下に「前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施について」を加え、同条第四項を「第五条第四項」に、「都道府県知事」を「都道府県」と改め、同条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「中央職業能力開発審議会」とあるのは「都道府県職業能力開発審議会」に改め、同条を第七条とする。

（労働大臣は、職業能力開発基本計画を的確に実施するために必要があると認めるときは、中央職業能力開発審議会の意見を聴いて、関係事業主の団体に対し、職業訓練の実施その他関係労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に関して必要な勧告をすることができ。）

（建設省関係
（宅地建物取引業法の一部改正）

第三十九条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項を削り、同条の次に次の十八条を加える。

（指定）

第十六条の二 都道府県知事は、建設大臣の指定する者に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行うとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項の規定により建設大臣の指定する者に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

（指定の基準）
第十六条の三 建設大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。

2 建設大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十六条の十五第一項又は第二項の規定

により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十六条の六第二項の規定により命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十六条の四 建設大臣は、第十六条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 第十六条の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。(委任の公示等)

第十六条の五 第十六条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、その旨を建設大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地

については、関係委任都道府県知事に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十六条の六 指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十六条の九第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第十六条の七 指定試験機関は、建設省令で定める要件を備える者のうちから宅地建物取引主任者資格試験委員(以下「試験委員」という。)を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第十六条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により

公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十六条の九 指定試験機関は、建設省令で定める試験事務の実施に關する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 建設大臣は、第二項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十六条の十 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十六条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十六条の十一 指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、試験事務に關する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備

え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第十六条の十二 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(報告及び検査)

第十六条の十三 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第十六条の十四 指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一

部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十六条の十五 建設大臣は、指定試験機関が第十六条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関について公開による聴聞を行つた後、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関について公開による聴聞を行つた後、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十六条の七第一項、第十六条の十第一項若しくは第三項、第十六条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十六条の六第二項(第十六条の七第三項において準用する場合を含む。)、第十六条の九第三項又は第十六条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第十六条の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第十六条の二第一項の

規定による指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 第六十九條第二項から第四項までの規定は、第一項又は第二項の聴聞について準用する。

(委任の撤回の通知等)

第十六条の十六 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととするときは、その旨を、建設大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、建設大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による試験の実施)

第十六条の十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第十六条の十四第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、建設大臣が第十六条の十五第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において建設大臣が必要があると認めるときは、第十六条の二第三項の規定にかかわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 建設大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

第十六条の十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が試験事務を行うこととなつた場合、建設大臣が第十六条の十四第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは第十六条の十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせないこととした場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(受験手数料)

第十六条の十九 試験を受けようとする者(指定試験機関が行う試験を受けようとする者を除く)は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を都道府県に納めなければならない。

2 指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を指定試験機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定試験機関は、前項に規定する委任都道府県知事の職権を行うことができる。

第十七条の次に次の一条を加える。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

できる。

第二十二條第四号中「第十七條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十四條中「定めるもののほか」の下に「試験、指定試験機関」を加える。

第四十條第一項中「みずから」を「自ら」に改め、「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第八十條の次に次の二條を加える。

第八十條の二 第十六條の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十條の三 第十六條の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十三條の次に次の一條を加える。

第八十三條の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十六條の十三第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十六條の十四第一項の規定による許可を受けないうで、試験事務の全部を廃止したとき。

第八十四條中「前五條(前条第一項第三号を除く。)」を「第七十九條、第八十條及び第八十一條から第八十三條まで(同条第一項第三号を除く。)」に改める。

(不服申立てに係る経過措置)

第七条 第四条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の教育職員免許法第七条第一項の規定による都道府県知事の証明書の発行に関する事務に係る処分又はその不作為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にされた同項の規定による都道府県知事の証明書の発行に関する事務に係る処分又はその不作為について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てについては、なお従前の例による。

2 第十五条から第十九条までの規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは第四十二条の規定による審査請求若しくは再審査請求、老人福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求、児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条（同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第九条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第五号、第七号、第七号の三から第八号まで、第二十号及び第二十四号の三中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同

表に備考として次のように加える。

備考 この表中「実務証明責任者」とは、国立又は公立の学校の教員にあつては免許法

第二条第二項に規定する所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。

第七条から第九条までを次のように改める。
第七条から第九条まで 削除
附則第三項を削る。
附則第四項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二条第一項の表備考の規定中私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

（厚生省設置法の一部改正）

第十条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「並びに」を「及び」に改め、「講習及び」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 調理師法の規定に基づき、指定試験機関を指定すること。

第六条第五十六号中「医療機関を」を「国が開設した医療機関を、更生医療を担当する医療機関に」に改める。

（死体解剖保存法の一部改正）

第十一条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「市町村長」を「市町村」に改める。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）
第十二条 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭

和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十八条第二項に規定する」を「第十八条第一項第三号に規定する身体障害者更生援護施設のうち」に改め、同項第五号中「第十六条第四項」を「第十六条第一項第二号」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号中「都道府県知事の」とるべきを「都道府県の」とるべきに、「都道府県知事等の」とるべきを「都道府県等の」とるべきに改める。

（地方自治法の一部改正）

第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の二中「及びこれに基づく政令」を削り、「行ない」を「行い、被害状況等の報告をし」、「行ない」を「行う」に改め、同表第一号の二十中「事業計画に基づく事業」を「事業計画について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業」に改め、同表第十七号の二中「及びこれに基づく政令」を削り、「定めるところにより」の下に、「養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行ない」を加え、「都道府県知事又は市町村長」を「都道府県又は市町村」に、「収容」を「入所」に改め、「並びに市町村長が行う健康診査、老人医療費の支給等」を削り、同表第十八号中「設置し」の下に、「身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体障害者更生援護施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ」を加え、「収容」を「入所」に改め、同表第十八号の二中「設置し」の下に、「精神薄弱者について精神薄

弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講じ」を加え、同表第二十号を次のように改める。

二十 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、身体に障害のある児童又は骨関節結核その他の結核にかかつている児童に対して育成医療又は療育の給付を行い、身体に障害のある児童に対して補装具の交付等を行い、妊娠婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等必要な措置を講じ、児童に対する強制措置を必要とする事件を家庭裁判所に送致し、職員等をして児童の住所等に立入調査させ、教護院を設置し、並びに市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用等の一部を負担すること。

別表第一第二十号の四を次のように改める。
二十の四 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の定めるところにより、妊娠婦等に対して必要な保健指導を行い、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行わせ、三歳児の健康診査を行い、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行うこと。

別表第一第二十一号の二中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に、「及び専修職業訓練校」を「都道府県職業能力開発計画を定め、関係事業主の団体に対して職業訓練の実施等に関し必要な勧告をし、及び職業訓練校」に改め、同表第二十三号の九を第二十三号の十とし、第二十三号の八を第二十三号の九とし、第

二十三号の七を第二十三号の八とし、第二十三号の六の次に次の一号を加える。

二十三の七、家畜商法（昭和二十四年法律第二十八号）の定めるところにより、家畜商の免許を受けようとする者に対する講習会の開催に関する事務を行うこと。

別表第一第二十四号中「及び」を削り、「利用させること」を「利用させ、及び牧野の害虫の駆除等を指示すること」に改め、同表中第二十六号を第二十五号の四とし、第二十六号の二を第二十五号の五とし、第二十六号の三を第二十五号の六とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六、商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の定めるところにより、主務大臣が行う商工会議所の業務の一部の停止又は設立認可の取消し等について意見を述べること。

二十六の二、自転車競技法（昭和二十三年法律第二十九号）の定めるところにより、主務大臣が行う競走場設置の許可について意見を述べること。

二十六の三、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二十八号）の定めるところにより、主務大臣が行う競走場設置の許可について意見を述べること。

別表第一第三十一号中「運営し」の下に「社会教育主事、社会教育主事補及び公民館の職員の研修を行い」を加え、「及び」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人の設置する公民館の事業又は行為の停止を命じ、並びに」に改める。

別表第二第一号四の二中「都道府県知事」を「養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い、及び都道府県に、市町村長を、市町村に、収容」を「入所」に改め、同号四の三中「定めるところにより、」の下に「身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体

障害者更生援護施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに」を加え、「収容」を「入所」に改め、同号四の四中「定めるところにより、」の下に「精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講じ、及び」を加え、同号四の五を次のように改める。

四の五、児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させること。

別表第二第一号四の六を四の七とし、四の五の次に次のように加える。

四の六、母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行い、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健指導をして訪問指導を行わせ、三歳児の健康診査を行い、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行うこと。（保健所を設置する市に限る。）

別表第二第二号二の二中「及びこれに基づく政令」を削り、「派遣し」の下に「被害状況等の報告をし」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号四の二中「都道府県知事」を「福祉事務所を設置しない町村にあつては、都道府県が行う養護老人ホーム等への入所等に関する事務に協力し、福祉事務所を設置する町村にあつては、養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い、及び都道府県に、市町村長を、市町村に、収容」を「入所」に改め、「福祉事務所を設置する町村に限る。」を削り、同号四の三中「定めるところにより、」の

下に「福祉事務所を設置しない町村にあつては、都道府県が行う事務に協力し、福祉事務所を設置する町村にあつては、身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体障害者更生援護施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに」を加え、「収容」を「入所」に改め、「福祉事務所を設置する町村に限る。」を削り、同号四の四中「定めるところにより、」の下に「福祉事務所を設置しない町村にあつては、都道府県が行う事務に協力し、福祉事務所を設置する町村にあつては、精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講じ、及び」を加え、「福祉事務所を設置する町村に限る。」を削り、同号十五を次のように改める。

十五、児童福祉法の定めるところにより、保育に欠ける児童を保育所に入所させること。

別表第二第二号十五の次に次のように加える。

十五の二、児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させること。（福祉事務所を設置する町村に限る。）

十五の三、母子保健法の定めるところにより、妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事に報告すること。

別表第二第二号十六中「定めるところにより、」の下に「行旅病人及びその同伴者又は行旅死亡人の同伴者を救護し、行旅死亡人について本人の認識に必要な事項を記録し、及び埋葬又は火葬を行い、その遺留物件を保管する等の事務を行い、並びに」を加え、「その同伴者」を「こ

れらの同伴者」に、「取扱」を「取扱い」に、「繰替支弁する」を「繰替え支弁する」に改め、同号中二十四の三を二十四の四とし、二十四の二の次に次のように加える。

二十四の三、商工会議所法の定めるところにより、主務大臣が行う商工会議所の地区の変更若しくは解散の勧告又は設立認可の取消しについて意見を述べること。

別表第二第二号二十五の五中「及びこれに基づく政令」を削る。

別表第三第一号三（中）「及びこれに基づく政令」を削り、「行ない」を「行い」に改め、「被害状況等の報告をし」を削り、同号五の七中「報告し、及び主務大臣が毎年度離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成するとき意見を述べること」を「報告すること」に改め、同号十三の二中「講習」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号二十中「及び衛生検査所」を「衛生検査所」に、「行うこと」を「行い、登録を受けた衛生検査所の開設者に対してその構造設備等の変更その他必要な指示をし、その業務の停止を命じ、及び登録を受けた衛生検査所の開設者から必要な報告を求め、又は職員をしてその衛生検査所に立入検査させること」に改め、同号二十七中「基づく」を「基づく」に、「及び専用水道設置者」を「専用水道設置者及び簡易専用水道設置者」に、「ととのわな」を「調わな」に改め、同号四十二中「許可に関する事務を行い」の下に「社会福祉法人の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、検査させ」の下に「社会福祉法人に対して業務の停止を命じ、又は役員を解職を勧告し、及び解散を命じ」を加え、同号四十二の二を削り、四十二の三を四十二の二とし、同号四十四の二中「養護老人ホーム等への収容等の措置及び」を削り、「受理し」の下に「及び」を加え、「調査させ、並びに養護老人ホーム等への収容等の

処分についての不服申立てについて裁決をすること」を「調査させること」に改め、同号四十五中「身体障害者の診査及び更生相談を行つて必要な措置を講じ」を「更生医療を担当させる医療機関を指定し」、「補装具等を交付し、又は修理し、並びに売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに」に、「の設置等の届出を受理し、及びこれに附置する養成施設の設置の認可に関する事務を行い、並びに市町村長のした処分についての不服申立てに対する裁決をすること」を「及びこれに附置する養成施設の設置等の届出を受理すること」に改め、同号四十五の二を削り、同号五十五中「及び児童相談所長」、「身体に障害のある児童若しくは骨関節結核その他の結核にかかつている児童に対して育成医療若しくは療育の給付を行い」、「身体に障害のある児童に対して補装具等の交付を行い、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等必要な措置を講じ、並びに児童に対する強制措置を必要とする事件を家庭裁判所に送致し、職員等をして児童の住所等に立入調査させ」及び「児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又は育成医療等の給付を受け、若しくは補装具の交付を受けた児童に要する費用の徴収について当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定し」を削り、「保母試験に関する事務を行い、並びに市町村長及び児童相談所長の行った処分に対する不服申立てに対する裁決をすること」を「並びに保母試験に関する事務を行うこと」に改め、同号五十五の四中「妊産婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健指導等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、未熟児に対して養育医療の給

付を行ない」を削り、「決定し」の下に「並びに」を加え、「講じ、並びに養育医療等の給付を受けた児童に要する費用の徴収について当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定する等の事務を行なうこと」を「講ずること」に改め、同号五十九の四中「職業訓練法及び」を「職業能力開発促進法及び」に改め、「都道府県職業訓練計画を定め」を削り、「職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会」を「及び都道府県職業能力開発協会」に改め、「認定し」の下に「並びに」を加え、「求め、並びに関係事業主の団体に対して職業訓練の実施について必要な勧告をする」を「求める」に改め、同号六十三中「都道府県卸売市場整備計画を定め、及び」を削り、同号六十三の六を削り、同号七十五中「農業委員会の定める小作料の最高額を認可し、市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し」を削り、「決定し、小作地に係る」を「決定し」に、「行う等」を行い、売り渡した土地等の権利の設定又は移転を許可する等」に、「とのわかない」を「調わない」に改め、同号七十七を削り、七十一を七十二とし、七十三を七十一とし、同号七十三中「昭和二十四年法律第二百八号」及び「免許を受けようとする者に対する講習会の開催」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同号七十五中「牧野の害虫の駆除を指示し」を削り、同号八十九の五を八十九の六とし、八十九の四を八十九の五とし、八十九の三の次に次のように加える。

別表第三第一号中九十三の三及び九十三の四を削り、九十三の五を九十三の三とし、同号九十七の八中「電源開発調整審議会に出席して」を削り、同号中百五を削り、百五の二を百五とし、同号百十六の二中「及びこれに基づく政令」及び「路上駐車場設置計画を決定し、及び」を削り、「受理し」の下に「及び」を加え、同号百二十五中「免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする私立学校の教育職員に対し証明書を発行し、及び」を削り、同表第二号(七)を次のように改める。

(七) 社会教育法の定めるところにより、民法第三十四条の法人の設置する公民館の運営その他に關して指導及び助言をする等の事務を行うこと。

別表第四第一号三の四中「若しくは廃棄又は井戸、溝渠等の新設、改廃若しくは使用の停止等を命ずる」を、井戸、溝渠等の新設、改廃等の命令又は使用の停止、遊泳の制限に改め、同号十五の次に次のように加える。

(十五) 水道法の定めるところにより、簡易専用水道設置者に対して清掃その他に必要な措置又は給水の停止を命じ、及び簡易専用水道設置者から必要な報告を徴し、又は職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所等に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号中十六の四を十六の五とし、十六の三の次に次のように加える。

十六の四 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の定めるところにより、登録を受けた衛生検査所の開設者から必要な報告を求め、又は職員をしてその衛生検査所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号十九を次のように改める。

(十九) 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があると認めるときその旨を都道府県知事に通告すること。

別表第四第一号中十九の二を削り、十九の三を十九の二とし、十九の四を十九の三とし、十九の五を十九の四とし、同号十九の六中「及びこれに基づく政令」及び「路上駐車場設置計画を決定し、及び」を削り、「受理し」の下に「及び」を加え、同号中十九の六を十九の五とし、十九の七を十九の六とし、十九の八を十九の七とし、十九の九を十九の八とし、同表第二号一の八を次のように改める。

(一の八) 消防法の定めるところにより、危険物取扱者に対する危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士に対する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を行うこと。(主務大臣の指定する市町村長に限る。)

別表第四第二号二十一を次のように改める。

(二十一) 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があると認めるときその旨を都道府県知事に通知すること。(福祉事務所を管理する町村長に限る。)

別表第四第二号中二十一の二、二十一及び二十二の二を削り、二十三を二十一とし、二十四及び二十四の二を削り、二十四の三を二十三とし、二十四の四を二十四とし、二十四の五を二十四の二とし、二十四の六を削り、二十四の七を二十四の三とし、同号三十中「許可し」の下に「市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し、小作料として定額の金銭以外のものを支払う若しくは受領する契約の定めを承認し」を加

え、「最高額及び」を削り、「とのわない」を「調わない」に改め、同表第五号(中「許可し」の下に、「市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し、小作料として定額のお金以外のものを支払ひ若しくは受領する契約の定めを承認し」を加え、「最高額及び」を削り、「とのわな」を「調わない」に改める。

別表第七号の表都道府県知事の項中「都道府県職業訓練審議会」を「都道府県職業能力開発審議会」に、「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定」を「都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発」に改める。

理由

国及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時行政改革推進審議会設置法案

臨時行政改革推進審議会設置法

(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、臨時行政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、行政改革に関し臨時行政調査会(昭和五十六年三月十六日に設置され、昭和五十八年三月十五日に廃止されたものをいう。)の行った答申並びに臨時行政改革推進審議会(昭和五十八年六月二十八日に設置され、昭和六十一年六月二十七日に廃止されたものをいう。)の述べた意見及び行つた答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その

結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。(組織)

第四条 審議会は、委員七人をもつて組織する。(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。(会長)

第六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(資料提出その他の協力等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号に規定する法人(同号の規定の適用を受けない法人を除く。次項において「特殊法人」という。)の代表者に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正) 2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七を次のように改める。

十九の七 臨時行政改革推進審議会委員(臨時行政改革推進審議会設置法(昭和六十一年法律第 号)に定めるものをいう。)

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

理由

社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を引き続き推進するため、行政改革に關し臨時行政調査会の行つた答申並びに臨時行政改革推進審議会の述べた意見及び行つた答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に關する施策に係る重要事項について調査審議するための機関として、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十三万円」を「二十三万五千円」に改め、同項第二号中「四万二千円」を「四万二千五百円」に改める。

第十一条第三項中「一万四千円」を「一万五千円」に、「九千五百円」を「一万円」に改める。

第十九条の二第一項中「千六百円」を「二千三百円」に、「一万円」を「一万二千円」に、「三千二百円」を「四千二百円」に、「二千四百円」を「三千四百五十円」に、「一万五千円」を「一万八千円」に、「四千八百円」を「六千三百円」に改め、同条第二項中「一万円」を「一万三千円」に改める。

第二十二條第一項中「二万四千八百円」を「二万五千四百円」に改める。

附則第十七項中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和七十一年十二月三十一日」に改める。別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	94,900	115,900	135,400	165,200	180,500	197,700	214,500	232,800	261,400	294,700	336,500
2	97,800	121,600	142,300	172,800	188,500	206,000	223,000	241,600	272,300	306,400	350,600
3	101,000	128,100	149,200	180,400	196,600	214,400	231,600	250,600	283,200	318,200	364,700
4	104,100	135,300	156,200	188,300	204,600	222,800	240,200	259,700	294,200	329,900	378,800
5	107,700	141,800	163,400	196,300	212,700	231,200	248,900	269,000	305,400	341,700	392,900
6	111,700	147,000	170,500	204,200	220,600	239,600	257,700	278,300	316,500	353,500	407,000
7	115,900	152,200	177,400	212,000	228,300	247,900	266,600	287,700	327,700	365,200	421,000
8	120,000	157,200	184,200	219,600	235,900	256,500	275,500	297,000	338,700	377,000	434,900
9	123,600	161,700	189,900	226,900	243,500	265,200	284,400	306,300	349,700	388,700	448,700
10	126,900	165,800	195,500	234,100	251,100	274,000	293,300	315,500	360,300	399,900	462,200
11	129,700	169,900	201,000	241,300	258,700	282,800	302,200	324,700	370,600	409,200	472,700
12	132,600	173,900	206,300	248,500	266,100	291,600	310,800	333,800	380,600	418,200	479,300
13	135,000	177,900	211,600	255,300	273,000	300,300	318,900	342,400	389,500	425,700	485,700
14	137,400	180,800	216,400	262,100	279,900	308,400	326,000	350,900	396,300	432,600	491,700
15	139,600	183,700	221,000	268,100	285,600	315,900	332,600	357,900	402,900	437,200	496,500
16	141,200	186,500	225,600	273,900	290,800	322,000	338,200	364,300	407,400		
17		189,300	229,800	278,200	295,600	327,700	343,300	368,600	411,900		
18		191,800	233,300	281,900	299,400	331,700	347,700	372,600	416,200		
19		193,800	236,500	285,500	303,100	335,600	351,700	376,600			
20			239,000	288,200	306,200	339,500	355,600	380,500			
21			241,500	290,800	309,200	343,300	359,400	384,300			
22			243,900	293,400	312,100	347,100	363,100				
23			246,300	296,000	315,100	350,800					
24			248,600	298,600	318,100	354,400					
25			250,900	301,100	320,900						
26			253,200	303,600	323,700						
27			255,400	306,000							
28				308,400							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	85,200	118,400	134,000	151,500	175,200	199,700
2	87,800	123,500	139,800	157,500	181,200	206,200
3	90,400	128,700	145,600	163,400	187,200	212,700
4	93,000	134,000	151,500	169,300	193,200	219,700
5	95,600	139,300	157,400	175,200	199,300	226,800
6	98,500	144,500	163,300	181,000	205,400	234,100
7	101,800	149,600	168,900	186,400	211,200	241,400
8	105,200	154,600	174,400	191,500	216,500	258,700
9	109,000	159,600	179,900	196,600	221,700	256,100
10	113,400	164,400	185,200	201,700	226,900	263,500
11	118,400	169,200	190,000	206,600	232,100	270,800
12	123,500	173,700	194,800	211,300	237,300	278,000
13	128,600	178,200	199,500	216,000	242,400	285,100
14	133,600	182,400	204,100	220,700	247,400	291,300
15	138,400	186,400	208,600	225,400	252,300	297,400
16	142,900	190,100	213,100	230,100	257,100	303,400
17	147,000	193,700	217,600	234,300	261,800	309,400
18	151,100	197,200	222,100	238,100	266,300	314,700
19	154,700	200,700	226,400	241,400	270,400	319,700
20	157,600	203,200	230,300	244,700	274,300	324,100
21	160,400	205,400	233,400	247,700	278,000	328,400
22	163,200	207,500	236,000	250,600	281,600	332,500
23	165,900	209,500	238,400	253,500	284,100	335,900
24	168,400	211,600	240,700	256,200	286,500	
25	170,600	213,600	242,800	258,800	288,900	
26	172,700	215,600	245,000	261,300		
27	174,800	217,600	247,100	263,600		
28	176,800	219,600	249,200	265,800		
29	178,700	221,500	251,300			
30	180,500		253,400			
31	182,300		255,400			
32	184,100					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 108,200	円 166,200	円 198,700	円 233,300	円 261,400	円 294,700	円 336,500
2	112,200	173,800	207,000	242,100	272,300	306,400	350,600
3	116,400	181,400	215,400	251,100	283,200	318,200	364,700
4	122,200	189,400	223,900	260,200	294,200	329,900	378,800
5	128,600	197,400	232,400	269,400	305,400	341,700	392,900
6	135,800	205,300	240,900	278,600	316,500	353,500	407,000
7	142,900	213,300	249,500	287,900	327,700	365,200	421,000
8	150,000	221,100	258,300	297,100	338,700	377,000	434,900
9	157,100	228,700	267,100	306,300	349,700	388,700	448,700
10	164,300	236,200	275,900	315,500	360,300	399,900	462,200
11	171,300	243,800	284,700	324,700	370,600	409,200	472,700
12	178,100	251,300	293,500	333,800	380,600	418,200	479,300
13	184,800	258,800	302,300	342,400	389,500	425,700	485,700
14	190,400	266,100	310,900	350,900	396,300	432,600	491,700
15	195,900	273,000	319,000	357,900	402,900	437,200	496,500
16	201,300	279,400	326,000	364,300	407,400		
17	206,500	284,400	332,600	368,600	411,900		
18	211,700	288,300	336,600	372,600	416,200		
19	216,400	292,000	340,500	376,600			
20	221,000	295,100	344,400	380,500			
21	225,600	298,100	348,200	384,300			
22	229,800	300,800	352,000				
23	233,300	303,400	355,800				
24	236,500	306,000	359,400				
25	239,000						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 105,200	円 131,400	円 155,700	円 188,600	円 205,300	円 222,700	円 239,400	円 257,600	円 285,100	円 316,800	円 350,700
2	109,200	138,100	163,000	196,900	213,500	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	113,600	144,900	170,500	205,200	221,800	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	118,400	152,300	177,700	213,300	230,100	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	123,400	158,200	184,800	221,500	238,300	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	128,300	162,800	191,700	229,700	246,400	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	132,500	167,100	198,200	237,600	254,500	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	135,300	170,700	203,700	245,200	262,600	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	137,900	174,300	209,000	252,800	270,500	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	140,400	177,800	214,100	260,300	278,200	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	142,400	181,300	219,100	267,700	284,800	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	144,400	184,500	224,000	274,900	290,800	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	146,300	187,600	228,200	280,300	296,700	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	147,900	190,600	232,000	284,800	302,600	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15		192,700	235,400	289,100	307,800	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16			238,700	293,200	312,900	354,000	369,500	393,300	417,900		
17			240,900	296,500	317,500	359,900	374,800	397,700	422,100		
18				299,800	321,300	365,100	379,700	401,700	426,200		
19				302,400	324,900	369,100	383,700	405,700			
20				305,000	328,300	373,000	387,500	409,600			
21				307,500	331,100	376,800	391,300	413,400			
22				309,900		380,500	395,000				
23				312,300		384,200					
24						387,800					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	109,700	118,800	134,100	173,100	205,800	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	114,100	123,400	141,900	181,000	214,000	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	118,600	128,000	149,700	189,200	222,300	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	123,200	133,800	157,600	197,400	230,600	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	127,800	141,400	165,400	205,700	238,800	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	133,400	149,000	172,700	213,900	246,900	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	140,600	156,500	179,900	222,200	255,000	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	147,900	163,800	187,100	230,300	263,100	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	155,200	170,600	194,400	238,400	271,000	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	162,400	177,400	201,700	246,100	278,800	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	169,000	184,300	208,800	253,700	286,600	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	175,800	191,200	216,000	261,200	294,300	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	182,600	198,200	223,200	268,500	302,000	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	189,500	205,300	230,100	275,700	309,600	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15	196,300	212,300	237,000	282,900	317,200	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16	203,100	219,200	243,900	290,000	324,300	354,000	369,500	393,300	417,900		
17	209,600	225,600	250,800	297,000	331,200	359,900	374,800	397,700	422,100		
18	215,500	231,900	257,800	304,000	337,400	365,100	379,700	401,700	426,200		
19	221,300	238,200	264,800	310,600	343,000	369,100	383,700	405,700			
20	227,100	244,500	271,900	316,800	347,100	373,000	387,500	409,600			
21	233,000	250,600	279,000	323,000	350,600	376,800	391,300	413,400			
22	238,800	256,900	286,000	329,100	354,100	380,500	395,000				
23	244,700	263,200	293,000	334,600	357,500	384,200					
24	250,500	269,400	299,600	338,200	360,800	387,800					
25	256,200	275,600	305,800	341,400	364,100						
26	261,900	281,600	312,000	344,600	367,300						
27	267,300	287,300	318,100	347,800							
28	272,600	293,000	323,500	350,900							
29	276,700	297,900	327,100	354,000							
30	280,700	302,500	330,300	357,000							
31	284,700	307,000	333,500								
32	288,700	309,900	336,600								
33	291,300	312,800	339,600								
34		315,600	342,600								
35		318,400	345,500								
36		321,100									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	105,200	131,400	155,700	188,600	205,300	222,700	239,400	257,600	285,100	316,800	350,700
2	109,200	138,100	163,000	196,900	213,500	231,000	248,500	266,700	294,400	327,900	361,900
3	113,800	144,900	170,500	205,200	221,800	239,300	257,600	275,900	304,100	339,000	373,200
4	118,900	152,300	177,700	213,300	230,100	248,400	266,700	285,100	313,700	349,800	384,400
5	124,300	158,200	184,800	221,500	238,300	257,500	275,800	294,400	323,200	360,400	395,700
6	129,800	163,600	191,700	229,700	246,400	266,600	284,900	303,800	332,700	369,900	407,000
7	134,600	168,800	198,200	237,600	254,500	275,600	294,100	313,200	342,100	379,300	421,000
8	139,200	174,000	204,200	245,200	262,600	284,700	303,300	322,700	351,500	388,500	434,900
9	143,400	179,000	210,100	252,800	270,500	293,800	312,500	332,200	360,800	397,600	448,700
10	147,400	183,700	215,900	260,300	278,200	302,900	321,700	341,600	370,100	406,600	462,200
11	151,300	188,300	221,500	267,700	285,300	312,000	330,800	351,000	379,000	415,600	472,700
12	155,300	192,900	226,700	274,900	292,000	321,100	339,900	360,300	387,900	424,600	479,300
13	159,200	197,500	231,900	281,100	298,500	330,100	349,000	369,300	396,800	433,400	485,700
14	162,900	202,100	237,100	286,500	304,800	339,100	356,200	378,200	405,200	441,100	491,700
15	166,600	206,300	242,300	291,600	310,100	347,800	363,100	386,200	413,500	445,500	496,500
16	170,200	210,200	246,800	296,500	315,300	354,000	369,500	393,300	417,900		
17	173,400	213,700	251,200	300,100	319,900	359,900	374,800	397,700	422,100		
18	176,400	217,100	255,200	303,400	323,700	365,100	379,700	401,700	426,200		
19	179,200	219,200	258,600	306,100	327,500	369,100	383,700	405,700			
20	181,900		261,000	308,700	331,000	373,000	387,500	409,600			
21	183,900		263,400	311,200	333,900	376,800	391,300	413,400			
22			265,800	313,700	336,700	380,500	395,000				
23			268,100	316,200		384,200					
24			270,500	318,600		387,800					
25			272,800								
26			275,000								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 112,000	円 144,900	円 187,500	円 226,200	円 256,400	円 288,400	円 361,200
2	117,400	152,600	196,400	236,300	266,600	300,200	373,500
3	124,000	160,800	205,600	246,300	276,700	312,100	385,800
4	130,600	169,100	214,800	256,300	286,800	324,000	397,700
5	137,300	177,400	224,000	266,200	296,700	335,600	409,500
6	144,100	185,100	232,900	275,800	306,400	347,000	421,100
7	150,700	192,100	241,400	285,300	315,900	358,400	432,600
8	157,300	199,000	249,600	294,400	325,100	369,600	442,900
9	163,700	205,900	257,500	303,000	334,200	380,600	452,600
10	169,700	212,600	265,000	311,100	343,200	390,800	460,600
11	173,900	218,700	272,400	319,200	352,100	400,700	468,200
12	177,900	224,100	279,500	327,300	360,600	410,500	475,700
13	181,700	229,600	286,500	335,400	368,700	419,300	482,000
14	185,500	234,900	293,400	343,300	376,700	427,200	487,600
15	188,700	239,900	300,200	350,600	383,300	434,300	492,200
16	191,800	244,400	307,000	357,600	389,000	441,000	
17	194,900	248,900	313,400	364,600	394,400	447,000	
18	198,000	252,200	319,400	369,700	399,400	451,400	
19	200,100		323,100	373,900	404,300	455,700	
20			326,800	377,900	408,800	459,900	
21			330,300	381,900	412,800	464,000	
22			333,800	385,800	416,700		
23			337,200	389,600			
24				393,400			
25				397,100			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	97,000	119,100	146,900	172,700	201,300	229,500
2	99,500	124,000	153,000	179,700	208,500	236,600
3	102,300	129,500	159,200	186,800	215,700	243,800
4	105,800	135,200	165,700	194,000	222,400	250,900
5	109,800	140,800	172,600	201,100	228,700	258,200
6	114,100	146,500	179,600	208,200	234,700	265,700
7	118,800	152,300	186,700	214,900	240,600	273,200
8	123,700	158,100	193,800	220,700	246,200	280,700
9	128,700	164,000	200,800	226,500	251,700	288,300
10	134,400	169,900	207,800	232,100	257,200	295,900
11	140,000	175,900	214,300	237,600	262,700	303,500
12	145,600	181,800	219,900	242,700	268,200	311,000
13	151,200	187,300	225,400	247,600	273,800	318,600
14	156,700	192,800	230,900	252,400	279,100	325,600
15	161,700	198,200	236,000	257,000	284,500	331,900
16	166,600	203,400	240,900	261,400	289,600	338,100
17	171,400	208,400	245,400	265,300	294,100	344,200
18	176,100	213,100	249,900	269,000	298,300	349,700
19	180,700	217,800	254,100	272,700	301,500	355,000
20	184,700	221,900	257,900	276,000	304,600	359,900
21	187,600	225,400	261,100	279,000	307,800	364,500
22	190,300	228,500	264,000	282,000	310,900	368,900
23	192,300	231,300	266,800	284,600	313,900	372,600
24		233,900	269,100	287,100	316,900	
25		236,100	271,500	289,700	319,800	
26		238,300	273,800	292,200		
27		240,500	276,100			
28		242,600	278,300			
29			280,600			
30			282,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	111,600	137,200	188,600	219,700	281,700
2	116,500	145,700	197,100	229,400	292,400
3	121,700	154,100	205,700	239,100	303,100
4	128,200	162,700	214,500	249,000	313,800
5	134,800	171,300	223,500	259,000	324,600
6	142,100	179,900	232,600	268,900	335,400
7	149,400	188,500	241,700	278,900	346,300
8	157,100	197,000	250,800	288,800	357,200
9	165,000	205,500	259,900	298,600	368,000
10	173,100	213,900	268,900	308,300	378,800
11	181,100	222,300	277,600	317,500	389,600
12	188,700	230,500	286,300	325,900	400,400
13	195,800	238,600	294,900	334,100	411,200
14	202,600	245,700	303,500	342,200	422,100
15	208,900	252,700	311,700	350,000	433,000
16	215,100	259,000	319,600	357,800	443,600
17	221,000	265,100	327,500	365,400	453,000
18	226,800	271,200	335,000	373,000	462,300
19	232,500	277,200	342,500	380,200	471,500
20	237,900	283,100	350,000	386,800	480,100
21	243,100	288,900	357,200	393,400	487,900
22	248,300	294,600	364,300	400,000	493,800
23	253,300	300,000	370,700	405,800	498,800
24	258,100	305,400	376,500	411,500	503,600
25	261,900	310,800	380,600	416,700	
26	265,700	315,300	384,100	420,300	
27	269,300	319,000	387,400	423,900	
28	272,800	322,300	390,700	427,400	
29	275,400	325,500	393,900		
30	277,900	328,600			
31	280,400	331,700			
32	282,800	334,800			
33	285,200	337,800			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	103,500	128,900	241,200	327,500
2	107,200	136,400	250,000	336,800
3	111,500	143,900	258,800	346,100
4	116,000	151,300	267,600	355,400
5	121,200	158,600	276,400	364,700
6	127,100	165,900	285,200	374,000
7	133,700	173,300	294,000	383,300
8	140,700	180,700	302,900	392,500
9	147,800	188,000	311,800	401,700
10	154,900	195,300	320,600	410,800
11	161,900	203,000	329,400	419,600
12	168,900	211,500	338,200	427,900
13	175,900	220,100	346,700	435,400
14	182,700	228,700	355,100	442,800
15	189,600	237,300	363,400	447,400
16	196,400	245,800	371,600	
17	203,200	254,300	379,800	
18	209,900	262,700	388,000	
19	216,600	271,100	396,200	
20	222,500	279,500	403,500	
21	228,400	287,900	410,600	
22	234,000	296,200	417,500	
23	239,400	304,600	424,200	
24	244,700	312,900	428,400	
25	249,900	320,500		
26	255,000	327,900		
27	259,900	335,100		
28	264,500	342,400		
29	269,000	349,600		
30	272,500	355,800		
31	275,800	361,800		
32	279,100	366,900		
33	282,100	371,400		
34	284,500	375,800		
35	286,800	380,200		
36	289,100	383,200		
37	291,300			
38	293,500			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	103,500	111,500	205,700	324,000
2	107,200	117,100	214,600	332,300
3	111,500	122,800	223,500	340,600
4	116,000	128,900	232,400	348,800
5	121,200	136,400	241,200	357,100
6	127,100	143,900	250,000	365,300
7	133,700	151,300	258,800	373,500
8	140,700	158,600	267,600	381,500
9	147,700	165,900	276,400	388,700
10	154,700	173,300	285,100	396,000
11	161,400	180,700	293,700	402,500
12	168,100	188,000	301,700	409,000
13	174,500	195,300	309,600	414,200
14	180,800	203,000	317,400	419,300
15	186,900	211,500	325,200	423,400
16	192,900	220,100	332,900	
17	198,800	228,700	340,400	
18	204,400	237,300	348,000	
19	210,000	245,800	355,500	
20	215,300	254,300	362,900	
21	220,400	262,700	369,700	
22	225,200	271,000	376,000	
23	229,700	279,300	381,600	
24	234,000	287,600	386,400	
25	237,400	295,200	390,400	
26	240,800	302,600	393,600	
27	243,700	309,900	396,700	
28	246,300	316,800	399,700	
29	248,800	323,400		
30	251,100	329,600		
31	253,300	335,700		
32	255,400	341,600		
33	257,500	346,900		
34		352,200		
35		356,900		
36		360,900		
37		364,800		
38		368,600		
39		371,200		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	115,900	146,800	188,600	239,100	367,900
2	122,700	154,700	197,100	249,000	378,700
3	129,900	163,000	205,700	259,000	389,500
4	137,200	171,500	214,500	268,900	400,300
5	144,800	180,000	223,500	278,900	411,100
6	152,400	188,500	232,600	288,800	422,000
7	160,100	197,000	241,900	298,600	432,900
8	167,900	205,500	251,400	308,300	443,600
9	175,800	213,900	261,200	317,500	453,000
10	183,700	222,400	271,000	326,500	462,300
11	191,100	230,900	280,800	335,400	471,500
12	198,500	239,600	290,600	346,300	480,100
13	205,600	248,400	300,300	357,200	487,900
14	212,300	257,200	309,500	368,000	493,900
15	219,000	265,900	318,300	378,800	498,900
16	225,400	274,500	326,900	389,600	503,700
17	231,500	282,600	335,300	400,400	
18	237,500	290,500	343,600	411,200	
19	243,100	298,200	351,500	422,100	
20	248,600	305,900	359,100	431,600	
21	253,800	313,600	366,500	438,000	
22	258,900	321,100	373,900	444,200	
23	264,000	328,600	380,500	450,200	
24	268,600	335,900	387,000	456,200	
25	272,900	343,100	393,200	461,500	
26	277,000	350,000	398,500	466,000	
27	280,100	356,800	403,700	470,300	
28	283,100	363,300	407,500		
29	286,100	369,600	411,100		
30	289,100	375,000	414,600		
31	292,000	380,200			
32		385,400			
33		388,800			
34		392,200			
35		395,500			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	95,000	121,100	195,100	232,500	270,700
2	97,900	128,000	204,400	241,900	281,700
3	101,100	135,800	213,700	251,300	292,700
4	104,300	143,600	223,100	260,700	304,000
5	108,200	151,500	232,400	270,100	315,500
6	113,100	159,400	241,700	279,500	327,500
7	118,200	167,300	250,800	288,700	339,600
8	123,600	175,200	259,900	297,800	351,800
9	130,400	183,100	268,900	306,600	364,000
10	137,300	191,000	277,700	315,200	376,100
11	144,500	198,800	285,700	323,700	388,100
12	151,700	206,600	293,500	332,100	400,100
13	159,100	214,400	301,000	340,400	411,800
14	166,500	221,700	307,600	348,700	423,500
15	173,600	229,000	313,800	356,900	435,100
16	180,700	236,100	319,900	365,100	446,700
17	187,600	242,500	325,900	373,300	458,300
18	194,300	248,900	331,800	381,400	468,100
19	200,000	255,300	337,600	389,500	475,400
20	205,400	261,700	343,000	396,300	481,700
21	210,800	268,000	348,200	402,900	487,000
22	216,100	274,200	353,000	407,600	492,300
23	221,200	280,400	357,500	412,200	496,500
24	226,300	285,300	361,400	416,200	
25	230,900	290,000	365,000		
26	234,700	293,700	368,600		
27	238,300	297,100	372,100		
28	241,100	300,500			
29	243,800	303,900			
30	246,400	307,200			
31	249,000	310,400			
32	251,500				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 166,600	円 229,300	円 262,800	円 341,800
2	176,100	240,400	274,100	352,900
3	185,700	251,500	285,500	364,000
4	196,700	262,800	296,800	375,000
5	207,600	274,000	308,000	386,000
6	218,500	285,200	319,300	396,600
7	229,300	296,400	330,500	407,100
8	240,200	307,500	341,800	417,200
9	250,800	318,600	352,800	427,200
10	261,200	329,600	363,900	437,200
11	270,000	339,100	374,900	447,200
12	278,400	348,300	385,200	457,200
13	286,700	357,200	395,200	467,100
14	294,900	365,800	405,100	477,000
15	303,100	374,300	414,900	485,700
16	311,200	382,800	424,400	493,900
17	319,300	391,300	433,600	501,500
18	326,300	399,800	442,800	507,700
19	331,100	406,400	452,100	512,700
20	335,600	412,600	459,000	517,500
21	338,700	418,400	465,800	
22		422,500	470,400	
23		426,500	474,900	
24		430,300	479,300	
25		434,100	483,700	
26		437,800	488,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	97,900	119,900	152,500	174,400	206,000	241,600	270,900	329,400
2	101,200	125,400	159,700	182,000	214,600	250,600	282,100	341,300
3	104,700	132,000	167,000	189,600	223,300	259,700	293,400	353,400
4	109,100	138,500	174,300	197,300	232,000	269,000	304,600	365,600
5	113,600	145,100	181,800	205,100	240,700	278,300	315,900	377,900
6	118,400	151,600	189,300	213,000	249,400	287,700	327,100	390,100
7	123,900	158,300	196,900	220,900	258,100	297,000	338,300	402,200
8	130,300	164,900	204,500	228,800	266,800	306,300	349,400	414,300
9	136,700	171,600	212,300	236,500	275,500	315,500	360,300	426,300
10	142,500	178,100	220,000	244,200	284,300	324,700	370,600	438,200
11	147,500	184,600	227,400	251,800	293,000	333,800	380,600	445,400
12	152,600	190,300	234,500	259,300	301,400	342,400	389,500	451,700
13	157,500	195,900	241,600	266,800	309,400	350,900	396,300	457,700
14	161,800	201,500	248,700	273,900	316,900	357,900	402,900	463,300
15	166,000	206,900	255,600	281,000	323,000	364,300	409,500	468,700
16	170,100	212,200	262,400	286,800	329,100	368,600	413,900	473,200
17	174,100	217,100	268,800	292,000	334,400	372,600	418,200	
18	178,100	221,700	274,900	297,200	339,300	376,600		
19	181,000	226,300	279,500	301,100	343,200	380,500		
20	183,900	230,500	283,400	304,800	347,100	384,300		
21	186,500	233,800	287,200	308,300	350,800			
22	188,600	236,300	290,000	311,600	354,500			
23	190,600	238,700	292,600	314,600	358,100			
24		241,000	295,200	317,400				
25		243,200	297,700					
26		245,400	300,200					
27			302,600					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	102,700	118,000	158,500	178,100	206,600	236,800
2	106,400	123,500	164,700	184,900	214,000	245,100
3	110,300	128,900	171,400	191,600	221,500	253,600
4	114,200	134,900	178,000	198,400	229,000	262,400
5	118,000	140,800	184,700	205,100	236,400	271,400
6	123,500	146,700	191,300	212,000	243,600	280,400
7	128,800	152,500	197,900	218,800	250,800	289,400
8	134,700	158,300	204,400	225,700	258,000	298,400
9	140,600	164,000	211,000	232,500	265,000	307,400
10	146,300	169,700	217,500	239,200	272,100	316,400
11	151,900	175,400	224,000	245,900	279,100	325,300
12	157,400	181,000	230,500	252,500	286,200	334,100
13	162,700	186,500	236,900	259,100	293,300	342,900
14	167,900	191,900	243,400	265,700	300,300	351,300
15	173,000	197,200	249,900	272,200	307,400	359,500
16	178,100	202,500	256,200	278,500	314,400	367,100
17	183,000	207,700	262,500	284,900	321,100	374,700
18	187,800	212,700	268,700	291,100	327,000	381,600
19	192,500	217,700	274,700	297,300	331,600	387,800
20	197,200	222,800	280,600	302,700	335,900	391,900
21	201,700	227,800	286,500	307,700	340,200	395,700
22	206,100	232,700	292,100	312,500	343,700	399,400
23	210,300	237,600	296,700	316,200	347,000	
24	214,000	242,500	301,100	319,700	349,700	
25	217,600	247,400	305,300	323,000		
26	220,800	252,300	308,600	325,800		
27	224,000	256,600	311,700	328,600		
28	227,000	260,700	314,400	331,200		
29	229,400	264,700	317,000			
30	231,800	267,300	319,500			
31	234,100	269,700	322,000			
32	236,300	272,200				
33		274,600				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 461,000
2		508,000
3		566,000
4		626,000
5		675,000
6		726,000
7		789,000
8		850,000
9		911,000
10		970,000
11		1,027,000
12		1,049,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
- 3 昭和六十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。（切替期間における異動者の号俸等）
- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額について、同様とする。
- 5 （切替日前の異動者の号俸等の調整）切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける

こととなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。（給与の内払）
- 7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。（人事院規則への委任）
- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十一年八月十二日付けの給与についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当及び宿日直手当の額の改定等を行うとともに、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「百二十五万五千円」を「百四万九千

円」に改め、同条第三項中「百二十五万八千円」を「百二十八万八千円」に、「六十五万九千円」を「六十七万五千円」に改める。

第四条第二項中「二万四千八百円」を「二万五千四百円」に、「四万四千二百円」を「四万五千二百円」に改める。

第九条中「二万四千八百円」を「二万五千四百円」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 5 当分の間、内閣総理大臣又は国務大臣がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

別表第一の俸給月額の欄中「一、七二五、〇〇〇円」を「一、七六六、〇〇〇円」に、「一、二五八、〇〇〇円」を「一、二八八、〇〇〇円」に、「一、二〇二、〇〇〇円」を「一、二三一、〇〇〇円」に、「一、〇一五、〇〇〇円」を「一、〇四九、〇〇〇円」に、「一、〇一五、〇〇〇円」を「一、〇三九、〇〇〇円」に、「一、〇〇四、〇〇〇円」を「一、〇二七、〇〇〇円」に、「〇二七、〇〇〇円」を「〇九一、〇〇〇円」を「九一、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、二〇二、〇〇〇円」を「一、二三一、〇〇〇円」に、「一、〇一五、〇〇〇円」を「一、〇三九、〇〇〇円」に、「一、〇〇四、〇〇〇円」を「一、〇二七、〇〇〇円」に、「〇九〇、〇〇〇円」を「九一、〇〇〇円」に、「八九〇、〇〇〇円」を「九一、〇〇〇円」に、「七九一、〇〇〇円」を「八一〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「四〇三、九〇〇円」を「四一三、二〇〇円」に、「三七〇、〇〇〇円」を「三七八、五〇〇円」に、「三三三、一〇〇円」を「三四二、八〇〇円」に、「三〇〇、二〇〇円」を「三〇七、一〇〇円」に、「二六八、五〇〇円」を「二七四、七〇〇円」に、「二三九、六〇〇円」を「二四五、一〇〇円」に、「二二六、四〇〇円」を「二三三、一〇〇円」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の規定（附則第五項の規定を除く。）は、昭和六十一年四月一日から適用する。
 - 2 旧国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和五十七年法律第三十六号。以下「法律第三十六号」という。）第二条の国際科学技術博覧会政府代表の昭和六十一年四月一日から同年九月十五日までの期間に係る俸給月額は、法律第三十六号第六条の規定にかかわらず、百三万九千円であつたものとする。
 - 3 改正前の給与法の規定又は法律第三十六号の規定に基づいて昭和六十一年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に支給された給与は、それぞれ改正後の給与法の規定又は法律第三十六号及び前項の規定による給与の内払とみなす。
 - 4 改正後の給与法附則第五項の規定は、改正前の給与法の規定に基づいて昭和六十一年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に内閣総理大臣又は国務大臣に支給された給与の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について準用する。
- 理 由
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「六千九百円」を「六千六百六十円」に改める。
第二十五条第二項中「六万四千九百円」を「六万六千八百円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	号 俸	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円		円
1	181,800	256,100	287,600	324,200	370,200	1	461,000
2	190,100	265,800	299,600	337,100	385,700	2	508,000
3	198,600	275,700	311,600	350,000	401,200	3	566,000
4	207,400	285,700	323,700	362,900	416,800	4	626,000
5	217,500	295,900	335,900	375,900	432,300	5	675,000
6	226,600	306,200	348,200	388,900	447,800	6	726,000
7	236,000	316,500	360,500	401,900	463,200	7	789,000
8	245,300	326,800	372,600	414,800	478,500	8	850,000
9	254,800	337,000	384,700	427,600	493,700	9	911,000
10	264,300	347,100	396,400	440,000	508,500	10	970,000
11	273,800	357,200	407,700	450,200	520,100	11	1,027,000
12	283,500	367,200	418,700	460,100	527,300		
13	293,300	376,700	428,500	468,400	534,400		
14	303,100	386,100	436,000	475,900	540,900		
15	312,900	393,800	443,300	480,900	546,200		
16	322,700	400,800	448,200				
17	332,500	405,500	453,000				
18	341,900	409,900					
19	350,900	414,200					
20	358,700						
21	365,900						
22	372,100						
23	377,700						
24	382,500						
25	386,700						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

[illegible][illegible]

備考(一) 統合事務会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 昭和六十一年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合には防衛庁職員給与法(以下「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合には同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁職員給与法(以下

「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六(八を除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

第一類第一号

内閣委員會議録第七号 昭和六十一年十一月二十五日

昭和六十一年十二月四日印刷

昭和六十一年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P